

第百五十六回
参議院

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第七号

平成十五年五月二十七日(火曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

廣野ただし君

補欠選任

田村 秀昭君

五月二十七日

辞任

岩佐 恵美君
又市 征治君

補欠選任

畑野 君枝君
田 英夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山崎 正昭君

阿部 正俊君

国井 正幸君

中川 義雄君

山本 一太君

齋藤 勲君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小泉 親司君

平野 達男君

委員

愛知 治郎君

泉 信也君

加治屋義人君

木村 仁君

北岡 秀二君

近藤 剛君

椎名 一保君

田村耕太郎君

武見 敬三君

谷川 秀善君

月原 茂皓君

福島啓史郎君

外添 要一君

松山 政司君

山下 善彦君

吉田 博美君

池口 修次君

岩本 司君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

広中和歌子君

松井 孝治君

若林 秀樹君

福本 潤一君

山本 香苗君

山本 保君

池田 幹幸君

畑野 君枝君

吉岡 吉典君

田名部匡省君

田村 秀昭君

田 英夫君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

外務大臣

内閣官房長官

国務大臣

防衛庁長官

副大臣

防衛庁副長官

赤城 徳彦君

大臣政務官

防衛庁長官政務官

外務大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

内閣府大臣官房審議官

警察庁警備局長

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

消防庁長官

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

外務省総合外交政策局長

経済産業省貿易

管理部長

国土交通省政策

統括官

海上保安庁警備

救難監

横山 鐵男君

細川 昌彦君

鷲頭 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

菅野 誠君

質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤剛君 おはようございます。自由民主党の近藤剛でございます。事態関連三法につき質問をさせていただきます。

将来直面する可能性のある外部からの武力攻撃などの緊急事態に對しまして、平時こそ十分な検討と議論を重ねて、法治国家にふさわしい体制を整えておくことは当然なことでございます。しながら、さきの大戦後、半世紀以上にわたりまして、我が国は、緊急事態に對する法的枠組みはおろか、なすべき国家の安全保障にかかわる当然の議論さえもないうままに過ぎてきた事実を、今般の三法案審議に当たりまして改めて思い起こすのであります。

国家の果たすべき使命のうち、国民の生命と財産の安全を確保すること以上に重要なものはありません。いざという場合には政府による超法規的措置に期待したのではありましようが、少なくとも我々立法府においては、その法的枠組みを整えておくという国家としての必要最低限の義務を、半世紀以上にわたり果たすことができなかったわけでありましよう。もとより、その第一義的責任は我々国会議員の不作為に求められねばならないと思ひます。

しかし、ようやく今月の十五日になりました、衆議院におきまして、三法案は修正の上、与党三党に加えて民主党と自由党の賛成を得て可決されました。ここに改めて衆議院におきまして関係五党の皆様方の御尽力と、特に、野党にありながらも全国民の代表としての責任をしっかりと果たされた民主党と自由党の皆様方の勇気と責任感に心からの敬意を表するものでございます。

今般の三法案は、我が国のこれからの安全保障政策の法的な枠組みと国民の安全の確保にとりまして、最低限有すべき防衛能力を確保し維持するための基盤としての役目を果たすものであると考えます。また同時に、これら三法を発動する事態を回避するための予防外交の在り方、あるいは新しい二十一世紀の世界の平和と繁栄に向けた自主

的な積極平和と外交と世界への貢献の在り方などに つきまして、改めて国民とともに考える新たな出発点であろうかと思う次第であります。

そこでまず、武力攻撃事態等の場合に国が必要となる行動を取ることを法的に裏付ける枠組みの整備に 関しまして質問をしたいと思ひます。

武力攻撃事態法案の第二十二条の第一項から二項 にかへまして事態対処法制の整備の規定が置かれて おります。これら二項の文面だけでは必ずしも明確 ではありませんが、武力攻撃事態等の有事に 当たりました、措置が当然に必要となる蓋然性 の高い幾つかの事項がございまして、例えば、国外 送金の制限、輸出入の制限、国内資産の凍結、船 舶、航空機の入港、乗り入れの制限、周辺海域並 びにシールレーンの安全確保、あるいは重要施設の 警備などでございます。

これらの措置を国が実施する必要がある場合、 法的基盤は既に整っていると考えていいのか、それ とも新立法が必要なのかどうか。その場合、本 法案で必要な立法が速やかに整合性のある形で立 法されることを担保されるかと考えていいのかどう か。これらの点につきまして、念のため御確認を お願いをしたいと思います。

項目ごとに主務官庁が異なると思ひますが、ま ず総括的に内閣官房からお答えをいただきますし て、その後、必要に応じてそれぞれの御担当の官庁 からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

武力攻撃事態等におきましては、これらの事態 を終結させるために様々な対処措置を実施する こととなるわけでございますが、そして、御指摘 のそれぞれの措置につきましてはそれぞれお答え いただくことが適当と存じますけれども、総じて 言えば、現行法を根拠に実施できる場合もあると 考えておりますが、武力攻撃事態等におきまし て、いかなる条件でいかなる措置を実施すべき か、更なる法的措置が必要となるのかということ につきましては、今後具体的に検討してまいりた

いと考えております。

○政府参考人(小寺清君) 失礼しました。

じゃ、外為法の観点からお答えさせていただきます。

現行外為法上、海外送金の制限につきまして は、外為法第十六条第一項におきまして、我が国 が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行す るため必要があると認めるときは、本邦から海 外に向けた送金等について許可制とすることがで きるとされておりました。例えば、国連決議、安 理決議等に基づけば、送金の停止等の措置を講 ずることができることになっております。

また、同条におきましては、国際平和のための 国際的な努力に我が国として寄与するために、特 に必要と認められるときには送金等の停止を行え ることになっておりました。例えば、国際社会に よつて、あるいは少なくとも我が国を含む二か国 間以上の政府等の協調により国際平和のための具 体性、特定性を持った外交的努力が行われている 場合に、我が国としてそうした外交努力の実効性 を確保するために特に必要と認められる場合には 送金の停止等の措置を講ずることになっておりま す。

一方、資産凍結、例えば預金の引出し等の資本 取引の許可制の発動につきましては、法二十一条 に規定されておりますけれども、法十六条と同様 に、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠 実に履行するため必要があると認めるとき、又は 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄 与するために特に必要とあるときといった二つの 要件の下で資産凍結等の措置を講ずることが可能 となっております。

○政府参考人(細川昌彦君) 輸出入の制限につ

きましては、外為法の四十八条の三 項、輸入につきましては外為法の五十二條がござ います。これらによりまして、外国貿易及び国民 経済の健全な発展を図るために、国際協調体制の 確保を要件にいたしまして承認を受ける義務を課

すことができる、かようになっております。

○政府参考人(鷲頭誠君) 船舶、航空機の入港、 乗り入れ制限について御説明申し上げます。

現行法では船舶、航空機の航行に關しまして当 該船舶、航空機の航行の安全を確保するという観 点から、例えば港長、これは海上保安部長などで ございまして、は、特定港内におきまして船舶の 交通を制限するといった措置を講ずることができ ますし、また、国土交通大臣は航空機の飛行禁止 区域というものを定めることができることがござ いますし、港則法、航空法などに基きまして船 舶、航空機の航行の禁止制限を行うことが可能で ございます。

○政府参考人(横山鐵男君) 海上保安庁の任務に ついてお答えを申し上げます。

海上保安庁法第二十五条におきまして、この法 律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍 隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を 営むことを認めるものと解釈してはならない、こ のように規定をされております。海上保安庁とい いたしましては、この規定に抵触しない範囲内に おきまして海難の救助、海上犯罪の取締り等、当庁 の任務を適切に遂行することとなるというふうな 考えをしております。

○政府参考人(西川徹矢君) 周辺海域並びにシ ールレーンの安全確保という点からお答え申し上げま す。

武力攻撃事態におきまして、自衛隊は防衛出動 を命ぜられました場合に、我が国周辺海域等にお ける我が国船舶の安全確保に当たることが想定さ れますが、その際に必要な事項につきましては、 自衛隊法の七十六條及び第八十八條等に規定され ているところでございます。

それから、武力攻撃事態以外の緊急事態に際し ました我が国周辺海域等におきまして我が国船舶 の安全確保につきましては、海上における人命、 財産の保護又は治安の維持に第一義的責任を有し ます海上保安庁によつて対応が不可能な若しくは 著しく困難な場合に、自衛隊法の八十二條に規定

します海上警備行動によりまして自衛隊がこれに当たると、こういうことになっております。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) 重要施設の警備につきましては、警察法二条一項に警察の責務という規定がございます。これは犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、その他公共の安全と秩序の維持に当たること、これが警察の責務でありますけれども、この責務ののっとりまして、時々々の警備情勢あるいは施設の重要度等を勘案いたしまして、重要施設に対する警察部隊あるいは警察官の配置等を行っております。

それから、具体的な警察官の権限法規といったしましては、職務質問あるいは警告、制止それから武器の使用等につきましては警察官に規定がございますし、それから刑法の現行犯逮捕、あるいは銃刀法に基づく危険物件の一時預かり、こういった個々の権限法規の規定によりまして、これらをフルに駆使をいたしまして重要施設の警備を行っております。

○近藤剛君 それぞれ御説明いただきましてありがとうございます。大体理解できました。

今お伺いいたしましたように、我が国の国内法は自衛隊関連法あるいは災害対策関連法などを除きまして、ほとんどが平時法でございます。有事を想定して整備されていらないのが実態であろうかと思ひます。是非、これを機会に経済や金融関係法なども含めまして、広く法律を点検をしていただいて、安全保障事項を必要に応じ追加されることを是非期待をしておきたいと思ひます。

続いて、同じく事態法案二十二条の三項につき、お尋ねをいたします。

ここでは、米軍との共同行動あるいは米軍への支援についての規定が置かれております。武力攻撃事態等にありましては、第三条第六項では想定されていと思いますが、国連憲章第四十二条などに基づきまして、我が国に求援する多国籍軍などにも適用可能な措置にしておく必要があるかと考えますが、いかがでありましょうか。御確認をお願いいたします。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

武力攻撃事態対処法案の第二十二条第三号が事態対処法制の内容として予定している米軍の行動の円滑化に関する措置は、米軍が日米安保条約に従って我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるように我が国が実施するというものでございまして、したがって、御指摘の国連決議に基づく多国籍軍に対する措置については、事態対処法制の整備として想定しているものではございません。

○近藤剛君 それでは、これからどう考えるんですか。

○政府参考人(増田好平君) 事態対処法制で想定しておりますのは、正に我が国に対する武力攻撃があつた場合に、アメリカ合衆国が日米安保条約の五条に従って我が国を防衛するために必要な行動を取るということになっておりますので、そのための米軍の行動を円滑にするためにどのような措置が必要かということについて検討した上で措置しようとしているものであるわけでございます。

○近藤剛君 したがって、国連から救援として派遣されてくる軍隊に対して我が国はどうか対応しようとするんですか。

○政府参考人(増田好平君) 仮にそのようなことがあつた場合にはどうするかということは、今後の検討課題ではないかと考えますが。

○近藤剛君 御検討を賜りたいと思ひます。

次に、事態法案第五条に関連し、お尋ねいたします。

ここでは、地方公共団体の責務につき定められております。ただ、その責務を果たすために必要な公的権限は既存の法体系で十分なものなのかどうか考える必要があろうかと思ひます。また、第二十二条は、政府の法整備、法制整備義務につき述べられております。この政府の法制整備義務の中には条例が含まれると理解してよろしいのでありましようか。

この二点につき、御確認をお願いいたします。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。まず、第一点目の点でございますけれども、地方公共団体は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有しておりまして、武力攻撃事態等への対処に関しましては必要な措置を実施する責務を有するわけでございます。

他方、武力攻撃に伴う国民の被害への対処は、自然災害等への対処とは異なる側面も多く、災害対策基本法等の既存の法体系をそのまま武力攻撃事態等に適用させることはできないと考えております。このため、政府としては、国民保護法制の整備が極めて重要な課題であると考えておりまして、当該法制を早期に整備し、地方公共団体がその責務を十分に果たせる仕組みを設けることとしております。

なお、仮に国民保護法制が未整備の間に武力攻撃事態が発生した場合は、地方公共団体は、警察、消防関係法など現行法の規定に基づきまして、住民の生命、身体及び財産の保護のために必要な措置を可能な限り講ずることとなるわけでございます。

それから、二点目の点でございますけれども、事態対処法案の第二十二条は、政府に対しして事態対処法制、すなわち法律の整備を義務付けたものであると考えておりまして、地方公共団体に係る条例の制定は含まれていないところでござい

ます。

他方、今後の事態対処法制の整備に関連いたしまして、地方公共団体が必要な条例を整備することは想定されるところでございます。例えば、国民保護法制では都道府県や市町村の国民保護対策本部の運営に関する事項など、一定の事項につきましては地方公共団体の条例で定めるよう規定することを想定しているところでございます。

○近藤剛君 よく分かりました。

しかし、いかに責任と権限が明確になったとしても、有事にあつてはそれだけで実効性が十分に確保できるわけではありません。地方公共団体な

ど関連先との日ごろの緊密な連絡、必要事項に関する研修、定期的な演習の実施などが特に必要であると思ひます。

これらにつきまして、どのような準備を現在具体的にされておられるのか、あるいはなされる御予定か、御説明をお願いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。武力攻撃事態等の対処に当たりましては、平素から行政機関相互の緊密な連絡を取ることが重要であるということは当然のことでございます。国民の保護のための法制では、国が策定する基本方針に基づきまして、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等が国民の保護に関する計画を策定し、全体として国の方針に基づく対処が実施される態勢を構築することとしておりまして、その態勢に基づいて行政機関相互の連絡を平素から緊密にするようにしていきたいと考えております。

また、御指摘のあつた関係者の研修や訓練についても重要と考えておりまして、これらの措置につきましては法律上の規定の必要性を勘案しつつ検討してまいりたいと考えております。

○近藤剛君 この点につきまして、石破長官、何か御所見ございますか。

○国務大臣(石破茂君) 今、増田審議官からお答えになったとおりだと思います。

ただ、それを本場一つ一つきちんと検証して答えを出すという姿勢が私どもには必要なのだというふうにお思つておるところでございます。

○近藤剛君 ありがとうございます。

次に、事態法案第三条第四号、日本の国民の自由と権利につき念のため確認させていただきたいと思ひます。

ここでは、国民、「国民の」と表現されておりますが、憲法の一部では御承知のとおり「何人も」との表現がなされております。当然のことではございますが、これは日本在留の善良なる外国人についても適用されるべきものと考えておりま

すが、それでよろしいでしょうか。御確認をお願いいたします。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

一般に、法律におきまして「国民」と書かれております場合、国民とは日本国籍を有する者をいまして、外国人は含まれないということであらうと思います。

武力攻撃事態対処法案第三条第四項に規定いたします武力攻撃事態への対処と国民の自由と権利との関係に関する基本理念は、憲法における基本的人権についての考え方のひとつたものでございます。また、憲法第三章の国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上日本国民を対象としておりと解されているものを除き、外国人に対してもひとしく及ぶものと解されておるところでございます。

したがって、法律の意味におきましては、国民に外国人は含まれないわけでございますが、この規定に掲げられた基本理念は、日本に居住し又は滞在している外国人についてもひとしく及ぶべきものであると、そういうふうにご覧いただいております。

○近藤剛君 御確認ありがとうございます。

なお、この点に関連いたしまして、法案とは直接関係ございませんが、帰化により日本国籍を取得された方々の人権につきまして、有事にあつては特に留意が必要だろうと思っております。

御記憶にありますように、第二次大戦中のアメリカにおきまして日系アメリカ人の人権が長期間にわたり侵害された悲しむべき歴史がございます。最近でも、九・一一の後、イスラム系アメリカ人の人権侵害の事例が多く見られました。米政府もその是正に苦慮したとこのことでもあります。これらに類似した事件が我が国で起こることがないように十分に注意をしておくべきであります。この点につき、何か御所見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。帰化によって日本国籍を取得された方に対する

差別はそもそもあつてはならないこととございまして、日本国籍を取得した者は日本人でありまして、日本国憲法が保障する基本的人権を享有することは当然だろうと考えております。

○近藤剛君 ただいまの点につきまして、川口大臣、何か御所見ございますか。

○国務大臣(川口順子君) 今まで政府参考人から答弁があつたように、人権の問題というのは非常に重要な問題でして、我々は何をするに当たつてもこの問題をきちんとして心に留めて行動しなければいけないと思つております。

過去、委員が挙げられた例あるいはその他の例、様々な例について思いをいたしますときに、委員の御指摘のように、この問題については十分に注意を政府としてしていかなければいけないと思つております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

次に、事態法案第九条及び第十条に関する手続につきお伺いをいたします。

武力攻撃事態等に至つた場合、基本方針を定め、対処措置を実施するには安全保障会議の議を経て閣議の決定の後国会の承認を求めることになっております。有事は多くの場合、突然起こる可能性があります。時間的な余裕は余り期待できないと考えておくべきであらうかと思つております。

例えば、日本周辺のある場所が我が国に対するミサイル攻撃が明白に意図され、燃料注入も開始されたとの確実な情報に接した場合、我が国は直ちに第九条及び第十条に規定する手続を行った上で米軍の支援を仰ぐ必要があるのではないかと、そのように想像をするわけでありまして、これらを行つて限られた時間、例えば二、三十分の間に行つて必要があります。その場合、本当に間に合うのかどうか、あるいは間に合わせるための何らかの工夫の余地があるかと考えておられるのかどうか、間に合わないで結局は超法規的に処理するといふのでは何のための今回の法制かということになります。御確認を賜りたいと思つております。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

武力攻撃事態への対処に際しましては、政府は、事態の認定等の重大な判断を極めて限られた時間的制約の中での確に行つたものと、当該判断に基づく各種の措置の実施を迅速に行うことが必要となるのは当然でございます。

かかる政府の意思決定につきましては、法案の仕組みとしては、安全保障会議の果たす役割が重要であることから、法案におきまして同会議の機能の強化を図つておるところでございます。

例えば、安全保障会議に内閣官房長官を長とする事態対処専門委員会を設置することとしておりますが、この委員会は、事態が現実に起こつたときに迅速かつ的確に対応できるよう、平素から専門的な調査分析を行い、安全保障会議への進言を行うものでございまして、対処基本方針の迅速な策定がこれにより図られることになるものと考えております。また、対策本部長たる内閣総理大臣に総合調整権を付与するというなどによりまして、対処措置の的確かつ迅速な実施を図ることとしております。それに加えて、当然のことながら、日ごろからの情報収集機能の強化といふようなことを通じて、対応に遺漏なきを期したいと思つております。

超法規的といふような措置が取ることとは全く考えておりません。

○近藤剛君 この点につきまして、石破長官、何か御懸念ございますか。

○国務大臣(石破茂君) 間に合わなかつたら、これは大変なことになります。しかし、先生御指摘のように、超法規的といふことをやってはいけないう。そうすると、言葉の上では今のような御説明になるわけですが、本当にそんなことできるのかねといふことだと思つております。

言葉の上では整理はできますが、実際に今我が国が敵地攻撃能力を持つという選択をしていないわけでございます。そうすると、どういふ形で米軍がそこにおいて打撃力を使用するのか、そこにおいてどのような形で調整を行い、先生のお言葉をかきれば要請とか依頼とかいふものをどのよう

に行うのかということになるのだらうと思つております。

それとまた、先生から後ほど御質問があるのかもしれませんが、例えば迎撃ミサイルといふものを持つ場合に、本当にごく限られた時間でどのように意思決定を行うのかといふことは、本当に私にはある意味秒単位の世界なんだろうと思つております。分単位の世界といふよりも秒単位の世界で行われる意思決定であつて、きちんきちんとそのことを詰めてみないと、理屈の上ではできましたが、実際にやつたらできませんでしたといふようなことがあつてはならないといふふうに思つております。

○近藤剛君 ありがとうございます。正にそのとおりなんだろうと思つてます。是非、総理に対する事前の権限の移譲なども含めまして、事態に即した検討を是非早期にやつていただくことをお願いをしておきます。

次に、事態法案第四条に關しましてお尋ねいたします。

ここでは、国は、組織及び機能のすべてを挙げて、国全体として万全の措置を講ずるものとされているわけでありまして、武力攻撃事態にありましては、その措置の中核は自衛隊によります防衛出动であらうかと思つております。

そこで、石破長官にお伺いをいたします。自衛隊にありまして組織及び機能のすべてを最も効果的に活用して運用するためには、陸海空の緊密な連携と統合運用に向けた態勢整備が必要であらうかと思つております。この点につきまして、通信、指揮系統上、現状で問題がないのか、あるとすれば今後どのようにその完成度を高めていくのか、このような点に關しまして、その基本的な御方針及び御所見をお示しいただきたいと思つております。

○国務大臣(石破茂君) このことにつきましては部会でも随分先生からも御教示をいただきました。もう一度確認のために答弁をさせていただきます。先生おっしゃいますように、まさしく統合とい

うことが大事なものであつて、陸は陸、空は空、海は海というようにをやつておつても仕方がないわけでございます。したがって、統合運用に関する検討というものが昨年の四月、中谷防衛庁長官、当時の長官から指示が出されまして、将来にわたつて迅速かつ効果的に自衛隊任務を遂行し得る統合運用の態勢について抜本的な検討を行うということになりました。昨年の十二月、私に對しまして報告書がなされたわけでございます。

これまで、先ほど申し述べましたように、今までは運用は各自衛隊ごとにやることを基本とするのだといふことでもございましたが、今度は、統合運用を基本とする、そういう態勢に移行することといたしました。これは意外と大変なことでもございまして、これはアメリカも含めまして、どの国もどうやつて統合運用するのかといふことについては悩みに悩んできたことであり、現在も悩んでおります。

現在、決まっておりますといひますが、提言がなされておりますのは、一つは、長官の補佐といふのを軍事専門的に行うわけでございしますが、これを一元化するために、まだ仮称でございしますが、統合幕僚長といふものを作ろうと。長官の軍事的な補佐といふのは、統合幕僚長なるものを作りました。そこにおいて一元化されるということが一点。そしてまた、それを統合運用いたしますための組織として統合幕僚組織といふものを作らなければいけないのだといふこと。そして、その運用の実効性を確保するために必要な基盤を整備しましょうといふことです。

この必要な基盤と申しますのが、まさしく先生が御指摘になられましたような、じゃ、その通信、情報交換といふのはどうなっているんですかと。陸は陸、空は空、海は海で、ばらばらの通信系統を持つておつてそういうことができるのかといふようなこともございます。したがって、この統合といふものを実際に可能にするために、特に私はその通信系統といふものが一番大事ななだと思つております。

ただ、一元化をしてしまひますと、それによつて、攻撃を受けたとしたならば、今までは陸はやられたが海と空の通信系統は生きていたといふことがあつたわけですが、それを一元化を本当にしたいとしますと、一つやられたら全部ダウンするといふことが起こりかねない。だとするならば、そのバックアップ体制といふものをどのようにしていくべきかといふ議論もしていかなければいけないことだと思つております。

この統合の運用といふものを可能にいたしますためには、まさしくそういうことを詰めていかなければいけないといふことでもございまして、これは党でも随分御議論をいただいておりますし、これは党でも、統合といふのは運用だけやつたて仕方がないお話でございまして、それを整備でありますとか人事でありますとか、そういうものまで広げていかなければいけないことだと思つておりますが、まず運用といふものを統合してやることに可能な基盤の整備といふことにつきまして今議論を詰めていただいておりますのでございします。

○近藤剛君 分かりました。是非その方向で御検討を深めていただきたいと思ひます。次に、事態法案附則第二並びに安保会議設置法改正案に関連してお伺いをいたします。アメリカにおきましては、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロの後、本土防衛法を制定いたしました。これは我が国のいゆる専守防衛と同じ思想に立つた措置であります。

我が国にとりまして、この本土防衛法に基づくいゆる専守防衛をねらいとした全体のシステムの考え方は、これからの緊急事態へ対応する組織作りにおける程度参考になるのではないかと考えます。少なくとも研究の価値はあると思ふのであります。また、安全保障会議につきましては、この改正案によりまして、構成メンバーも一部変わります。機能の強化が図られるわけですが、平

時から内閣総理大臣を補佐する国家安全保障政策の立案調整の任に当たるスタッフを擁する組織体として、アメリカのホワイトハウスにあります国家安全保障会議、NSC類似の役割を担うことも今後検討してもよろしいのではないかと思ふわけでありまして。

この点に関連いたしまして、基本的なお考えが何かございましたらお聞かせいただきたいと思います。○国務大臣(石破茂君) 後ほど、各論に関しましては内閣官房からお答えをいたします。先生の御質問聞いてさうだと思ふのですけれども、要するにアメリカは、今までは国土安全保障といふことを実は考えてこなかった。九・一一というところで、本当に国土がやられるんだと、といふことで、日本においては常態的なものじゃないのと、まさしく国土が戦場になるかもしれないといふことが専守防衛と表裏になつておる部分がございまして、すべてがさうだとは申しませんが、だとするならば、国土安全保障省の在り方といふものをきちんと私どもにおいても検討してみたい。価値は十分にあるのだと思つております。ただ、国土安全保障省といふのはまだ発展途上にあるといふような理解もいたしております。その考え方といふものは我が国において学ぶべきものが多いといふふうにも思つております。

また、衆議院においてだつたかと思ひますが、どなたかの御質問で、いゆる危機管理といふものを二十四時間、三百六十五日、そのことを考えるポリテikalアポイントメントの人間が必要なのではないのかといふ御指摘をいただきました。メンバーも更に充実をいたすことでもございまして、そのときの質問はたしか、そういうような責任者は官房長官がなつておられる、でも官房長官といふのは本当に内閣のスポークスマンからいふんことを抱えておられて、そのことに専念するだけのそういうような余裕は当然ないわけであ

ございます。そのことを朝から晩まで三百六十五日考えるような政治的な責任を取る人間といふものが必要ではないかといふ御指摘をたしかどこかでいただきました。そういうことも含めまして今後また検討し、御教示を賜りたいと思つております。○近藤剛君 この点につきまして、何か内閣官房の方から御意見はございますか。○政府参考人(増田好平君) お答えさせていただきます。

国家の緊急事態への対処に当たりましては、現在のところでは内閣官房を中心に関係省庁との有機的な連携の下で情報を集約し、政府としての意思決定を行うことになつておるわけでもございまして、また、政府としては、事態に應じて適切な対応が取れるよう不断に検討を行うことも重要と考えているところでございします。

そういった中で、この三法案の審議に関連いたしまして、衆議院段階におきまして、附則の二項という形で修正されておりました。それは、「政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする。」と、こゝういふ修正案が出ておるわけでもございします。

現時点において、私どもとして特定の組織の形態を念頭に置いておるわけではございませんが、諸外国の制度についても様々な観点から参考としつつ、緊急事態対処の中核を成す組織の在り方についても検討してまいりたいと、そのように考えております。

○近藤剛君 この点につきまして、NSCの実態を熟知されておられます川口大臣、何か御意見ございしたらお聞かせいただきたいと思います。○国務大臣(川口順子君) 私は、NSCについて、これは近藤委員に申し上げるのは本当に釈迦に説法以上のものでございまして、大変に申し上げにくいんですけれども、近藤委員も御案内のように、アメリカのNSCは大変によく機能していると思つております。

それで、これは片方で国防省、片方で国務省、そして大変に強い大統領という存在があつて非常に機能しているという面もございます。また、他方で、我が国は違う政府の成り立ちを持つておりますので、直ちに持つてきてうまくいくかどうかというところはございますけれども、おっしゃっている、こういった問題については、ばらばらではなくて集中的にコントロールをし、そこで意思決定をしていくという形にしていくことが重要であるという意味でおっしゃっていらつしやると思いますが、それについては全くそのとおりであると、非常に必要なことだと思つております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

是非、安全保障会議の機能強化につきまして真剣に御検討を賜りたいと思います。

それでは次に、事態法が想定をいたします有事が実際に発生することを回避するための予防外交につきまして考えてみたいと思います。

国民の安全、生命、財産の保護は、外交、安全保障の基本であります。この基本を守るためにまず求められるのが、日本と周辺地域の安全と平和を確保することです。日本は、各国間の対話、交流に、対話あるいは交流に一段と積極的な役割を果たし、相互理解と信頼関係作りを図っていくかなければいけないわけでありまして、それが紛争を予防し、地域の安定と平和を確保するための基本であろうかと思ひます。アジア太平洋地域を中心と据えた地道な外交と信頼醸成の努力が極めて重要なゆえんであります。

また、日本とアジア諸国の間には第二次大戦中の不幸な歴史が横たわつております。そのため、誤解や外交上の障害がいまだに残つていられるわけでありまして、アジア諸国との経済的、文化的、あるいは人的交流を更に深めまして、また、歴史認識の共有に向けた努力を行うことなどによりましてアジアでの信頼を勝ち得ることがおのずと重要であります。

加えて、アジア太平洋地域におきましては、APERCあるいはASEANリージョナルフォーラム

ム、ARFなどに加えまして、北朝鮮に利害関係を持ちます日、米、韓、中、ロシアなどの外交上の枠組みが既に存在している、そして引き続き進化を遂げつつあると思ひます。これらの外交上の枠組みは我が国にとりまして極めて重要でありまして、我が国にとりまして安全保障上の環境を整える枠組みとしてこれらも積極的かつ戦略的に活用できると認識をしております。

そこで、川口大臣にお尋ねいたします。紛争を予防し、地域の安定と平和を確保するという観点から、アジア太平洋地域を中心に据えた外交の枠組みにつきまして、我が国の基本的な考え方を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 平和と安全、平和と安定ということでは我が国の外交の目標ですけれども、特にこのアジアの地域にあってこれを確保していくことは我が国にとって重要でございます。その意味でこの地域を見ますと、世界の他の地域とは異なつてまだまだ不透明なところがあり、そして不確実な要素が残つているということであるかと思ひます。

その地域における我が国の外交の考え方といふのは、まず米国の存在をそして関与、これを前提とした上で、二国間、そして委員がおっしゃつたようなAPERCですとかあるいはARFといった多国間の対話、この枠組みを重層的に重ねていくということが我が国の基本的な考え方でございます。そういった中で安全保障対話あるいは防衛交流、そういったことを進めていって、我が国を取り巻く安全保障環境の整備を行つていくということが基本的な考え方でございます。

特に、ARFにつきましては、これはまず信頼の醸成そして紛争予防といったことに取り組んでいくわけでございますので、この六月にもARFの会合がございますので、私としても、もし国会のお許しがいただければこれに参加をしたいというふうに考えております。

それから、政府として行つていきますのは、更にこの地域における平和の定着の努力でございます。

て、スリランカについて今積極的に取り組んでおりますし、そのほか、例えばアチェですとかそれから東ティモールですとか、そういったことについての平和の定着の取組を我が国として積極的に行つております。

また、信頼醸成の枠組みについて、六か国、これは日本、米国、中国、ロシア、韓国、北朝鮮といった六者が参画をして信頼醸成のための枠組みを設定をしていくということが有益であるということをお我が国としてはかねがね主張いたしました。ただ、働き掛けを関係者に行つてまいりました。ただ、現在は、この問題については、今まず、核兵器の開発やその他の問題を含みます北朝鮮の問題、この平和的な解決が重要でございますので、中ロといった関係国、米国、韓国とともに今現在外交努力を行つているところでございます。

○近藤剛君 ありがとうございます。

もちろん、アジア諸国との信頼醸成を向上させる、信頼関係を向上させるということとは、外交面だけではなく、我が国の国内にありまして、例えば歴史認識の共有に向けた更なる努力が必要だということもあつたと思ひます。国内でやることも多くあるということをおし添えておきたいと思ひます。

次に、テロの問題に移らせていただきます。

国際テロの撲滅は、目下、世界にとりまして最大の関心事であり、また最大の課題であります。九・一一、同時多発テロの直後にアメリカ国務省が作成をいたしました海外テロ組織団体のリストの中には、日本のオウム真理教もその一つとしてリストに載つていられるわけでありまして、アメリカ政府は、国際テロ対策の原則として次の四項目を打ち出しております。一つがテロリストに譲歩しない、取引しない、第二がテロリストの犯罪は法で裁く、三番目がテロ支援国家の行動を変へるためにその国を孤立させ、圧力を掛け、四番目がアメリカに協調する国あるいは支援を要請して国のカウンターテロ能力を向上させることに協力をするということでございます。

事態法案二十五条の対テロ国内対策の在り方に加えまして、国際テロ撲滅のための我が国の基本姿勢、それとこれからの取組方針につきまして、当面のテロ特措法延長の必要性なども含めまして、福田官房長官並びに川口大臣に御所見をお尋ねをいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 昨今の国際的な、また大規模なテロ、こういうようなテロの撲滅のために国際社会が一致して緊密なる関係を維持し、協調しながらあらゆる手段を講じて対応していくと、これはもう極めて大事なことでございます。そういうような趣旨でもって、アルカイダの問題につきまして、アフガニスタンにおける、こういうことに対しては、テロ対策特措法に基づく自衛隊の派遣というようにも、これも実施をしておるところでございます。

テロ対策の特措法に基づく支援のほかに我が国は、テロ資金対策、またテロ関連情報の収集、分析、航空保安、出入国管理行政等の分野における途上国のテロ対処能力向上支援など、諸外国との協力関係の強化に引き続き取り組んでいく考え方でございます。

また、ただいま御質問のテロ対策特措法の延長の問題につきましては、今、このアルカイダの活動状況、どういふような問題があるのかということについては情報収集、分析をし、そしてこの活動が、これは何も米国だけでなく、限られた国だけではなくて、多くの国際社会が協力して、一致協力してこの対応をしている、そういう状況でありますから、各国とも相談をしながら最終的には我が国として決定しなければいけないことであると思ひますけれども、しかしながら、この時期については、そういうような重なる判断を伴うことではないと思ひますので慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 今、官房長官がおっしゃつたことに尽きていられると思ひますけれども、先般の外務大臣のG8の会合におきまして、テロの問題というのはたくさんあつた議題のうちの

第一番目の議題として取り上げられ、各国、熱心に議論をいたしまして、テロ、国際テロの問題というのはまだしばらく続く長い戦いである、これに對して国際社会が一致団結を對して対応していかなければいけないし、發展途上國に對してこの点についての技術移転等も必要であるということでございます。

我が國としては、これは二〇〇一年の九月の十九日に小泉総理が発表なさった基本方針というのがございますので、それに基づきましてきちんと対応をしていきたいと考えております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

それでは、最後に、イラク復興支援につきまして、福田長官、川口大臣、石破長官にお伺いをいたします。

イラクにおけます人道支援、復旧、復興、治安、経済制裁の解除、統治形態等の規定を内容といたします安保理決議一四八三が去る五月二十二日に採択されております。茂木副大臣の報告や各種報道によりまして、イラクにおきましては、当面、治安の回復、ライフラインの維持・復旧、医療等の人道支援が急がれるということであります。

これからの我が國の国際社会に對する責任と國益もしっかりと踏まえまして、自衛隊の派遣を含めまして我が國は積極的、主体的かつ迅速に國連の支援要請にこたえるべきであると考えています。

我が國のイラク復興支援に關する政府の基本的な方針をお示しいただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田康夫君) イラクの復興につきましては、これは先般、安保理決議一四八三でもつて加盟國に對しましてイラクの安定及び安全への貢献や人道・復旧、復興支援を要請をしておることは委員御案内のとおりでございます。我が國も、國連の関与を得ながら国際社会が團結してイラクの復興に取り組むということについて、これは歓迎をする、そういう立場でございます。ですから、イラクが國際協調の下で一日も早く再建され、そしてまた、イラクの人々の生活が正常化する

るようにできる限りの支援をしていきたい、このように思います。

イラクにおける人道・復興支援等に對する自衛隊による協力につきましては、幅広い見地から所要の検討を進めております。現在は、現行法の下で何ができるかということについていろいろ対策を考えて外務省からも各種のメニューを出しておるところでございます。

また、自衛隊の派遣につきましては、周辺國において現行法の下で輸送支援というものがどういうニーズがあるかといったようなことも検討するということでもつて、これも前向きに考えておるところでございます。

いずれにしましても、今後イラクの復興を支援するために我が國として何ができるかということ、我が國の、我が國のできることですね、我が國のできるふさわしい貢献を行うと、そういう観点から自衛隊等による協力の在り方を含めまして今後検討してまいりたいと思っております。

○國務大臣(川口順子君) 我が國が、茂木副大臣をまだ、まだ戦争が、主たる戦争が終わって間もないところに現地に派遣をして現地のニーズをこの目で見てきたということについては、非常に良かったと思っております。今、官房長官おっしゃいましたように、イラク人のために我が國として何ができるかということ念頭に置いて、日本の貢献をきちんとしていきたいと思っております。

○國務大臣(石破茂君) 今、官房長官、外務大臣からお答えがあったとおりですが、三つあるんだろうと思ひます。ニーズがあつて能力があるというのが一番いいわけで、ニーズはあるが能力はない、こういうこともあります。能力はあるがニーズがない、こういうこともございましょう。やはり、現場がどういふことなのか、そして我が國が國際的な責務であるのか、そして我が國が國際的な責務であるのかを果たすと仮に自衛隊がした場合に、それが安全確実に遂行されるものであるかというふうなことをきちんと考えながら、我が國の責任の果たし方というのを政府全体で議論すべきもの

と考えております。

○近藤剛君 ありがとうございます。

私がただいておりました時間となりました。これから、同僚の椎名委員が引き続き質問をいたします。

当法案の一日も早い成立と施行を期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○椎名一保君 御指名いただきました自由民主党の椎名一保でございます。

本日は、質問の貴重な機会を与えていただきまして、委員長始め委員の皆様方に感謝を申し上げる次第でございます。

この有事関連三法案は、國家としてなすべき最低限の法制の整備がようやく緒に就いたものと考えます。その内容は、國家として当然のものであり、早期に成立させるべきものと考えます。

本日の私の質問は、法案の内容そのものではななく、國家の緊急事態に關連して今後より突っ込んだ議論をするべき基本政策について問題提起を申し上げたいと思ひます。

私は、三十年間ほど保育事業に従事しております。家内と二人で保育園をやっているわけでございますけれども、子供の危機管理、まあ安全確保ではないんですけれども、朝、保護者が子供さんを送つてまいりまして、また、帰りに無事な姿でお渡しすると。そのことに關しまして、それにかかわる、子育てにかかわる経営者、また保育士さんたち、幼稚園の先生たち、学校の先生たち、これはあらゆる危険を想定して、マニュアルがあるからこれでいいということではなくて、もしも

こういう危険が、こういうことがあつたらということ等を常に念頭に置いて積極的に危機管理をしているわけでございます。ですから事故がないんです。零歳児の子供さんを預かつて、無事にほとんどきちんとした形で子供さんをお返しするんです。

危機管理ということに關しましては、子育ての現場でも、本場に責任を負う立場の人たちはそういう

いう考えに基づいて、心構えをやつておるわけでございます。私自身は、有事また防衛等のことを専門的に学んだわけではないんですけれども、やはり責任ある仕事をする者の危機管理に對する認識ということから、やはり長年やってきたという観点から、そういう気持ちを持つて御質問をさせていただきます。

まず、一昨年の米國同時多発テロを受けまして、自衛隊の、自衛隊法の改正によりまして、自衛隊による警護出動の仕組みが導入されました。テロに對する我が國の安全確保という観点では一歩前進であつたと思ひます。

しかしながら、現行法では、警護対象が自衛隊と米軍基地のみに限定されておまして、これでは不測の事態に對処できないのではないかと。また、イラク攻撃の際には警察が六百五十か所に及ぶ施設の警護に動員されまして、治安對策に支障が出かねない状況であつたと聞いております。

國民の安全を確保するためには國家の保有する資産を最大限活用すべきであると多くの國民は考えていると思うんですけれども、現状の警察の警備体制で國の重要施設や公共に資する重要施設の警備は万全かどうか、まず、このことについてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(奥村萬壽雄君) テロ等の不測の事態に對処いたしまして、原案あるいは官邸等の重要施設を守ることにつきましては、これは、治安維持に全般的な責任を有しております私も警察が第一義的に對処すべきものと考えております。そして、テロに對しましてこういう重要施設を守るためにはまず何が大事かといひますと、テロ情報の収集、そして分析でございます。それから、テロを行うときには下見とあるいは偵察といったものが通常先行するわけでありまして、そういうした兆しをとらえる、具体的には職務質問等によつて不審者を発見する、そういうした措置の上で警備部隊によつてきつちりとした警戒警備をすることが大事であるというふうな考えております。そこで、具体的にどういふ警戒警備をしている

かということでありすけれども、例えば原発につきましても、銃器対策部隊というものを二十四時間体制で各原発に常駐をさせております。この部隊は、ライフル、サブマシンガンあるいは耐弾仕様の装甲警備車を配備しておりますし、それから、総理官邸には総理官邸警備隊という専門の警備部隊を配置いたしまして、銃器、爆発物による攻撃に対処し得る装備資機材を備えて対処しております。

さらに、万一テロが発生をいたしました場合には、特殊部隊のSATというものを投入いたしましたしてこれに対処することといたしておりますけれども、このSATは、自動小銃あるいはライフル、そして作戦用のヘリといったものを保有しております。そしてまた、各国の特殊部隊とも合同訓練を頻繁に行っております、その能力は国際的に見ても遜色がないというふうに考えております。

こういうことでありますので、重要施設の警備につきましては、私ども治安維持に第一義的な責任を有する警察で十分に対処できると考えております。今後とも、体制、装備等の充実に努めながら重要施設の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、先般のイラクへの武力攻撃に伴いまして、重要施設の警戒箇所六百五十か所につきまして警戒をしたわけでありますけれども、これに伴いまして国内の治安対策、一般の治安の方に支障が生じたということはありません。

○委員長(山崎正昭君) この際、御紹介いたします。

今般、本院議長の招待により来日されましたトヴィン・ウクライン最高会議議長の御一行が、本委員会の傍聴のため、ただいまお見えになりました。

御起立の上、拍手をもって歓迎の意を表したいと思ひます。

〔総員起立、拍手〕

○委員長(山崎正昭君) どうぞ御着席ください。

○椎名一保君 答弁ありがとうございます。

本当に大変な状況で御苦労なさってくださっていることは重々理解できるところでございます。ただ、一九八九年から約二〇〇〇年の約十年間で、日本の犯罪発生件数が百六十七万件から二百七十三万件にまで増えている状況、これも現実でございます。当然、それに合った警察、警察官の増員ということが図られればこれは万全であると思うんですが、なかなかそうはいかない。ですから、検挙率も残念ながら下がってきているというようなことをやはり国民は大変心配しておりますので、そういうことにしまして、幸い、警護出動以来、自衛隊と警察と自衛隊は非常に円滑にいろいろな交換をなさっているというお話も聞いておりますので、こういったことが後手にならないように、どうかひとつお願いを申し上げます。

続きまして、北朝鮮情勢や弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散といった諸情勢を踏まえ、早急に取り組むべき問題である弾道ミサイルの対処についてお伺いいたします。

現行法に基づき防衛出動で弾道ミサイル対処を行う場合には、弾道ミサイル、瞬時に、弾道ミサイルに瞬時に対応することができず、先ほどもございましてたけれども、なすすべないまま第一撃を甘受せざるを得ないおそれがあります。

第一撃が一発のミサイルであるとは限りません。二百基のノドンが配備されているというところでございまして、極端なことを言ったら二百か所に一度にということも考えられるわけでございまして、そして、あるいは大量破壊兵器が搭載されている場合には第一撃で壊滅的な打撃を受ける可能性もあります。

この弾道ミサイル対処につきましては、航空機に対するスクランブル対応と同様に、迎撃のための権限をあらかじめ現場の指揮官に付与することができるよう法制を整備すべきと考えますが、防

衛庁長官のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。

先ほど近藤委員の御質問にもお答えいたしました。したが、間に合いませんでした。これは話にならないことではございません。かといって超法規をやっているわけでもない。そうすると、弾道ミサイル防衛をどういうような法的構成をしようかというところはかねてから議論になっておることでございまして、これは党でも随分議論をいたしましたし、政府の中でも議論をいたしております。

今、委員が御指摘のスクランブル的なというのは、恐らく八十四条、領空侵犯措置的な構成を取るべきだという御議論かと思ひます。それを防衛出動という構成を取るか、あるいは領空侵犯的な構成を取るのか、それともほかの法的構成があり得るのか、という形が望ましいかということ、当然のことではございますが、シビリアンコントロールとの観点から議論をする必要があるだろうと思っております。

それは他方、弾道ミサイルを撃つてくるという行為をどのように評価すべきなのか、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使であり、それに對して私どもが武力を、いやごめんない、迎撃ミサイルを撃つということが、それは自衛権の行使として構成をされるのか、そこはいろんな議論があるんだろうと思っております。

これ、先生の御指摘ももちろん踏まえた上で、政府で、繰り返し答弁になりますが、法的にきちんとして裏付けというものがなければ超法規でやっていると話にもなりませんし、間に合わないわけではございまして、きちんと対応すべく今鋭意検討中ではございます。

○椎名一保君 冒頭の私の話にございましたとおり、とにかく子供の命を守る、国民の命を守ることについてあつちの想定をしてやらなさいかめことであつて、その超法規という言葉が出てくるそのものが準備不足だということではないかと思ひます。

す。

肝心なことは、今、長官がおっしゃられたように、防衛に関して議論をすれば、もう瞬時、五分か六分で日本に届く、射程、日本を射程に入れた兵器があることは、これは現実です。それを消しゴムで消すことはできないんですから。ですから、ありとあらゆることを想定してそのことに備える、これは、防衛が軍拡につながるという発想は私は違ふと思ひます。絶対にやる、きちんとしたことをすべきだと思ひます。

肝心なことは、先ほど、今、長官申し上げたとおり、いかにシビリアンコントロールをどうするか。もう絶対に有事がないという方々は絶対に有事がないという保証ができるわけではないんですから。議論はシビリアンコントロールで議論をしていただきたと、僭越ですが思ひます。

続きまして、ただいまのことではございすけれども、また法制を整備しても現在の自衛隊の装備では弾道ミサイルにに対応することはできません。政府はミサイル防衛の研究を進めておりますが、その現実までには、実現までにはかなりの年数を要すると思ひます。緊急の事態に対処することは今現在ではできません。したがって、早急に弾道ミサイル対応が可能なPAC3の導入を図り、地上配備やイージス艦への搭載を図るべきであると考えます。

新聞報道で、毎日新聞ですけれども、防衛庁はミサイルシステム導入について六月中にも結論を出すとのことでありますけれども、長官のお考えをお示しください。

○国務大臣(石破茂君) これは何度かお答えをしておることに繰り返して恐縮でございますが、防衛庁がミサイル防衛システムの導入を決めるという立場にはございせん。これは国防に関する重要な事項でございまして、安全保障会議の御議論を経て決せられることでございまして、新聞報道、私も拝見をしましたが、防衛庁が六月にも結論というふうな、そのような僭越な立場に

は当然私どもはおらないわけでございます。

これをどういう形で持っていくかということ、それは、政府全体で議論をすべきことではないかと、ただ、合衆国におきまして昨年の十二月にこれを、実戦配備を〇四年度から行うということを決めたということ、技術的な基礎的なものができておること、要素はございませうが、安全保障会議としてどのような御判断になるか、それは私が申し上げることはないと思っております。

○椎名一保君 弾道ミサイルへの対処につきましては、防護システムを導入いたしまして一〇〇%の防護は困難であろうと思っております。この点に、従来の政府答弁により弾道ミサイルによる我が国に対する攻撃意図が、先ほどもございましたけれども、明らかにたつた場合には敵基地をたたくことが可能だとされております。ミサイルに大量破壊兵器が搭載されている場合は、第一撃の甘受は致命的なものになることからすれば当然であります。我が国は、かかる攻撃を未然に防ぐ手段を持つことは専守防衛の考え方に反するものではないと思っております。

法制上可能とされる敵基地攻撃について、これを実際上も可能とするため精密誘導兵器等の保有について、これを認めるべきであると考えます。防衛庁長官のお考えをお示しください。

○国務大臣(石破茂君) これも私がこうあるべきだ、あああるべきだということをお願いする立場におられます。私どもの政府といたしましては、これ日米防衛協力の指針に基づきまして、そういうような北朝鮮の弾道ミサイルの脅威に對しましては合衆国が持つる打撃力の行使を行うと、こういうようなことになっておるわけでございます。私どもの選択として、一つ先生が御指摘のように、迎撃ミサイルといいますが、ミサイルディフェンスといふものを備えたとしても一〇〇%それでは駄目なんだろうと、こういうことがあります。そして、じゃ、それが持つるまでじゃどうするのという御議論、これいろんな議論があるんだ

ろうと思っております。場合場合においてどう考えるかということでございますが、仮に今、世の中にそういうような御議論もございませう。

しかし、これ何度もお答えをしておりますが、じゃ持つべきだと、それじゃすぐそんなことができるかといえ、それはそんなことは全然ないわけでございます。注文したらすぐ三か月後に届きますというお話でもございませう。それを保有するということ、政府としてはそういうつもりもございませう、考えておりませんが、じゃ仮に持つべきだという御議論があつたときに、一体どれぐらいの期間が掛かり、そしてまたどれぐらいのお金が掛かり、いろんなことがあつたとき、私ども、現在、そういうものを保有するといふ考えはございませうが、そういうときには大きな大きな防衛政策の変更を伴うものであり、大変な時間を要するものであり、大変な経費を要するものだといふふうに考えておる次第でございます。

いづれにいたしましても、専守防衛という観点から、自衛権の三要件を満たします場合には委員御指摘のようなことは決して憲法の許さないことではない、憲法の許容することである、しかし今私どもはその能力といふものを合衆国にゆだねておると、そういうことでございます。

○椎名一保君 続きまして、テロ対策について伺いたします。

米同時多発テロ発生以降、時限立法でありますテロ対策のための恒久法はまだ制定されておられません。今回の武力攻撃事態対処法案において、有事については政府としての統一な対処の仕組みは整備されたものと考えますが、より発生する可能性の高いテロについて、政府としてより適切かつ統一に対応するための法整備も急務であると考えます。

アメリカやイギリス等の事例を参考にしつつ、テロ対策に關しましては警察に特別の捜査権を持たせることなどを可能とする法制の研究と立法準備に取り掛かるべきであり、また米国の国家安全保障省を参考に、テロなどの新たな脅威に省庁横断で統一に対応できる責任ある機関を政府に設けるべきであると考えますが、官房長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国のテロ対策につきましては、これまで警察、海上保安関係法、それから自衛隊法、災害対策関係法などによりまして基本的な対処体制は整えてまいっております。特に米同時多発テロ以降、出入国管理、テロ関連情報の収集、分析、ハイジャック対策、NBCテロ対策、核・生物・化学ですけれども、NBCテロ対策、重要施設の警戒警備の強化、そういうようなことを含めまして様々なテロ防止対策の強化に努めてまいっております。

法制面におきましても、テロ関連条約締結のための関係国内法の整備を行うなど、テロへの対処体制の充実を図つてまいっているところでございます。

この安全保障の面から、今私申し上げましたようなことは政府として取り組んでおるところでございますけれども、これは先ほど委員も御指摘になっておられます、もう絶対安全といふ万全の処置があるのかどうかというようにもございまして、政府としては、そういうような現行のやり方だけでは済まないかもしれないということ、念頭に置きつつ、なお万全の態勢を取るべくいろいろ研究をしていると、こういうふうなことでございます。

その上で、諸外国の制度とかその運用状況も参考にしながら、情勢の変化に對して法制面、運用面の両面にわたりまして不断の見直しを行い、国民が安心して暮らせる国づくりに努めてまいりたい、こういう中에서도、事態対処の中核となる組織の在り方についても検討をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○椎名一保君 テロや弾道ミサイルに的確に對処するためには、平素からの情報収集が重要であると考えます。情報収集衛星の打ち上げには成功し

たものの、我が国の情報収集並びにその分析評価のための体制は、人的にも質的にもいまだ不十分ではないかと思つてございませう。

本格的な情報収集機関の創設や、政府内のすべての機関が収集した情報を統合管理するためのインテリジェントコミュニティ、情報統合会議の構築を早急に図るべきであると考えますが、いかがでしょうか。官房長官、お願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) この安全保障とか、また危機管理ですね、テロを含む、そういうことに關する対応として一番最も大事なことは、やはり情報を的確につかむと、把握するということだと思ひます。

そういうことで、我が国も外交、防衛、治安などの情報を担当する機関から成ります情報コミュニティ、これは我が国のやり方としてそのコミュニティは構成、構築をいたしております。これらの機関の、今申しました外交、防衛、治安などの機関の上級幹部を構成員として、内閣に置かれておられる内閣情報会議、また合同情報会議などにおきまして、各機関が収集、分析した情報の総合的評価分析を行つております。なお、こうして評価分析された情報のうち、重要なものについては直ちに官邸に報告すると、こういう仕組みになっております。

今後とも、内閣情報調査室等の情報を担当する機関の機能体制を強化しまして、また内閣の下で情報を担当する機関の連携強化を図るなどによりまして、内閣全体の情報収集、分析機能の充実強化に努めてまいりたい。もう、先ほど申しましたように、これでよいといふものはないという、そういう前提でもって対応を考えてまいりたいと思ひます。

○椎名一保君 続きまして、PKO法の関係についてお尋ねいたします。

イラクに対する経済制裁が解除され、いよいよ我が国としてもイラク復興に本格的に取り組むべき段階に來たものと考えます。イラク復興に積極的に貢献していくことは、我が国の国際的地位を

確固たるものとし、国際社会における我が国の発言力向上に資するものと考えます。

他方、現在のPKO法では、戦争終結後のイラクに自衛隊を派遣することは困難ではないかと考えられます。国際社会と協調してイラクの復興支援に参画することができるよう、早急に新法の整備をすべきであると考えます。その際には、自衛隊に任務遂行のための武器使用権限を認めるべきであると考えますが、政府の見解をお聞かせください。

○国務大臣(福田康夫君) イラクの復興に對しまして、これは自衛隊を通じた協力と、こういうことは、これは大事な支援の方策であると考えます。

イラクにおいて人道支援、復旧・復興などの様々な支援に対するニーズ、それから国際社会の動向などを十分考慮しながら、今検討を進めているところでございます。今現在は、現行法の下でどのような支援ができるのか、その際、自衛隊の活躍、ニーズ、自衛隊に対するニーズというものがどういふものがあるかというようなことも一遍、検討しているところでございます。

そういう観点の中で、PKOのことについて御指摘ございましたけれども、PKOにつきましまして、この国連平和維持隊に参加するに当たりまして、憲法で禁じられている武力行使との問題がございまして。そういうような武力行使の問題がございまして。そういうようなことを担保するこのPKO法の重要な資格があるということは、これは無視することはできないんであります。

現時点においては、政府としては、武器使用基準の緩和を含めた国際平和協力法の改正については予定はいたしておりませんが、今後、国連PKOの実態や国会での御議論を踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

○椎名一保君 是非、国際基準に合った形でPKOに完全に参加できるようにしていただきたいと思う次第でございます。

続きまして、外為法の改正と特定国船舶の寄港

拒否を可能とする新法の制定についてお伺いいたします。

北朝鮮問題でございますけれども、最近の核兵器保有発言などを取り上げるまでもなく、我が国の安全保障にとって現実的な脅威であります。小泉総理も、北朝鮮との関係はせんだつてのブッシュ大統領との会談で対話と圧力が必要と述べておりますが、北朝鮮の脅威がエスカレートした場合、国連決議のない状態では我が国独自に経済制裁や当該国船舶の寄港制限をするなどの措置を実行することができません。

ここに、五月の二十日、アメリカの上院政府問題小委員会、問題委員会の財政・予算・国際安全保障小委員会の公聴会で、元北朝鮮政府高官の証言がございまして。

一つは、北朝鮮は国家レベルで薬物の製造、取引を行う恐らく唯一の国家、国。最近の豪州当局による北朝鮮船舶、ボン・ス号の五十キロのヘロイン押収は、北朝鮮が他国に非合法的に薬物を製造、販売している実態を表わすもの。

もう一点が、同じ委員会で、公聴会で、元北朝鮮のミサイル技術者の証言でございましてけれども、フィッツジェラルド小委員長の質問に對しまして、自分は九年前にわたり北朝鮮のミサイル産業の誘導システム専門家として勤務したが、これらの部品の九〇%以上は日本からのものであると断言できる。これらは朝鮮総連を通じて三か月ごとに船により運ばれ、急を要するときに港まで出向くこともした。部品輸送に利用された船は万景峰号と呼ばれているが、これは旅客船であり貨物船でないため、これは密輸であるという公聴会での発言がございました。

北朝鮮に対する圧力的手段として、我が国独自の経済制裁や、当該国船舶の寄港制限をするなどの措置を可能にするための外為法の改正や、特定国船舶寄港制限法などの新法制定を行うべきであるという、現実、このような疑惑を持った船が六月の九日に寄港をするということになっておるわけでございますので、恐らく多くの日本国民が大変

な関心を持ち、予測できない事態が起こり得るということもこれ想定されるわけでございますけれども、そういう危機感を持っておりますけれども、官房長官の御意見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) 新規に法制定を行うべきである。例えば外為法の改正、特定国船舶寄港制限法とか御指摘ございましたけれども、我が国の北朝鮮に対する対応の仕方、それをまず御説明申し上げますけれども、北朝鮮に対する経済制裁につきましては、現在、問題の平和的解決に向けた外交努力が行われている中でございまして、現時点では、北朝鮮の最近の一連の動きを受けて経済制裁処置を行うことを表明した国はないということも承知しておりますし、我が国としても、北朝鮮に対する経済制裁を行うことは現段階では考えておりません。他方、今後、事態の推移いかんでは何らかの処置を取らなければいけないという、そういうように判断された場合には、政府部内ではかかるべき検討の上で現行法令の下で可能な措置を適切に実施していくということでありまして、いづれにしましても、政府としては今後とも、米韓両国とも緊密に連絡しながら、そしてまた中国とかロシアとか、そういったような関係国、また関係国際機関とも連携を協力しつつ、引き続き外交努力を傾注する、そういう考え方でございまして、北朝鮮が国際社会の一員として責任ある行動を取るよう引き続き求めていきたい、このように考えております。

ただいまの米国の議会の証言の問題とかいうようなことがございました。その議会証言にあるような事実が一体いつごろあったのかといったようなことも分かりません。そういう意味で証言が、私はうそだとは言っておりませんけれども、私どもとしてそれをそのとおりだというふうに言う、言える立場でもないということでありまして、しかし、昨今、政府としては極めて厳格なる対応をしているということは言えると思っております。

で、今後も問題が生じないように、特に違法行為が行われないように厳格な対応を続けてまいりたいというように考えております。

○椎名一保君 今朝の自民党の外交部会でも大變議論になって激論が交わされたわけでございますけれども、平和的解決と対話ということがなかなか、どういふ形で行われているのかということが見えてこない。我々が見えないんだから、まして国民はもっと見えないだろうと。六月九日に現実、万景峰号が来るということに對してのやはり国民の、何というんですか、憤り、疑惑というものはかなり高まってきているのではないかと、ううに考えるわけでございます。平和的解決と、平和的解決とそれと対話ということに對しまして、もう少し国民に分かるような形で示したいただきたい、この際お願いを申し上げておきたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) 平和的解決でなければ何をやるんですか。何ですか、戦争なんですか。そういうことがいいのか悪いのかということとは当然判断はできることであり、そういう事態にならないように外交でもって解決するということが平和的解決の意味なんですよ。それに全力を挙げているというのが今の状況であります。

このことについては、何も日本だけが言っているわけじゃない。アメリカも韓国も、そして中国もみんな、ロシアもみんなそういうことを言っているわけですから、その方針について私は一点の疑いもない、国際社会の共通の認識だということに考えていますよ。

ただ、問題は、これから北朝鮮がどういふように対応してくるかということが問題なんでありまして、そのことについては、もう再三にわたりますして話合いで解決しようという提案をしておりますし、また、国際社会の信義にもとるようなことはしてくれろなということも要求をしておるというところであります。

見えないということでおっしゃれば、それは今よく見えるじゃないですか。例えば、つい先日は

日米首脳会談あり、その前には米韓首脳会談あり、そして国際会議、G8の外相会議もございましたね。川口外務大臣も出席いたしました。この問題については十分討議をしてきたと。そして、G8の共同声明明かされたと思いますが、その中にも記載を見ると、こういうふうなこともあったわけ、よく見えるじゃないですか。

そういうようなことで、一生懸命話合いをして、何も今日行つて明日解決するという問題じゃない、もつと時間を掛けて、掛けない方がいいですよ、もちろん、しかし掛かるのもやむを得ないと。こういうようなことで、息の長い交渉をしているといえばそうかもしれませんけれども、やはり近隣諸国のこととかいろいろな関係考えたらば、外交的に解決するのが一番いいんじゃないでしょうか、そのように努力すべきだと私は思いますので、ひとつ御理解賜りたいと思つております。

○椎名一保君 官房長官のおっしゃる意味、よく理解できます。ただ、現実、六月九日に万景峰号が入港する、そのことに對してやはり国民が、どのように政府が毅然とした姿勢で、例えば財務大臣が、必要であれば人員を増員する用意がありますというふうなお話をなさつたわけですから、必要であればというふうなそういう、何というんですか、御表現は、今の国民からすれば、それは当たり前だ、もつとやってくださいというふうな思っているわけですから、現実、六月九日にどのような姿勢で万景峰号に臨むかということ、この辺りをしかとお願い申し上げたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 万景峰号が日本に来るというところについて、我が国政府としてまだ確認してないんです。来るということ言えば来るんじゃない。しかし、そういうことを全然言つてきてないんですよ。通常、言うんです、それは、これから入りますよという、そういう通報をするわけなんです。それでもつてそれを受け入れるという、そういうことになっております。しかし、ま

だ確認してない。

そういう段階のことではありますが、それじゃ、それに対して何もしてないのかということではない。これは過去の万景峰号の入港に際して相当厳しい対応をしてきているということ、じゃ、何をしているか、税関が何をしているかといったようなことを一々申し上げるというのはこれはなかなか難しいんですよ。それを申し上げないから何もしてない、こういうことは当たらないということ、それはしっかりと対応しているということだけ申し上げておきます。

○椎名一保君 ありがとうございます。続きまして、先日の中川委員からも御意見を申し上げたところでございますけれども、憲法改正と自衛隊についてということについて伺いたいと思います。

今回の与党三党と民主党との修正協議において、緊急事態に係る基本的な法制については四党間で真摯に検討し、その結果に基づき速やかに必要な措置を取ることが合意されました。これに對し、小泉首相も、緊急事態に係る基本的な法制が必要であるとの考え方は共有できる旨の考え方を示されました。今後、検討が行われることは大いに評価すべきことと考えます。

ただし、この基本法をめぐる議論で注意すべきは、基本法制定の目的あるいは理由として、憲法に緊急事態に関する規定がないことから、これを補おうとしていることであります。

憲法は、平時はもちろん、有事においてもその真価が発揮されるべきものであります。現行憲法には、有事の際に国家の主権と領域を確保し、何より大切な国民の権利と自由を守るために国家として取るべき基本事項に関する明確な規定が一切存在しないことは異論のないところでござい

ます。したがって、我が国の緊急事態法を考へる場合には、まず、国家の基本法である憲法の見直しが必要の課題と考えられます。また、民主党が懸念されるように、有事における国家権力の濫用といったこと、事態が万が一にも生じること

を置くことが必要と考えます。

このような考え方について、民主党の提案者の御意見を伺えればと思います。

○衆議院議員(渡辺周君) 民主党の渡辺でございます。

今日は提出者の前原安全保障担当大臣が公用により、ちよつと所用により出席できませんので私が答弁させていただきますが、この議論をするときに私自身も昨年の衆議院の特別委員会の場で、これはもう一つの憲法を作るぐらいの本当に腹を据つて作らなければ駄目だと。つまり、国家緊急規定がないというこの憲法の中において、国民がなぜ必要かということについては、何かあった場合に有事に對応できる憲法がない、だからこそこれは必要であるという私も質問をしたんですが、あるからこそ、あえて今回我が党が出しました基本法には、ある意味では憲法に準ずる基本法として、だからこそあえてそこに、憲法の規定に書かれていない人権の保障については入念に、屋上屋を重ねたんではないかという否定的な御意見もございましたけれども、あえてそこに書いたわけでございます。ですから、問題点の正に認識は共有しておりますので、今後もし憲法ということの改正を考へる上であれば、正に緊急事態における国家権力の濫用に歯止めを掛けるというふうな方向でこれは検討していく、また幅広い国民的な議論は今回の議論を通じてまた発展的につながつていくのだからと私も私としては考へております。

○椎名一保君 ありがとうございます。続きまして、それに関連いたしましたので、今回の有事法制の前提となつておりますのは我が国の有する自衛権であります。政府の解釈では、我が国が独立国である以上、憲法は主権国家として当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限の実力を保持することは許されることとあります。もとより、我が国が主権国家である以上、国家存立のために必要な自衛権を有することは当たり前でございますが、他

方、憲法や国際法の専門知識を持たない一般国民が憲法第九条を読んだだけでは我が国が自衛権を持つてゐることは全く分からず、政府の考え方は難解な解釈と言わざるを得ません。

今回、民主党も有事法制案に賛成したということ、我が国が自衛権を有しているということについて与野党を通じてほとんど異論がないことだといふ考へだと思ひます。憲法改正につきましてはいろいろと議論があろうかとは思ひますが、少なくとも我が国が自衛権を保有すること、また自衛権行使の裏付けとなる自衛のための組織を持つことは憲法に規定すべきと考えますが、民主党の提案者の御意見をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(渡辺周君) 非常に難しい質問でございます。

ちよつと前置きでお話しさせていただきますんですが、田英夫先生が先般の委員会でも触れられました。私も特攻隊の本やあるいは当時の映像等を見るに当たりまして、天皇陛下万歳を叫びながら、きつと心の中ではふるさとにいる幼い弟や妹の正に顔を思い浮かべて、自分が敵艦に突入することによつて半日でも一日でも頭の上に落ちる爆弾を運らせることができるんだと、恐らくそんな思いで彼らは飛び立つていったんだらうなと。先生も正に保育行政を進められる上で、正に先ほど来のお話にありますように、子供が逃げ惑つて泣き叫んで、そのような阿鼻叫喚の地獄を見ることのないように、戦争を絶対に引き起こしてはいけないということと同じ思ひでございます。

ただ、しかし、残念ながら、我々は憲法を守つて、国として守つてまいりましたけれども、四半世紀にわたつて我が国の罪なき国民を誘拐して、拉致という言葉ですが、これは人さらいをしてきた国家が隣に存在しているわけでありまして、正にその国際情勢の変化の中で我々はやはりあえてこの議論をしなければいけないと思ひます。

また、我が党としては、自衛権というものはこ

これは認めております。個別的自衛権は、これは国連憲章第五十一条にもありますように、我が国として固有の、独立国家固有の権利でございますから、この点については我々は党の基本政策の中でももちろんうたっております。

ただ、しかし、今お話ありましたように、集団的自衛権、個別的自衛権、例えば言われたときに、果たして自衛権とは何の概念なんだと、まだまだ分からない部分がございます。我々は個別的自衛権は認めておりますけれども、これは憲法議論の中で、やはり我が国には固有の、どの国にも自衛権という概念は存在する、自然権として付与されているんだということは今後議論を進める中で、もしもこの憲法の改正議論の中で、自衛権の存在をどう明記するということは私個人としては大変考え方として一致をしているところでございますが、党としては、これから党の憲法調査会の中でこの点について当然議論を進めていく課題でございます。認識は共有しております。

○椎名一保君 個人的なお考えとしての御意見でございますけれども、大変積極的な、日本国民の生命と安全を守るためには積極的には展開をしておきたいなという点と、その基本理念をお伺いいたしました。敬服いたしました。ありがとうございます。

続きまして、参議院の憲法調査会も五月七日より自由討議に入ったわけでございますけれども、私も七日と十四日、七日には前文と九条、そして十四日には集団的自衛権について発言をさせていただいたわけでございますけれども、昨日も中川先輩からお話ございましたけれども、重複いたしますけれども、このことについては自分の考え方でございまして、申し上げさせていただきますかと思っております。

まず、集団的自衛権につきまして、自衛権につきましては、更に議論すべきは集団的自衛権の問題であります。集団的自衛権についても我が国は主権国家として当然に保有する権利であり、保有する以上、行使ができるのは当たり前。しかしな

がら、内閣法制局の解釈によれば、集団的自衛権については、我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下で許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしております。すなわち、我が国は集団的自衛権を保有しているが、憲法上その行使はできないという。しかしながら、集団的自衛権の行使は一律にすべて認められないとする解釈は甚だ疑問でございます。その理由を四点申し上げます。

第一に、集団的自衛権とは、言うまでもなく自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を勢力をもって阻止する権利。自国と密接な関係にある他国を守ることは我が国に加えられる攻撃防止の意味を持ち、我が国の安全を確保することにつながるもの、その意味で集団的自衛権も自国を守るために行使する権利。我が国が主権国家としてこのような権利を有し、かつ行使できることは当然であります。

第二に、今述べたような意味で集団的自衛権は個別的自衛権を全うするために出てきた概念であり、いずれも自衛権の一部として同根一体、国連憲章にも日米安全保障条約にも、そして憲法にも両者を区別する規定は存在しません。

第三に、今日、集団的自衛権の行使を一律に排除しては国家の存立あるいは国際社会における名誉ある地位を占めることはできないと考えられます。その意味で、集団的自衛権の行使が我が国防衛のための必要最小限度を超えるとする考えは疑問であります。また、何が必要最小限度かという問題は、内閣法制局といった法律家が決めることではなく、政治の場で議論すべき問題であると思っております。

第四に、根本的な問題として、保有するが行使できない権利など無意味。我が国が主権国家である以上、憲法が主権国家固有の権利である集団的

自衛権の行使を禁じ、事実上保有していないのと同じ状況に置くこと、すなわち集団的自衛権の保有を無意味なものとしているとは到底考えられません。したがって、現在の政府解釈は早急に改められる必要があると思っております。

この点に関し、小泉総理は就任直後、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている旨述べられました。これは現在政府の見解にもなっているものと承知しております。しかし、残念ながら、小泉内閣成立後今日に至るまで具体的な研究が進んでいないと聞いております。これに関して官房長官は、去る二十二日の本院本委員会、集団的自衛権と憲法の関係について、九条を含め憲法の在り方には議論がある、国会での議論を進めないといけない、状況を見ながら内閣として判断する時期が来るのではないかと述べられました。前向きな姿勢をお示しになりました。

集団的自衛権の問題は、内閣法制局の官僚に任せる問題ではなく、国民を代表する政治家が判断すべき問題であると思っております。現在、全く動いていない集団的自衛権の研究を前に進める意味でも内閣に集団的自衛権に関する研究機関を設けるべきと考えますが、官房長官の御意見をお聞かせください。

○国務大臣(福田康夫君) 集団的自衛権の議論については様々な議論があります。そういう議論でございますけれども、結局この憲法九条とのかかわりでこのことを議論しなければいけないというのが我が国の現状であるということでございます。ですから、この憲法につきましては、この九条を含めまして、国会でも議論されているんですね。やはりこういうような大きなことについては国権の最高機関である国会でもって政治家が大いに議論を闘わさるべき問題だということに思っています。そういう中で、この集団的自衛権というものが当然議論されることだろうと思っております。ですから、

私は、委員は内閣においてそういうことをやるべきでないかという、そういうお話もございましたけれども、私は、やはり国会でもって議論を進めるべきだと、一内閣でどうこうできる話ではないんだと、こういうふうに思っております。

そういうことでございますので、委員におかれましては、十分このことについて集中御討議をお願いしたいと思っております。

○椎名一保君 前向きな御答弁、ありがとうございます。私も、官僚に任せるときではないといつて内閣でという話は、ちょっとつじつまが合わないことだと思います。これは国会で、憲法調査会等できちんとやるべきものであると考え次第でございます。

ありがとうございます。ちよつと時間がなくなつてまいりましたので、外務大臣にお伺いいたします。

旧敵国条項の削除とか、いろいろお伺いしたかったんですけども、それは先日質疑にございました答弁をお伺いいたしましたので削除させていただきます。国連の分担金のことでございます。

国連憲章に旧敵国条項が依然として残る一方、国連分担金については、我が国は米国に次いで世界第二の支出国であります。二〇〇三年においては国連予算全体の一九・五％を負担しております。これに対して、国連の常任理事国たるフランスは六・五％、イギリスは五・五％、中国は一・五％、ロシアは一・二％にすぎません。米国を除く全常任理事国を合計しても我が国をはるかに下回る一四・七％にすぎないのが現状でございます。我が国の、これはGDP比率で分担金を決めるそうでございますけれども、我が国のGDPが世界経済に占める比率は現在一四・四％であります。我が国の経済力に比しても国連分担金の比率は極めて過大だと考えます。

昨今の我が国の経済・財政状況を踏まえても、まず削減すべきはODAよりも国連分担金ではな

いかと考えますが、外務大臣の御意見をお聞かせください。

○国務大臣(川口順子君) 分担金についてのお話ですけれども、委員がおっしゃられますように、分担率の決め方というのはルールで決まっております。加盟国の支払能力といえますから、これは国民総生産、これは実は過去少し長く取ったものと短く取ったものの平均という形でございまして、我が国において過去少し長く取った分の、最近はそのGNPが伸びていないといいますが、むしろ名目では下がっているわけですが、そういったことの影響があるというふうに思っております。同時に、シーリングがありまして、一國が非常に大きく負担をしてしまうという問題に問題がありますのでシーリングがあり、それから発展途上国、これは力が余りないだろうということとで割引があるという中で、フォーミュラがありまして、それに基づいて計算をされるということとでございまして、我が国が恣意的に多くされていると、そういうことでは全くないということとでございします。

それで、これをどう考えていくかということですが、これも、国連についての我が国のやりかたとして、我が国は国連が大事だと考え、国連の活動に様々な寄与をしております。

例えば、国連経済社会理事会というところがございしますけれども、各種委員会では相当大きな発言権、発言力を持っておりますし、それから常任理事国ではありますけれども、安保理で非常任理事国を今まで八回務めてきておりまして、これはブラジルと並んで世界で一番多いということとでございします。こういった中で、更に新しいルール作りという意味でも、人間の安全保障ということとで、我が国は国連の場を使ってそういった概念を打ち出しているということとでございします。

ただ、同時に、国連の改革が重要であるということももちろんでございまして、これは先般、日米首脳会談でブッシュ大統領と総理がお話しいただいたこととでして、このために、この中で、例え

ば敵国条項の問題というの、条項の問題もありますねということ、国連を強化するための改革に取り組んでいくということを総理がおっしゃられて、ブッシュ大統領もこれを理解をし、改革をフォローアップしていくということもおっしゃられたということとでございします。

したがって、我が国として、国連が我が国にとつてどのような形であつていくのが望ましいかという観点から国連の改革を推し進め、その中で分担金の在り方というものはどうあるべきかということも考えていくべき課題ではないかと思つております。

○椎名一保君 どうもありがとうございます。○委員長(山崎正昭君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時開会

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○川橋幸子君 民主党・新緑風会の川橋幸子でございます。よろしくお願ひいたします。

今、事態特の委員会における質疑を伺っておりますと、やはり憲法との関係が非常に大きな関心事になつております。国民も、この法案そのものよりも、あるいは憲法との関係で日本がどういう国になつていふかと思つておられるかと、その辺りにつきま

して両大臣の御自身の言葉で分かりやすく心に響くお答えをいただくことを期待してゐるのではないかとと思ひまして、その観点から御質問させていただきます。

ただきます。

まず一問目は、もしも日本国憲法がなかったとしたら日本はどんな国になつていたのだらうかと、こういう質問をさせていただきます。

きっかけは、こういうことを伺つてみたいなと思ひましたが、日弁連がアメリカの憲法学者ローレンス・ビーアさんとおっしゃる方だそうなんです、大変知日派で日本のこともよく御存じの方でございまして、だそうなんです。この方が、日弁連の招きでもって日本国憲法の五十年という題で日本に來られて講演をなさつた。そのときにこういうタイトルで、もしも日本国憲法がなかったとしたら日本はどんな国になつていたのだらうかということに對してお答えを、御自身のお答えを述べられたということとでございします。

さて、両大臣にお伺ひいたします。どちらの大臣が先でよろしいでしょうか。それじゃ、まず石破長官の方から。どうぞ譲り合はらずに、防衛庁長官、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(石破茂君) 現行憲法は、その前文に記載をされておりますとおり、さきの大戦の経験と踏まえて、平和主義、民主主義及び基本的人権の尊重を基本理念として制定されたものであり、これらの基本理念は今日まで一貫して国民に広く支持され、自由主義国家としての我が国の今日までの発展の礎となつてきたということだと思つております。

私は、ワイマール憲法というものがあつた、これはこれで素晴らしい憲法であつたのだけれども、ワイマール憲法があつたにもかかわらず、なぜナチス・ドイツの台頭、ヒトラーの台頭というものを許したのだらうかということがあるのだらうと思ひます。それは、ワイマール憲法の精神自体は非常に崇高なものであつたけれども、そこに実務的な規定として瑕疵のようなものがあつたのだらうというふうな聞いております。

これはワイマール憲法の議論をするために今、委員も御質問になつたのではないと思ひますが、

じゃ日本国憲法がもしなかったらということですが、仮定の質問にはお答えできませんんという

ことを申し上げるつもりは全然ありません。やはり日本国憲法は、先ほど申し述べましたように、基本的人権を尊重するんだ、平和主義なんだ、民主主義というのを大事にするんだということにおいて、私はそれはもう非常に価値のあるものだと思つております。大日本帝国憲法の中になんていうような理念が盛り込まれておるといふことは画期的なことであり、尊重しなきゃいかぬと思つて

います。ただ、大日本帝国憲法そのものに由来して、非常にやつてはならない戦争というものがあつたのか、それともそれ以外のものに起因するものがあつたのだらうかということとはそれぞれ検証してみなければ私はないと思つています。

つまり、統帥権独立というものはどういふものだったのかということ、つまり統帥権が独立していたからすべて駄目なんだということからもう一歩議論を進めてみなきゃいかぬところがあるのだらう。

そして、憲法直接書いてあつたかどうか私は記憶はありませんが、例えば戦前はといいますか、新憲法になります以前は、軍人には投票権がなかったものであります。もちろん立候補する権利もありませんでした。参政権も被参政権もなかった。軍人は政治に関与してはならないのだということとを、軍人には投票権もない、被投票権もない、参政権も被参政権もない、そういう形で考えてはおつたのです。しかし、何であんなことになつてしまつたのかということを考えてみましたときに、それは五・一五でも二・二六でもそうですが、結局軍人たちが我々がやらないうでだがや

るんだというように思ひを持つてしまつた、結果としてシビリアンコントロールというものは利かなくてあつたやうな、クーデターというふうに分類できるかどうかは分かりませんが、そういうことになつてしまつた。

私たちは、憲法の理念と同時に、それを支えるいろんな仕組みがきちんと担保されているだらう

かということもいつも検証していかなければいけないのだというふうに思っています。そういう意味で、大日本帝国憲法、そしてまた戦前の体制というもののどこに誤りがあったのかということもきちんと検証して、そしていつも田委員始め御指摘をいただくのですが、私も戦争を経験したことのない世代というのは、先輩のおっしゃることをよく承り、そしてまた大日本帝国憲法すべて悪いという思想、考え方をより一歩進めて、どこに瑕疵があり、どうしてあんなことになり、なぜあの大戦を避けることができなかったのか、そして何であんなに大勢の犠牲が出してしまったのかというところまで検証しませんと、二度と戦争を起こさないんだというような日本国憲法の理念というものを実現することは難しいのだと、私はそのように思っております。憲法がなかったらというところでございます。

○国務大臣(福田康夫君) 憲法がなかったらというところでございます。憲法がなかったら今一体どうなっているか、フィクションの世界のことにもなってしまうかも知れぬので、その辺、なかったという前提の下での現状の想像というのは、これは余りしても意味がないような感じがするんです。しかし、日本国憲法のような国の体制を決める基本的な法制というのは、これはイギリスのような国もございませうけれども、大体どの国も持っているわけですね。そういう意味で、我が国に現行憲法があるということである、こういうふうなことでございます。

しかし、憲法がなかったらというのであれば、現行憲法の上で日本国憲法、日本国憲法がなかったらという前提のお話でございませうけれども、その日本国憲法の前提とした上でも、例えば日米安全保障条約がなかったらどうかとか、いろいろな議論があるんだらうと思えます。ですから、それは憲法が、今のような憲法がなかったらばそれを補完するいろいろな考え方というのは当然出てくるんだらうと、それが日本国民の知恵だらうというふうに思います。

そういうことで、私はこの現行憲法がなかったらというのは余り、何ですか、そういう考えることが意味がないのかという感じがしておりました。それよりも現行憲法をいかにして活用して、そして国際社会の中において国際社会からでき得れば名誉と尊敬を勝ち得るような、そういう国家になるべく努力すべきものであると、すべきものだ、こういうふうな思っております。

○川橋幸子君 八分を費やして河大臣からうんちくのあるところを伺いましたが、私がこのような問い掛けをさせていただきましてのは、実はそのときのローレンス・ビアさんの言葉、日本は再びアジア有数の軍事国家になったでしょうという、そういう講演の結論だったわけですから、私も、それを収録されました比較憲法学者の樋口陽一先生、現代法学第三号に引用された方が、更にその辺りを敷衍されて、もちろん今の自衛隊が装備から、兵器からいましてイージス艦を持つに至っているまで、こういう現状である自衛隊というものを考えれば、もちろん軍隊といいますが、戦う戦力は持っているわけでございます。しかし、軍事国家という名前になっていないのは日本国憲法、現行憲法がある、その意味が大きいのではないかと。つまり、アジア地域における平和構築のための役割を非常に大きく持っていたということをおっしゃる方がおっしゃったのだと樋口先生が解説されているわけでございます。

先ほど統帥権というお話もございましたけれども、日本の社会そのものが、社会の価値体系の頂点に軍事というものを持たない、そういう平和国家として戦後歩んできた、その効果はとても大きい、法律といいますが、特に法律の中の法律の憲法の持つ意味というものは一国の運命を左右する非常に大きなものだということも私が思ったからでございます。

もちろん憲法九条以外にも、特に女性の場合は、それ以前は参政権もございませうでしたし、教育の機会均等がなかった、旧帝国大学には入れなかった。自慢話では全然ないのですが、私の出

身の、卒業いたしました東北大学というのは、珍しい、女性の入学を認めた旧帝国大学であって、草分けの法曹の女性たちがこの大学を出ている方が多いわけでございますけれども、女性にとつては多分、明治憲法が、福沢諭吉が、天の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず、これは非常に革命的なことだったんだらうと思えます。それまでは士農工商という身分で左右されていた社会の中で、人、個人というものを意識した革命的なものであると同時に、女性にとつてはこの日本国憲法というのは、初めて女性という身分から解放された、チャンスがもたらえた、国民としての機会を得た、そういう法律として特に、私の場合は日本国憲法の役割というんでしようか、その法律の恩恵を被ることができた一人だったと思っております。それ以前でしたらこのチャンスはなかったと思うわけです。

さてそこで、二問目に移らせていただきますが、今度、法律と常識、これについて、この関係について伺いたいと思います。と、続けて、法律そのものと法律解釈というものの関係について伺いたいと思います。

なぜこういうことをお伺いするかというと、このごろ小泉総理は常識常識とよくおっしゃられるんですね。あの靖国参拝のときは、ついに過去の内閣法制局の政府解釈、それはもう一言も触れずに、尊い命を祖国のためにささげた方々を悼むために参拝するのは常識であると。どうも常識が出てくると法律論が後ろに下がってしまうような感じがいたします。

今回の法制も、有事三法も、何だか、備えあれば憂いなし、治にあつて乱を忘れずという、こういう常識論だけで、それ以上のコメントは余りなさらないような感じがいたします。そして、何十年も前に制定されるべきことだったけれども今まではアレクギーがあつたからできなかったというお話になりますと、私のように野党にずっと身を置いて人間にとりましては、ああ、それならもっと、政権与党の自民党はもっと早く着手なさ

ればよかったのではないかと、アレクギーのせいというよりも政権党としての御努力が足りなかったんじゃないかと思ってしまうわけでございます。それから、法律と法解釈の方も、このところもややもした気持ちがする、もやもやとした気持ちを共有できるという話が盛んに民主党的提案者と質問なさる自民党の方々の間で交わされております。今回はもやもや解消の有事三法といううなお話があるわけですね。

ですけれども、私は、法律の解釈というのはやっぱり規範性があると。特に、内閣の中にある法制局、もしその法制局見解が内閣としては満足できなければ内閣法制局長官を更迭しなければいけないわけございまして、それは当然のことにおいて、議員でない、役人の解釈がどのように大きな力を持つことはおかしいといううな話が絶えず絶えずあるわけですから、私はそうではないと。法治国家である以上、これは日本の法律、法律体系、法解釈の枠組みとして当然のことであると思っております。

という、前置きが長くなりましたが、法と常識について、法と法解釈について、まず常識の方からは大臣に伺つて、法と法解釈については法制局の方から伺いたいと思ひますが、こういう順番でお答えをお願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 常識論からお答えいたしますけれども。

総理がおっしゃることはともかくとして、今御審議をいただきますこの有事関連三法案、これは我が国が危機に面したときにどういうような枠組みでもつて対応していくかという、そういうルール作りをするということでございますので、これはやっぱり国家としてそういうルールを持つていなければいけないという意味からいへば当然持つべきもので、それは常識であると、こういうふうな言へばそういうふうな言へるんですけれどもね。ですから、当然そういうものを備えているという、べきものであるという、そういう観点からこの法制を今回提案をさせていただいた。

なぜ遅れたのかといえば、それは諸般の事情があったと思います。政治体制がそういう状況になったということもございましたし、今回はその状況が非常に好転したと言っては言葉が良くないんではないかと、御理解を賜りまして、九割の支持を得て、賛成を得て衆議院でもって可決をしたと、こういうようなこともございます。それはその時々いろいろ状況というものがあろうかと思ひます。今その多くの方の御理解を得られるような環境になっている、環境もあるということだと思います。

しかし、政治家として何をなすべきかということとは、これはもう常に考えていなければいけないことでありまして、そういう意味において、この法制が準備されていなかったということについては、これは政治家として我々も責任はあるというふうに考えておるところでございます。

○川橋幸子君 短目をお願いします。

○国務大臣(石破茂君) 短目でいいですか。そう

我が国は軍事大国にならないというのは憲法に定められておる精神から明らかなでございます。例えば、北朝鮮などというのは先軍政治というのは憲法にうたっておるわけでございます。私どもは委員御指摘のように平和主義を取っておりますから、そういうことになりません。

○川橋幸子君 済みません、常識の話、法解釈の話。

○国務大臣(石破茂君) 法は常識の集大成であるという考え方でできるのだろと思ひます。ただ、常識、格言というものはそれなりの意味があつて、それが、例えば火のないところには煙が立たない、こういう話があります。しかしながら、一犬虚にほゆれば万犬それに集うという全く反対の話もあるわけです。

ですから、そういう話じゃなくて……

○川橋幸子君 法律と常識の関係です。火のないところの話じゃない。

○国務大臣(石破茂君) そういう話ではなくて、

総理がおっしゃっておられる備えあれば憂いなしということとは、それはきちんとした常識であり、それを担保するためにどういう法律を作るのかということだと思ひます。その備えあれば憂いなしというのは、これは間違いのない事実であつて、それを担保するための法律をきちんとしていく。ですから、世の中の常識を具現化するために法律は必要なのであつて、常識を具現化するという法律がないということ自体が私は問題だろうというふうに思つておるわけでございます。

○政府参考人(宮崎礼憲君) 法令解釈の在り方についてお尋ねですので、ごく一般論として申し上げさせていただきます。

憲法を始めとしたしまして、法令の解釈は、その法令の規定の文言や趣旨等に則しまして、立案者の意図なども考慮いたしまして、また議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意いたしまして、論理的に確定されるべきものであるというふうに考えております。

○川橋幸子君 せっかく法制局の役割を私は重視する、そういうことをお尋ねしているのに、それではちよつと余りにも、何か私の意図を、質問する意味が通じないことに私は遺憾であると申し上げたいと思ひます。

さて、やはり自衛権と集団自衛権の関係についての質問が多ございました。今は国際法に照らせば自衛権もあるし、集団的自衛権も独立国としては当然持つだけども、憲法では集団的自衛権を禁じているわけでございます。それで、自衛権あつて集団的自衛権なしというのはおかしいではないか、個別自衛権があるのに何で集団的自衛権がないのかと、こういうお尋ねの質問がたくさんございましたけれども、まず官房長官にその点だけ伺ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国際法上、国家というものは、この集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有し

ているものと、こういうふうになされてるんですね、国際法上ですよ。我が国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、これは主権国家である以上当然のことである。これはもう従来もう何十遍となく繰り返している言葉でございます。

その上で、我が国は現行憲法九条の下でどこまでできるのかということをお尋ねするわけでございます。そういう、そのことについてのいろいろな判断、解釈判断というものは、これは今は必要最小限度の範囲にとどめると、こういうようなことでしてありますけれども、これについてはこれまでいろいろ議論がございまして、十分国会でも議論していただきたいと思います。

○川橋幸子君 自衛権あつて集団的自衛権なし。これは日本国憲法が禁じているから、そういう政府解釈なわけでございます。もやもやはその辺りがあつたのですよね。もやもや感を解消するためには、むしろ集団的自衛権があるんだと、独立国家としての誇りを取り戻すためにそれを日本も持つべきだ、という、そういう改憲論と、もう一つは、民主党の中などには多いのでございますが、やはり個別自衛権はあるけれども、それは専守防衛に徹すると、それから国際貢献は必要なので、PKO等があるならそこをはつきりさせればいいではないかという、二つの、もやもや解消といつても集団的自衛権を持つた持たないかの大きな流れがあるわけです。(発言する者あり)違ふとおっしゃつていますけれども、私の、大ざっぱと言われるかも知れませんが、分け方はこうでございます。

そこで、しかしここでも、かつての自民党の中には、ひとつ、護憲と改憲という語弊があるかも知れませんが、分かりますように単純に言わせていただきたいと思います。集団的自衛権を持つべきだ、というところはむしろ中曽根さんとか、それから今の東京都知事の石原さんとかのお話であり、それからもう一つの護憲論の方は宮澤さん、それから後藤田さんという方がおいでになられたと思ひます。

ちよつと長くなりますが、引用させていただきますと、これは元朝日新聞の編集委員をしていた国正武重さんという政治評論家の方がある会合で話したことでございます。

宮澤さんの部分については御本人がインタビューされたわけでございますが、先ほど石破長官が同じようなことを述べておられましたけれども、なぜ我が国があのような悲劇への道を歩んだのか、決定的な誤りはいつどのようにして起こされたのか、私は何十年の間、このことを知ろうと努めてきた、殊に自分が国政を預かりするようになったからは、人ごとではない思いであらゆる努力をして調べてみました。つい今日まで答えを見いだせないままに生きています。というのは、なぜあの太平洋戦争というところに至るに至るまでと入り込んでしまったかということなのですね。そのときに宮澤元総理は、このインタビューの中では米内光政さんを引かれて、日本は、魔性、魔です、魔の性ですね、魔性の歴史に引きずられたと米内光政が振り返つておると。一切の自由と批判を抑圧されて活力を失つた日本の社会、軍部の強権という病魔に対する抵抗力を失つて屈服した過程、それは必ずするする徐々になされて、気が付いたときにはすべてが失われているような過程をたどつてしまったと。このことを宮澤さんはおっしゃつておられるわけでございます。

それから後藤田さんの方は、そのところをアリの一穴という表現、よく覚えていらつしやると思ひます。自民党の先生方もよく覚えておられると思ひます。アリの穴から堤防は崩れるということ、日本というのはどうも、そこ一点穴が空くといつた間にかどうしてこんなことになつてしまったんだらうと。明治憲法も、臣民の権利ではありましたが、人間の権利ではなかった、人権ではなかったんですが、近代立憲国家としての資格は備えていた。大正デモクラシーという時代も経験したけれども、何かするするするといつてしまふ。これを米内光政さんは日本の魔性の歴史

史というふうに出ていたと、宮澤元総理が話されたというインタビューを載せたものがあるわけでございます。

こうした反省というのはもう今は必要ないのでしょいか。もう忘れてもいいことなのではないでしょうか。集団自衛権がないと国際貢献ができないというふうなそんな感じもございまして、かつてのテロ特措法のように、小泉総理の発言も常識を踏まえて発言されているわけでございますが、日本国憲法九条と前文の国際社会において名誉ある地位を占める、この間には何かすき間があるようだと、こんな発言をなさったことも官房長官ですからよく覚えておいてのことと存じますが、こうした危険、過去の日本を振り返ったときのこうした危険というものはもうないのでしょいか。官房長官にお伺いします。

○国務大臣(福田康夫君) 過去の歴史をひもといて、その経験に照らして将来を考えていくというのはどこかの国の言葉でございましたけれども、それは私は、歴史というのはこれは大変大事なことであり、また過去の歴史において問題があったとするならば、その轍を踏まないように努力するというのが現代人の役割であるというふうに思います。

確かに我が国は戦前、日露戦争にも勝ったなどというふうなことで少し思いついてしまったようなところもあったかもしれぬ。しかし、その後ひどい仕打ちを受けたわけですね。仕打ちというのは言葉がこれまた適切でないかもしれぬけれども、そういう目に遭った。それは罪なき国民から見ればそういうことでしょいか、実際問題言つて。ですから、そういうような体制にしないために、我々政治家一人一人が心して正しい道を歩むと、こういうことを常日ごろ考えていかなければいけないことだと、こう思います。

先ほど、それが一つの結論ですけれども、先ほど自衛隊の活動について何か戦争に参加するとかいったような感じのことを言われたような気がいたしましたんですけれども、決してそういうことじゃ

ないですね。そういうことは一切しておりません。ですから、アリの一穴とかそういうようなことも、今この時点において何かそういうことを示唆するようなものがあるのかどうか、もしあれば御指摘願いたいと思っております。

○川橋幸子君 そのところを官房長官御自身がどのように考察されて、どのように、東大法学部として法律について磨きを掛けられてきたのか聞きたいところだったのでございませうけれども、次の質問に、時間ありませんので参ります。さて、今度は防衛庁長官にお伺いさせていただきます。

五月二十日、この審議が始まりましたときに、国連、要するに自由党の田村秀昭議員に対する総理答弁がございました。私はあれと思つて、そのところを非常に注目して伺つていたわけなんです。小泉総理にもそういうお考えがあったんだと、全然異質な方ではなかったんだと、私も共感できるところがあるのかしらという感じで見守らせていただいていたわけでございます。

あのときは、防衛庁がどうして防衛省に昇格できないかという、そういうお尋ねの関連の小泉総理の答弁でございませう。ちよつと読ませていただきますと、言わば、これは私自身の考えでございますが、戦争中、いわゆる第二次世界大戦において、日本の軍隊に対して多くの国民が、日本国民を守つてくれたという感情以上に日本国民を抑圧したという気持ちを持っているんだと思ひます。議事録そのまま読んでいます。こういうことを言つておられます。よその国の軍隊は、自

国の国民を守るためだと、自国の国民を解放するためにあるんだと、自国の国民を侵略から防ぐためにあるんだと、そういう意識を強く持つてい

に對する反感がよその国よりも非常に強いんだと思ひますと、こういう御答弁をなさつていらつしやるんです。

防衛庁長官、いかがでございませうか。総理がこのようにお答えになつていらつしやることに對して、防衛庁長官、もしそうでなければそうじゃないというお答えでも結構でございます。

○国務大臣(石破茂君) 総理の御答弁、私も拝聴いたしました。

要は、旧軍と何が一番違うのかということをお伺いすれば、シビリアンコントロールがあるかないかというこの一点だと私は思つています。この一点において旧軍と私は違ふのでございます。それは、戦前におきましては、先ほど軍人に参政権がなかったというお話をいたしました。しかし、それで担保しているように見えて、しかし陸海大臣は現役武官でなければいけない、だから大臣出さなきゃ倒れてしまうという内閣が一杯あったわけで、それが戦前の悲劇を招いた一因だと私は思つています。

しかし、今は、内閣総理大臣、そしてまた防衛庁長官、文民統制というものが徹底しておるわけでございます。大事なことは、その文民統制において、いわゆる内閣総理大臣であるとか防衛庁長官が制服の言つてい

うのはほとんど持つておりません。そうしますと、そういうふうな、イージス艦というのはこういうものでしょ、F15とはこういうものですよといふことについてきちんとした知識を政治が持つてい

る制服組の言うこともきちんと聞かなければ、私は文民統制というものは徹底されない。

戦前と戦後の違いを一言で述べれば文民統制といふことであり、私もその民主主義といふものにどれだけの自信と誇りを持つかということに懸かつておると私は思ひます。

○川橋幸子君 石破大臣のおっしゃったとおりですよ。日本国憲法が改正されて軍部が独走するといふような、そういう仕組みではなくつたと、そこが非常に大きな、それは法律、制度上の違い。

でも、なお小泉総理のおっしゃる方がいらつしやる。小泉総理のようにとちよつと言ひ方が悪い方も分かりますが、私自身もそのように感じる。多くの国民が、法律、制度は変わつても事実が変わつたんだらうか、実態が変わつたんだらうか、日本人のありようというものが変わつたんだらうか、そこに絶えず絶えず疑問を投げ掛けながら、私たちは大丈夫なんだらうかと。戦後五十年たつてこ

芸評論家として著名な方でございます。私の主宰する小さな会合でお見えになられたんですが、くしくも小泉総理と同じようなことをおっしゃっておられるわけです。自衛隊は本場に災害救助ですとかPKOですとか非常に大変なお仕事をしているからとすることはよく理解するとおっしゃって、その上での話なのですね。自衛隊はなぜ今もなお国民から信用されていないのでしょうか、自衛隊の人にそこを考えてほしいのです、そこを自己批判してほしいのですと、この方はおっしゃっているわけでございます。戦前とは違うんだ、戦前の軍隊とは違うんだ、そこを批判して出発するんだということを示してほしいということはこの方は言っておられます。私の知る限り、そうしたことを自衛隊自身が明らかにしている、自己批判しておられるという話を聞いたことがないというふうに述べられているんですね。

それで、例えばの話ですが、太平洋戦争について碑が建てられ戦史が編まれているんですけども、都合の悪いところは全部隠されたままだったので大岡昇平さんが「レイテ戦記」を書いたときに怒ったというようなことをエピソードとして言われているのと、もう一つは、湾岸戦争直後に日本の掃海艇がマニラ港に入ったときに旭日旗を掲げる、日の丸ではなくて旭日旗を掲げると。だから、制度、法律は変わったとしても、実際の長年日本人の体質の中に染み込んでいるその自己改革がしっかりとできていなかった。

オーティス・ケリーさんという、今学者をされていらつしやる方だそうでございますけれども、日本のGHQ時代に活躍なさった方だとお聞きしますが、この方自身は、人ごとながらはらして見ていられなかったと、なぜ日本人は黙っているんだということを加藤先生という方が書いていらつしやるんです。

自衛隊はもう旭日旗は掲げませんね。
○国務大臣(石破茂君) 旭日旗というのは、海上自衛艦旗という形で現在も使用いたしております。それは軍艦であることを示す。国旗を掲揚す

る場合もございませう。つまり、艦尾にどの旗を掲げるかということ、日本国籍の船であるということで旭日旗あるいは日章旗、これを両方使っております。

○川橋幸子君 そのところがやっぱり一般国民に非常に分かりにくいことだと思えます。私は、やはりそういうところではっきり変わったということを見せたいというところを要求、要望させていただきますけれども、官房長官の方にお伺いします、検討していただきますか。

○国務大臣(福田康夫君) 旭日旗を海上自衛隊が使用してはいいけない。そうすると、日の丸を陸上自衛隊で扱ってはいいけない、そういうことになるんですか。日の丸がよくて海上自衛隊が使う旭日旗はいいけないと、こういうことですか。ちよつと何か形式的な感じがしますね。

しかし、実態は明らかに変わっているということとは、これはもう世界じゅうの人が知っているんじゃないですか、今、やっぱり日本の自衛隊というのは他国に軍隊を持っていって戦争すると、そういうことではないかというところはつきりと決まっていることで、もう世界で認めていることだと思っております。

○委員長(山崎正昭君) いいですか、石破さん、いい。

○川橋幸子君 いえ、もう結構でございます。大変残念な答弁でございました。そのところが変わったのか変わらないのか、それを擁護される、形式的なことですねというふうに言われることに懐疑の目を向けるというのが国民感情だということをお話し上げたいと思います。

さて、日本は平和憲法を持ち、それで、もう軍事国家といえますか武力によって紛争解決をしようとは思わない国だと。これは知られているでしょう。歴代総理がこういうことを外交の場ではつきりと主張なさったことはございますでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 世界じゅうに我が国の憲法のことについて知られているかどうかと、世

界というのはどこを、何を指して世界というのか分らないのではっきり申し上げるわけにいきませんけれども、多くの国の要路にある方々は、すべてとは言わないけれども、御存じなのではないかなというように思います。我が国が非常に自制的に、自制的というの言葉は悪いんですけども、憲法によって制限された活動の範囲で海外においても活動している、特に平和構築とか平和のために活躍しているということは、これはかなり広まっていることだと思っております。

○川橋幸子君 時間がありませんので、今の官房長官のお答えに私は満足させて、満足して、六割ぐらい満足させていただきます。

ちよつとここで別の質問を入れさせていただきます。たいと思いますが、報道されておりますのは、新法によって自衛隊の海外派遣、イラク新法によって海外派遣を考えているというようにことが報道されておまして、今国会、延長できるのかできないのか、民主党がこれに賛成するのかしないのかというような記事が大きく載っているわけでございます。

私は、こういう大きな話を拙速でやるべきではないと思ひますし、本場に今イラクの現状というのは非常に戦時と変わらないぐらい危険が一杯な状況ではないかと思ひますし、それから何よりも日本が国際貢献する、平和構築のために、ピースキッピングのために貢献するというそういう態度は、別にこのイラクに乗り遅れる、パスに乗り遅れることではなくて、もっと別の、本場にPKOに予算をこれだけ確保するとかあるいはODAにこれだけ確保するとかそういう国際貢献の道はたくさんあって、しかも感謝はされている。人間の安全保障という話がこの日、五月二十日の討論の中では武見議員の方からも言われまして、そうした点に努力するという旨の御答弁も総理からなされているわけでございます。

新法によって今国会の中で自衛隊の海外派遣を考えているという、このような取り組み方について官房長官はどのようにお考えなのか、お伺いし

たいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) イラクの復興支援につきましては様々な議論があることは承知をいたしております。したがって、我が国も先般、国連決議において平和と安定のために各国に協力するように呼び掛けておると、こういうふうなこともございまして、これからできるだけの協力をしようという考え方は基本的に持っているところでございます。

したがって、現行憲法の範囲で今何ができるかということいろいろ考えております。外務省もいろいろ努力しまして、そのメニューを先般示しているところでございますけれども、いろいろな様々な形で復興のために、そしてまたイラクの国民の安定を取り戻すために、できる協力をしたいという考え方でございます。

そこで、これから新法をどうするか、こういうお話でございますけれども、これはイラクの情勢もございまして、いろいろ複雑な情勢もあるようでございます。そういうことをよく見極めた上で考えるべきことであるということで、今、新法云々ということについて何も決めたものはないと思ひます。

○川橋幸子君 よく見極めてというその御答弁に御努力をお願いしたいと思ひます。

さて、最後、短い時間ですが、指定公共機関に日本赤十字社、日赤を含むことについてお伺いさせていただきます。これは五月二十日の初日の議論の中では、齋藤勲議員の方からお伺いしたことでございまして。實際上、そういう条文を発動することないんだから心配ないよと、そういう大ざっぱに言うとか官房長官の御答弁ですが、私は今日はちよつと別の観点から伺わせていただきたいと思ひます。

ペルーの日本大使館占拠事件といいますが、襲撃事件というものがございました。御記憶でしたでしょうか。その大使館の中に、何とないましたか、要するにそういうテロ組織が入り込んでいて、そしてそこに国際赤十字の何人かの人が、お

一人は何か神父さんのような格好、お一人は何か非常にカジュアルな格好でその犯人たちに話に行く。あれを見て、私は、あの場面はかなり印象に残っておりまして、忘れられません。第三者機関というのはこういうことを言うんだなど。国家主権と犯人といいますが、そういう同士ではない、インディペンデントでお互い信用があつて話に行ける。そういうことを考えると、私は、赤十字というのは国際組織でございますし、何も要請なくとも自発的にこうしたことを使命として負傷者の救出等に当たっている。そういうNGOをどうして指定公共機関に指定する必要があるんだろうか。

あと、プラスして言わせていただきますと、民放を含む問題については民放連の方からも様々なことが、見解が出され、この場でも議論になっておりますが、今回、イラクの問題を見ていますと、アル・ジャジーラという民放があります。あれは国家主権とは切れているからこそそういう報道ができたということがあるわけです。

もう今回の法律は国家総動員法のような法律じゃないんですよ、安心ですよと言われるんですけど、どこかに国家が何か、こういう有事になったらあらゆるリソースを動員できるんだというようなことが意識されているようなことがどうも、今の古典的な戦争ではなくて、新しい地球市民と言われるグローバル化の中の紛争解決には必要なんじゃないかと、こういう観点から、特に日赤の問題については、指定、法律から削除するのが適当ではないかということを質問して、終わらせていただきます。

○国務大臣(福田康夫君) どういう事態に日赤を指定公共機関としてその役割を果たしてもらおうかという、その状況を考えていただきたいと思うんです。それは正に武力攻撃を受ける、そして日本国民の命までどうなるか分からぬというような状況下において、そして中立であるべきだとか、そういういったような議論でないでしよう。特に日赤というのは医療を専門にするところでしょう、医

療。そういうところに医療をしないで中立でおれと、困った人を助けることもしないと、そういうことを考えること自身が私はちよつと適當でないのかなというふうに思っていますので、日赤は外国人の安否情報の提供というようなことも含めていろいろな役割を、これを期待をいたしておるところでございます。

○川橋幸子君 終わります。

○谷林正昭君 民主党の谷林でございます。関連して質問させていただきます。

四十五分間切りましたが、まず質問に入る前に、昨日、テレビを見ておりましたら、小泉総理が映りまして、ちょうど地震が来た、地震が来たけれども自信は失うなど、こういうような講演をされている。私は、今、この事態対処法案を、正に危機管理、そして国民が注目している、そういう中で議論している最中に、どこでどれくらい地震が起きたかも分からないにそういう発言をする。そして、気が付いてみたら大きな被害が出ている。非常に不謹慎だというふうに私はまず指摘をさせていただきます。

それからもう一点、防衛庁長官が三十日から一日に掛けてシンガポールに海外出張をされる、こういう話を聞きました。シンガポールというのはまだSARSの終息宣言はしていません。WHOは正に終息方向に向かっているというふうなコメントは出してありますけれども、カナダの例もございまして。そういう意味では、今これだけの厳しい法案審議をしている最中に、民間研究機関が主催するそういうところへ出向いていって、ましてや非常に危険なところ、そういうところへ出ていって、月曜日から果たしてこの委員会が開かれるのかどうか、私は疑問に思います。そういうことを考えたときに、まず、備えあれば憂いなしという総理がおっしゃいました。どういう備えをもつてシンガポールに行かれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) シンガポールの会議、IISと称するものであることは委員御案内のこと

とかと思います。これはフランスであり、イギリスであり、そしてまたドイツであり、アメリカは副長官ウォルフォウイツ氏だというふう聞いておりますが、世界各国の防衛大臣が集まりまして、このアジアの、太平洋地域の安全保障をどのようにするかということで議論をする場でございます。

これは、シンガポールの状況というのは、それはどの国にとつても一緒でございます。イギリスもフランスもインドもアメリカもそういうことについて万全の注意を払った上でそこにおいて会議を開く、そこに日本だけがSARSの危険があるから私どもは行きませんという判断をすることがどうなのかということが私はあるだろうと思っております。

しかしながら、委員御指摘のように、極めて重要なこの有事法制の御審議をいただいております。重要な審議をいただいているわけでございますが、そこにおいて私どもは厚生労働省が定めたいろいろな注意事項、そういうものを遵守しながら、それに触れないようにということでございます。そこに書かれておることを遵守しながら、日本国の政府の一員としてアジアの安全保障というものはどうあるべきなのかというこの議論をしたいと思っております。それは、SARSが怖いというか、怖いというふうには申しませんが、国会で議論をしておりますから私は行きませんというふうな選択もそれはあつただろうと思っております。もちろん国会のお許しがなければ行けないことでございます。これも国会に御迷惑が掛かりまして、日曜日に戻ってくるようにいたしております。

私はそこにおいて本当に各国の国防大臣と、この九・一一の後の、そしてまたアフガニスタン、イラクという情勢がありました、印パの情勢もあります、北朝鮮の情勢もあります、そこにおいて、日本国が何を考え、そして世界とどう協調し

連帯していくかというお話をすることは極めて有意義なことだというふうに考えております。国会のお許しがいただければ、私はSARSというものにも万全の注意を払いながら出張させていただきたい。これは危機管理がおろそかであると、私はそのような意識は持っておりません。

○谷林正昭君 万全の備えをもって出席をする、出席をするべきだと、こういうふうな御答弁でございます。月曜日はマスクをしてこの会場へ来られるんですか、それともそのままの姿で来られるんですか。なぜこういうことをここで言いましたとすれば、与党の幹事長三名が国会へマスクをして登壇をされました。そういうのを見ておると、あ、これはひよつとしたらといってPTAと相談をして国会見学を取りやめた、それが新聞のニュースになっております。

そういうような状況を踏まえたときに、私は、万全の体制を取っていくことはおっしゃいますけれども、万が一のことを考えたときは、私は、いろんな各国の高官と意見交換をする場だと言つて有意義な場だというふうにおっしゃいますけれども、万が一これが月曜日から止まった場合はどうなるのかということになりますので、もつと緊張感を持つてそういうことを少しやっていたきたいというふうな要望をさせていただきます。

次に、質問に入らせていただきます。今ほど指定公共機関について質問が出されました。私、議員になる前は全部現場に、ずっと現場で肉体労働をしてきました。そういう中になつて、この指定公共機関についてということになってきますと、特に私は運送会社におりましたから、輸送部門に対して指名をされた、指定をされたというときには一体職場がどうなるのか、こういうことをまず考えてみました。そこでお尋ねをいたしますが、この定義の中で書かれております、第二条六項で定義をされております指定公共機関の役割というものを正確にお

聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 指定公共機関が実施すべき対処措置、これは要するに役割ですね。これにつきましては、武力攻撃事態対処法案が成立した後に国民保護法制度の検討の中で具体化していく、こういうことになっています。けれども、さきに国民の保護のための法制についてというものを公表いたしております。

そこでは、放送事業者による警報、武力攻撃事態等の状況及び避難の指示の放送、それから日本赤十字社による医療その他の救援の協力、並びに外国人にかかわる安否に関する情報の収集及び提供、また、電気事業者、ガス事業者等によります適切な供給の実施、日本銀行による通貨、金融の調節及び信用秩序の維持、運送事業者による避難住民又は救援のための緊急物資の運送、電気通信事業者によります通信の優先的取扱い、そういったようなことを想定をしております。

武力攻撃事態等におきましては、指定公共機関は自ら作成する業務計画に基づいてこれらの対処措置を自主的に実施すること、こういうことを考えているわけでございます。

○谷林正昭君 それでは、その指定公共機関はそれが指定するんですか。だれが指定するんですか。

○国務大臣(福田康夫君) それはただいま申しましたように、今後国民の保護の法制についていろいろその対応に、中身について決めていかなければいけないわけがあります。そのこと、その具体的な対処の内容については政令で指定すると、こういうことになっています。

○谷林正昭君 だれが指定するかということとは決まっていますか。

○国務大臣(福田康夫君) ですから、政令で決めていくんです。

○谷林正昭君 それは、指定公共機関というものを指定しますよということはいいますけれども、まだそれは法律ではだれが指定するかということ

は決まっていないうことですね。そんなばかなことないでしょう。

○国務大臣(福田康夫君) 今御審議をいただいておりますこの対処法の中で決められている規定に基づいて政令で定めると、こういうことでございます。

○谷林正昭君 政令で定めるといふことは、政令に指名者を書く、指定者を書くということですか。政令でその担当指定会社とか電力会社を書き込んでいく、書き込んでいくということですか。

○国務大臣(福田康夫君) 政令というのは最終的に内閣で決めるわけで、ですから、内閣で具体的に決めていくと、こういうことになります。

○谷林正昭君 内閣で決めるということなんです。それで、そういふことを考えたときに、じゃ内閣でどういふところを指定するかということ、これはまだ、それも政令で決めていくということになるんですが、お聞きしたいのは、官房長官責任者だといふふうに思いますので、指定するときに団体名で指定するのか、あるいは協会名で指定するのか、あるいはその法人名を挙げて指定するのか、どちらでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、指定公共機関の業務につきまして法律に規定される対処措置を自主的に実施するということでございます。したがって、指定公共機関は具体的に事業を実施する主体である必要があることから、これは事業者の団体や協会ではございません。公共的機関又は公益的事業を営む法人を指定すると、こういうふうなことになるかと。

○谷林正昭君 それでは、株式会社ということに、あるいは有限会社、そういう公共事業を営む法人、会社というふうな認識だといふふうに私は思います。

そういふ場合には、今現行の自衛隊法の中に、防衛出動した場合に、百三条で医療とか土木建築工事とか輸送業務、こういうところに対して業務従事命令というところに対して、こういう法律になっております。

じゃ、今度その指定された指定公共機関は、有事の際あるいはそういう事態が起きたときにどこに、仮に同じ会社が指定されていたといたときに、どこの指示で動くのか。自衛隊の指示で動くのか、あるいはこの法律に基づいてだれの指示で動くのか。その辺が、例えばですよ、例えば日本通運という会社が指定された。自衛隊では今指定されているかどうか私分りません。そういふときに、万が一の場合は、自衛隊の法律に基づいて輸送業者が指定されている、そういうところは外してこの事態法では指定するということになるのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○国務大臣(石破茂君) 御質問の趣旨が完全に理解できていないけれども、お許しをいただきたいと思いますが、百三条に基づきます業務従事命令というものと指定公共機関の間には別に論理的な関係があるわけではございません。百三条は百三条としてございまして、指定公共機関であるかないかにかかわらず、百三条というものの構成によりまして、都道府県知事は防衛庁長官の要請に基づきとて、どのような構成になつておるわけでございます。

○谷林正昭君 質問の意味が分からないということですから、もう一遍言います。

自衛隊法の防衛出動になったときに百三条で従事命令をやる、できるということになつていますね。医療機関とか土木建築工事とか輸送業務を携わる、そういうところ、業務命令ができる、従事命令をやる、そういうことになつています。そうしたら、その従事命令に従つて動かなきゃならない医療機関とか土木建築会社とか、そういうところが出てくると思ふんです。

ところが、それは今指定されているのかどうか私分りませんが、今度事態法の中で、まだ決まっていないうことですから、政令で法人名が出てくる。例えば日本通運というところが出てくると。そうしたら、その日本通運に自衛隊法で防衛出動するときの百三条の従事命令は出ないのか出るのか、それを聞いています。同じ会社には指定しないのかということ。

○国務大臣(石破茂君) それは必ずしも排他的に、こちらは指定あつたらこちらはないうような関係には立ちません。それが非常に難しいということになれば、それは調整ということが行われることになるといふふうに考えております。

○谷林正昭君 なぜかといふ質問をするかといひましたら、例えば自衛隊法に基づきまして、百三条に基づきまして、日本通運にしまして、日本通運の車で、トラックで武器弾薬をこの倉庫からこの倉庫まで移動してくれと、こういう従事命令が出たとします。これはあり得るでしょう。どうですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、何ができるかといふことにつきましてはこれから検討することになります。通常考えますと、それは武器及び弾薬の輸送ということになるのだらうと思ひます。

委員御案内のとおり、当然業務従事命令は二項地域において課すものではないことも御案内のとおりでございます。したがって、自衛隊が活動する地域ではない二項地域ということになります。活動する範囲というものの、地域というものはおのずから二項地域という制約はございます。そういうことは想定されることを排除されないといふふうに考えております。

○谷林正昭君 仕事はさせるけれども、危ないところへは行かせないという意味なんですか。そういうことですか。

○国務大臣(石破茂君) これは繰り返しになりますけれども、この業務従事命令というのは、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合に、自衛隊の行動に係る地域以外の地域で内閣総理大臣が定めた地域に限り、つまり自衛隊の行動に係る地域以外の地域というのがあります。その中で内閣総理大臣が定めた地域に限りまして、そういうような業務の従事命令を課すということになっておるわけでございます。

そういうことで、当然そういう場合に民間の方々の安全といふものを確保するということ、これは法律にも書いてございますし、そういう趣旨

を体して行われることは当然のことでございます。

○谷林正昭君 自衛隊には、聞くところによりますと、一項地域、二項地域と、こういうところがあつて、二項地域でそういうことをやると、大体そういうことというふうに向つております。

そこで、お尋ねしたいのは、同じ指定公共機関に指定された運送業者が、運送業者がそういう一項地域みたいなようなところにこの事態法に基づいて行かなければならないと、こういうことがあり得るのかどうか、聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) そういうことがあるとすれば、もうこれは法の趣旨から全然外れるわけでございますね。委員御指摘のように、じゃ、指定公共機関になったとして、どうもそれは非常に考えにくいことだと私は思つてゐるのですけれども、指定公共機関になったとして、自衛隊法では駄目だが今度の新しい制度によつては可能なのかというようなことをやってみますと、これは法の趣旨に全く反することになりますから、そのようなことはあり得ないのでございます。

○谷林正昭君 そういう確認をしたかつたわけでございます。

そこで、十七条、本法の十七条、この十七条に「安全の確保」というのがございます。この指定公共機関、指定行政機関、こういうところの安全の確保をしつかりということを書いてあるんですが、具体的な考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 指定公共機関は十七条でもって「安全の確保に配慮しなければならぬ」ということが規定されております。それはただいまの答弁のとおりでございます。

えております。さらに、対処措置を行う指定公共機関の安全の確保を積極的に図るため、例えば指示を受けて避難住民や救援物資の運送を行う指定公共機関に対して安全の確保のために必要な情報を提供することなどを検討すると、こういうことになっております。

○谷林正昭君 そうしたら、そういう、今ほど、素案があるというふうに先ほどおっしゃいましたので、その素案をこれから検討していくということになるのかというふうに思ひますが、くれぐれも、そういう指定公共機関、指定行政機関、そういうところに向つてゐる、これは機関は指定しますけれども、その機関で動くのは国民ですから、ということをお考えたときには国民の安全ということになるわけでございます。

そこで、お尋ねをするわけでございますが、第八条、「国民の協力」というところがございませう。昨日質問の通告をしたときに、名刺いただきましたんでしたけれども、担当者の方だと思ひますが、その方の見解と私の見解が真つ向からこの八条が食い違ひました。

私は、この八条の「国民の協力」というのは、指定公共機関に働いていようと、単なる避難するお年寄りや子供であらうと、国民というのは同じだという認識を持つてこれまでにこの法案の勉強をさせていただきました。しかし、昨日のおいでになつた方は、これはあくまでも避難をする方の国民の協力だと、こういうようなことをおっしゃいましたが、まずその辺の、この八条の意義を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 八条は国民の協力についてでありますけれども、これは国民保護法制度では、住民の避難や被災者の救助の援助、救助そのものではなくて救助を援助すると、こういう、救助活動を援助するということですね。そういうことなど国民の自然な協力を得られるものに限定して協力を要請できる旨の規定を設けると、こういうことを想定しております。

今、ちよつと御質問というか御発言の中にありました国民に対する協力の要請というのは、こうした協力につきましては現場又はその付近にいる住民に対して行うということ想定しております。指定公共機関等の法人やその従業員に対し、その規定に基づいて指定公共機関の対処措置の実施について要請を行うと、こういうことは考えていないということでございます。

○谷林正昭君 ちよつとはつきりしませんね。この「国民の協力」の、私の単純に聞いているのは、八条の意義、私は全国民にこれが掛かつてくるんではないかというふうに思つてゐるんですけども、今の官房長官の答弁でしたら、全国民じゃなくて避難するときのというような意味合いの発言、答弁だということに理解してもいいんですか。

○委員長(山崎正昭君) 福田内閣官房長官。――

ちよつとお待ちください。

○谷林正昭君 速記止めてくださいよ。

○委員長(山崎正昭君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山崎正昭君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(福田康夫君) この法制全体では国民、すべての国民という意味で、指定公共機関のその従業員とかそういうようなものも規定してゐるわけでございます。この安全ということについて。しかし、国民の協力ということについては、今申しましたように、これは住民の避難、被災者の救助の援助、こういうことに限定をしてゐると。要するに、国民の自然な協力を得られるその対象に限定していると、そういうことでございます。

○谷林正昭君 そうしたら、私の認識が全く違つてゐるといふことなんでね、今の答弁だと。この国民というのは、「国民の協力」の国民というのは、避難する人、あるいは指定公共機関に勤めてゐるとか、そういうことの人には含まないということになるんですか、本当に。それでいいんですか。

○国務大臣(福田康夫君) ちよつと私の先ほどの発言で誤解があつたかもしれません。「国民の協力」という国民というのは国民全部と、こういう意味でございます。

○谷林正昭君 そうですよ。そうでないと、この法律成り立ちませんよ。国民全部ですね。指定公共機関に指名されてゐる国民も、指定行政機関に指名されてゐる国民も、そういう協力が大事ですよというのをここで言つてゐるんですよ。

そこでお尋ねするんです。その国民の協力、そしてその指定公共機関が、そういう機関が指定された。そこに働いてゐる人たちは当然あります。機関には人はいません。機関に働いてこそ、その機関が動きます。そういうときに、そこに対する協力義務、国民の協力義務は発生するけれども、官房長官の答弁では、これまででは、それは任意であつたり、あるいは強制はないと言つてみたり、そういう答弁が揺れ動いております。

そこでお尋ねするんですけども、この国民の協力義務というのは何に発生するのか。国民というのは、今ほど言ひましたように、どこかで仕事をして生活を、なりわいと、生活をしております。会社へ勤めておる人もいまして、公務員の人もいまして。そういうときに、義務はあるけれども強制はしない、義務はあるけれども任意だ、こういうことになってきますと、その指定公共機関で働いてゐる人は、国から直接言われるんですよ、この仕事をしてくれと。そういうことになりますね。

その雇用主から言われるということはどういうことになるかといつたら、就業規則で縛られるということになります。就業規則で縛られるということになります。そうしたら、そこで、こういう危険な仕事はおれは嫌だと、こういう事態に。あるいは、こういう事態になつたらおれは家族を守りたいと。それが就業規則に違反すると、反するということになつたときに、私が言ひたいのは、その勤

めているところで、いいという人と嫌だという人が出てくる、そこに国民の協力義務として不公平感が非常に出てくる、そういうときには、この公平感を、公平性というものをしっかり何らかの形で担保するべきだというのが私の考えであります。その辺の担保というのはできるのかどうか、そこがポイントだと思うんですよ。どうですか。

○国務大臣(福田康夫) 今、指定公共機関に指定された場合に、その企業、団体等の従業員まで命令とかそういうものが及ぶのか、もし反するときにはどうするのかと、こういうことのようにございしますが、それは、あくまでも指定公共機関というのは団体を指しているわけでございまして、その団体、団体と申しますか機関とか……

○谷林正昭君 法人。

○国務大臣(福田康夫) 法人、法人の場合ね。法人の場合には法人ということでございまして、その法人の中のこととございまして、そこまで立ち入らないという考え方で。ですから、そこで、例えば社長が命令をしたとかしないとか、そういうふうなことは関与しないという考え方でございします。

○谷林正昭君 関与できないんですよ、国としてね。法律で縛るわけにもいかないんですよ。だけれども、私の言いたいのは、有事のときにそういう不公平や公正感が欠ける、こういうものがあつたら本当にいいのかな、でもそれも仕方がないな。

なぜこういう話をするかといいましたら、私の父親は消防職員、消防の団員でした。私が小学校四年のときに、台風の日に火事になりました。父親は、夜の八時でしたから私と一緒に食事をしておりました。父親は消防ポンプの運転手ですから、すぐ出ていきました。そうしたら、台風ですから風が強い、飛び火がして私のうちがあつという間に丸焼けです。おやじにしてみれば、火元で火を消していても、自分の家の方向が燃え盛っている、しかしこっちは、うちへは帰ってこれない。そういうときに、家財道具は一切何も出せ

ません。私、小学校四年ですから、妹と弟と手をつないで母親と逃げ惑うだけ。父親の顔は、次の日の朝、丸焼けになった後で私たちが逃げ場から戻っていく、父親はその焼け跡で待っている。こういうことを実はこの法案を考えているときに思つたんです。

というのは、有事というのはそういうことだと思ふんですよ。正義感に燃えて一生懸命国のために、あるいは地域のために、家族のために、その優先順位を家族にするか、地域にするか、国にするか。それによって、横から見れば非常に、あの人はいいな、あそこはお父さんがいた、うちはお父さんいなくて出ていってしまった、こういうようなことになったときにどういふにこの法律を、地域でこれから議論するときに、備えあれば憂いなしという言葉がありますけれども、法律だけでは備えになりません。全国民がその気になつてこの法律を理解を示す、そういう環境、あるいはそういう意思の疎通、国民全体の意思の疎通、そういうものをしっかりと取つて初めて私は備えになる、こういうふうな思いです。

そういう意味では、是非、この国民の義務に対する公平性というものを少し今後議論するときに気を付けていただきたい、関心を持っていただきたい、こういうことを申し上げますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 御尊父の話も伺いましたけれども、大変使命感にあふれた方だと思ひ、また立派な行爲であつたと思ひます。

そういうことで、義務と申します。これは義務といつても、義務感といつてもございしますけれども、それは人それぞれその感じ方というのは違うんだらうというふうな思いです。ですから、そういうことで不公平が生ずるとか、結果、なんというところもあるのかもしれない。

しかし、それはそれで私はある程度のは、やむを得ないギャップというのはあるんだらうというふうな思いですけれども、そういうことがないように努めて、法制の中では公平になるように

努力をしていかなければいけない問題だと考えております。

○谷林正昭君 もう少し、これだけの重要法案審議させていただいておりますし、私は、その責任者として国民に向かつてこの法案の重要性というもの、説得するときは、もう少し心に響くような答弁があつてもいいんじゃないかなというふうに思ひますが、これは人それぞれでございますから、これ以上のは申しません。

それでは、もう一つお聞きしますけれども、指定地方公共機関というものを、やがて出てくるというふうな思ひます。そこで、指定地方公共機関、そして指定公共機関、指定特定行政機関、そういうことを合わせてどれくらいの規模で物を考えておいでになるのか、その規模ぐらひはお示しいただきたいというふうな思ひます。

○国務大臣(福田康夫) 指定公共機関又は指定地方公共機関が対処すべき処置や、いかなる法人をそれらの機関に指定するか、これは今後、その対象については武力攻撃事態対処法案の成立後検討するものでございします。現段階では、その指定の対象とか規模についての想定は行つておりません。

なお、どういふような業種を対象とするかというところにつきましては、先日公表した国民の保護のための法制についてお示ししたとおりでございます。まして、先ほども申し上げましたけれども、指定公共機関としては、放送事業者、日本赤十字社、電気事業者、ガス事業者、日本銀行、運送事業者、電気通信事業者などを、また指定地方公共機関としては、放送事業者、ガス事業者、運送事業者等をそれぞれ想定をいたしております。

○谷林正昭君 それに地方が加わるわけなんです。四十七都道府県あるいは市町村、そういうところでもたつたそういう指定地方公共機関というものを指定していくことなので私の試算、私の試算では、働いている人たちが全産業で六千三百万弱、六千三百万弱おいてになります。そこで、この指定公共機関、あるいは地方にそれを散らば

す、そして行政に働いておいでになるそういう地方指定行政機関、そういうものを入れますと、私の試算では約一千七百万人ぐらひがその対象になる、そういうふうな思ひますね。一千七百万人といふと、大体成人の五分の一ということになり、五人に一人がそういう機関に指定されたところで働いている、こういうことになるわけなんです。

そうなつてくると、先ほど言いましたように、日ごろから私は、町内会だとか地域では、私は、万が一の場合はこういう役割になりますよと、こういうコミュニケーションというのが非常に大事になつてくると思ふんですよ。そういう意味では、今どれぐらひの規模、まだ分からないとおっしゃいました。しかし、こういう産業は考えているということをおっしゃいました。私は、その産業を全部足してみますとこれぐらひになるんじゃないか。五人に一人がそういうところで働いている。

もし、この後いろいろ出てくるかと思ひますが、そういう意味では、国家総動員じゃないですけど、けれども、だれでもその指定しておけばいいじゃないかということではなくて、しっかりと、何のために指定をするかということ、そして、指定された機関で働いている人たちはその気持をしっかりと持つてよう、そういうものが私は大事だと思ひます。もう一つ、避難ということとを考えたときに、配慮すべき事項ということで官房長官も答弁をされておりますけれども、お年寄りや障害者の方々、こういう方々をスムーズに避難をさせるといふことも優先的に考えなきゃならないといふようなことも言つておられます。

今見ているところによりますと、そういうところが、本当に地方指定公共機関にどういふところが想像できるのかというふうな思ひました。私は、私はやっぱりホームヘルパーの協会とか、あるいはそういうヘルパーさんの力をかりるといふことも大事じゃないかなというふうなことなども併せて私の考えを述べさせていただきますが、

いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) この法制が成立いたしました。国民の保護の法制の検討をさせていただいて、国民の理解を、広く国民の理解を得なければいけないことは、これはもう大変多いではないかというように思っております。また、その国民の協力というものがなければ、理解と協力がなければこの法制全体がうまく機能しないということでもあります。

ということは、武力攻撃事態に対して適切な対応ができないと、こういうことにもなりますから、そのことについてこれからいろいろ説明をし、理解を求め、また啓発をするべきことはしていかねばいけない、そのように思っております。

○谷林正昭君 是非、国民の理解をどう求めるかというのはこれからの大きな仕事だというふうに思いますし、国民の皆さんにもしっかりと説明を果たしていかねばならぬというふうに私は思います。

そこで、最後になりますが、今後、国民保護法制定、あるいは作り上げていく、こういうことに当たりまして、今、それとよく似ていると言っても、余り似ていないかも知れませんが、災害対策基本法というのがあります。ここでも指定公共機関みたい、ようなものを作って、万が一の場合は協力して欲しいという、そういうものもございいます。あるいは防災業務計画、こういうものもございいます。あるいは地域防災計画、こういうものもございいます。そこへ、今度はまた国民保護法制、いわゆるこの事態対処法案と国民保護法制の、どういった法律の名称になるのか分かりませんが、そういうものが地域、国に入ってくる。そういったときに、事務上の重複、あるいは例えば食糧の備蓄とか医薬品の備蓄とか、あるいは先ほど言いましたように、万が一の場合に指定をする事業者だとか法人だとか、そういうところの兼ね合いが私は出てくるというふうに思います。

二重、三重にダブって、国民に、一体これはどれが優先するのとか、こういうような誤解やあるいは混乱を招くというのは非常に、これまではこの事態、いわゆるだれかが攻めてくるというようなことは全く国民は考えておりませんでした。大きな災害だとかあるいは防災だとか、いろいろなことにに対してはみんな関心を持ってこれまで対応してきました。

ところが、今度はそうじゃなくて、正に戦争に近いような状況が日本国土で起きるといふ想定の上での法律を作っていくことになるわけだと思えます。じゃ、これから訓練はどうなるのか、いろいろなそういうものが出てくると思います。是非そこら辺りを、事務上の重複、あるいは二重投資、あるいは国民が混乱、誤解を招く、そういうことのないようにしていかなければならぬというふうに思いますので、最後に考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(福田康夫君) 確かに、災害対策基本法に基づきます地域防災計画、こういうものは地方公共団体が自ら対処することを原則として、これは自然災害などのときに策定するわけでございますけれども、この武力攻撃事態は、これは国の方針に基づいて対処措置を行う、こういう必要がございます。ですから、国が策定する基本指針に従って地域防災計画とは別の計画として策定するというところで、これは体系は違うということでございます。

しかし、一方で、武力攻撃事態において必要とするような物資などの備蓄ですね、例えば食料品とかそれから医薬品などの場合に、これが自然災害のときにも使えるものであるということであれば、これは共有してもいいわけですね。したがって、災害対策基本法に基づき行われる備蓄と、これは両方兼ね合わせた備蓄を行うということも考えられるというところであります。それはそういう方向で検討してまいりたいと思えます。

○谷林正昭君 もう時間ございませぬのでこれで

終わらせていただきますが、最後に、石破長官にもう一度言わせていただきますが、今からでも、シンガポールへは行くべきでない、そういうふうには思いません。なぜならば、先ほどのことわざじやありませんが、君子危うきに近寄らずということわざもございいます。日本国民のことを考えて、日本、これからの法案審議のことを考えたら、是非、月曜日からマスクをしないで審議できるようにするべきだということを申し上げて、終わりたいと思います。

何がありましたら。

○国務大臣(石破茂君) 有り難い御注意、感謝を申し上げます。

ただ、委員御案内のとおり、シンガポールという地域はそういうマスク着用地域の指定をされておられません。それは香港ですとかあるいは台北ですとか、そういう国と違うものでございいます。私は、先ほど申し上げましたように、各国の大臣がそれぞれ集まる。シンガポールがどのような地域で、とにかくシンガポールというものはみんな怖いんだ怖いんだというような形、風評被害だとは私は申し上げませんけれども、やはりきちんと国際的にこの地域はどういう地域であり、どういうような義務を履行し、帰ってきてどういう検査を受け……

○委員長(山崎正昭君) 時間が来ておりますので簡潔に。

○国務大臣(石破茂君) ということはきちんとやろうというふうに思っております。

そういうことで、委員が御指摘のようなことがございませぬように、十分留意をいたしたいと思えますが、出張につきましては国会のお許しを得た上で行かせていただくということでございいます。

○谷林正昭君 終わります。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

石破長官にお伺いします。

石破長官は、二十二日の本委員会でも二十三日

の本委員会でも、新ガイドラインと武力攻撃事態対処法案との関連について、直接の連関があるものではないかと答えていただきました。長官が言っておられるように、戦後、自衛隊が一九五〇年代から有事法制研究を続けてきたことは私もよく承知しております。

しかし、今審議中の有事法案の前身、また経過等を見ますと、これが新ガイドラインと全く関係がなかった、何ら関係のないものだということにはどう見ても考えられません。長官が直接の連関があるものではございませぬと言っておられることの意味は、どういうことをおっしゃりたいのかお伺いします。

○国務大臣(石破茂君) その過去の経緯は委員の方が御存じかと思いますが、この有事法制というものは本来自衛隊法ができたときから議論がされておられなければならなかったもの。そしてまた、防衛協力のための指針というのはごく最近定められたものであり、かつまた防衛協力の指針というものは政治的な意図を表明した文書にしかすぎない。それをどうやって具体化していくか。例えば、それがガイドライン法というものによって、周辺事態法というものによって、その政治的な意図を表明した文書が具体化になっている。

そういう意味合いからいいますと、今回の武力攻撃事態法というものが、そのガイドラインに書かれておる政治的意図を実現するために、その対となつていいますか、セットとなつてきちんと重なり合うものではないかということでございます。

なお、政治的文書という意味と公的な文書あるいは法律というものが性質的に違うということも申し上げたかったのでございます。

○吉岡吉典君 周辺事態法は、これはこれまで新ガイドラインの効果的実行のための措置だということと言われております。この有事法案、事態対処法、これは実効性を確保するための措置ではないかというようにおっしゃって来ているというふうに思います。そのとおり取っていいのか。つま

り、周辺事態法と違って、新ガイドラインの実効性確保という点から見ても何の関係もないというふうにおっしゃるのかどうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、この武力事態対処法というものがプログラム法的な意味も持つております。これから先整備をされなければいけない例えは米軍との法制もそうございましょう。そういうものは持つております。その中身というのはこれから先詰めるということに相なるのだらうと思っております。

ただ、周辺事態というものが想定しておりますことと、この武力事態法におきまして想定されておることというのはかなり違つたものでございまして。もちろん、事態が重なる場合もございましてけれども、それが元々法として想定をしております事態としては異なつたものを想定しておりますので、これが論理的にきちんと対になつてということだと思っております。

○吉岡吉典君 それでは別の面からお伺いしておきたいと思ひますが、私がなぜこれこだわることかというのは、どうしても筋が通らない気がするからなんです。周辺事態法とそれから事態対処法というのは、連動して周辺の事態が日本への迫つてくることを回避しようと、そして武力攻撃事態になつたら共同して対処しようと、こういうものですね。その連動しているものの片方はガイドラインと関係があり、それで事態対処法は関係がないということが私はどうしても分らないこと。

それで、今の答弁に関連してお伺ひしますと、新ガイドライン、これは、平素の協力、それから日本有事の際の協力、そして周辺事態における対応、こういう言わば三つの段階についての合意だと思ひます。

そのうちの平素についても効果的実行の措置が取られてゐる。そして周辺事態についても周辺事態法によって効果的実行のための措置が取られてゐる。ある意味では、一番本命になるんではないかと思ふ日本有事についての新ガイドラインの取

決めは、そうすると一体これは実効性を、効果的な実行のための措置は取らないということなのか、それはこれから取るということになるのか、それ全体としてのどういうことになるのかがよく分からないわけなんです。

もし、長官がおっしゃる通りに、この有事法制というのは元々必要なものとして起点が違ふんだというふうなことでおっしゃるのなら分かりますけれども、新ガイドラインとは全く関係のないものだというふうにおっしゃるとすれば、私はこれは理解し難い説明だということにしか取れませんので、その点が私がしつこくお伺ひしているところなんです。

○国務大臣(石破茂君) 全く関係がないとは申し上げておりません。それは何と言つたらいいんでしょう。平素の状態があつて、周辺事態というものがあつて、それがそのまま地域的にも時系列的にも発展をして武力攻撃予測事態なり武力攻撃事態になるということもございましょう。あるいは、それが全く別個の地域、また別々の事象として生起することもあるでしょう。いろんな場合があり得ると思つてゐます。したがひまして、周辺事態、そしてまた周辺事態法が考へておりますものとこの武力攻撃法とは重なる場合もあるし重ならない場合もある、事象においても時系列的においても、ということだと思つております。

そして、先ほど御答弁申し上げましたが、この事態法というのはプログラム法的なものも持つております。それでは、そういうような武力攻撃予測事態あるいは武力攻撃事態という事態において日本が米軍に対してどのような協力を行うのか、あるいはその場合に米軍はどのように行動をするのかというようなことがこれから先、プログラム法としてワークをすることになる。そして、議論をされ、国会の御審議をいただくことがあるということだと思つております。

○吉岡吉典君 それでは、この点だけでも一点お伺ひします。

法律的には、いろいろ今おっしゃるようなあ

れで直接の関連性が認め難いという。政治的に見れば、新ガイドラインの大きな流れの中の意味はお認めになるかどうか。

○国務大臣(石破茂君) 政治的にはそれとはまた別個のものだと思つております。政治的にそれは重なるのかとおっしゃれば、それは別個のものだという判断をいたしております。

○吉岡吉典君 なぜこういうふうな議論になるか、後からまた私、意見述べますけれども、民主党は、このガイドライン、新ガイドラインとの関係をどのようにお考えになつてゐるのか。

○衆議院議員(前原誠司君) 先ほど委員がおっしゃつたように、日米防衛協力の指針というのは三つの柱があつたと思ひます。平素からの協力、そして周辺事態での協力、そして日本有事の際の協力と。そして、一番初めに防衛協力の指針、ガイドラインが進んだのが周辺事態であつて、そのことについては周辺事態法でもきましたし、そして日米間で具体的な取決めはある程度進めて、調整メカニズムなども今、正に議論が進んでゐることだと思ひます。

今回、有事法制の議論をするに当たつて、今後の課題として、いわゆる日本有事の際の日米防衛協力を具体的にどう進めていくのかといった議論が当然ながらなされるものと私は考へておりますし、その延長線上の中で米軍に対する支援の法律というものも議論されるし、あるいはACSAの有事版といったものも当然ながら必要になつてくるんじゃないかと、そういう理解を私はしております。

○吉岡吉典君 じゃ、もう一回、今度は防衛庁長官にお伺ひしたい。

今、民主党さんがおっしゃつたように、この米軍への協力法案というふうなもの具体化されるということは、その実効性確保の措置の一つと考へていいかどうかということ。

○国務大臣(石破茂君) これ、委員十分御案内のことと思ひますが、日本有事、すなわちすべて米軍との協力だということには相ならない。つま

り、よく御党に限らず展開される議論でございしますが、アメリカが周辺事態のようなことを起こしてそれに日本が協力することになる、そういうメカニズムの中の一環ではないかというふうな御議論がございします。委員からそんな御議論は余り聞いたことがございせんが、そういう御議論がございします。

しかしながら、日本有事というのは、常にそういう場合ではなくて、それも主體的に我が国が判断することでございますが、日本において日本で独力で対応するという場合も当然あるわけでございします。したがひまして、今、前原提出者からお答えになりましたこと、それはそれで当然私も考へておることでございます。しかし、それがそのまま一つの事態のみに限局し、この法案の性質を決定付けるものなのかといへば、私はそうだとは考へておりません。

○吉岡吉典君 それはまた改めて、これだけで時間つぶすわけにいきませんから、議論することになります。

その次にお伺ひしたいのは、我が国への武力攻撃が発生した場合に自衛権を發動して対処するというに当然なるわけですが、我が国への武力攻撃事態というのを具体的にどのよう想定するかという問題に關してですが、これまでの議論を聞いていますと、周辺事態法によつて米軍への後方地域支援を行つてゐる自衛隊への武力攻撃というのはその可能性というのとは全く認められないと、想定しないという、こういう答弁が続いてゐると思ひます。

そこで、私はお伺ひしたいんですが、それは現実的に想定されないということなのか、法的にできないことであつて、禁止されてゐることであつてできないということなのか、そのどちらなのか、お伺ひします。

○国務大臣(石破茂君) これもう何度も同じことを答弁して申し訳ありませんが、実際に周辺事態において我が国がどういふことをやるかという、我が国の領域外においては現に戦闘が行われ

ておらず、かつそこで実施される期間、活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思われれる地域においてやるわけで、万が一近傍、近くにおいて戦闘行為が行われれば活動の一時休止ということになるわけで、法的にそういうことが起こらない、そういうところでは活動をしないし、そういうことが万一近くで起こった場合には活動を一時休止するということになっております。

だから、委員が御質問の、法的に起こり得ないのか、現実的に起こり得ないのかと、そういう御質問に対してお答えをするとするならば、法的にそういう地域ではやらないということでございますし、法的にそういう地域で行わない、近くにおいてそういうことがあれば一時休止するということを取ることによって現実にも起こり得ないということだと私は思います。

○吉岡吉典君　そういう地域では後方地域支援をやらないとおっしゃるわけですが、この周辺事態法で想定している相手国というのは、そのまま放置しておけば日本への武力攻撃に至るおそれのある、そういう相手国に対応する措置として周辺事態法が取られているわけですね。ですから、後方支援、後方地域支援をやっている自衛隊であるか否かにかかわらず、相手国というのは日本に対する武力攻撃の意図を持っているものだということに考えざるを得ないし、そういう想定もこの周辺事態法では行われているでしょう。

昨日の論議では、そういう場合と、直接日本に向かつて攻撃を加えてくる場合も考えられると、こういうことでしたね。そういう相手に日米が、自衛隊は後方地域支援という形であれ、そういう形で共同で対処している。その後方支援地域での、後方地域支援が場所がどこだから相手は攻撃してくる可能性がないと、日本のうちから、日本全体のうちから後方地域支援に参加している自衛隊だけは除外すると、こういうふうになるんですか。

○国務大臣(石破茂君)　委員が御指摘のようなことは私も随分考えてみました。そしてまた、委員

が先般、御主張はともかくとして、あるいは我々と違ふのかもしれないが、そんな同盟というのがあるのかと、そうしたら逃げちゃうというような同盟があり得るのかという御指摘もいただきました。

それで、随分考えてみました。例えば私どもの周辺で、地域の周辺で委員がおっしゃるような周辺事態法が起ったときに我が国が今周辺事態法においてできますのは、基本的に輸送と搜索救難ということでございます。輸送と搜索救難をそういうような近傍で起ったれば救出するようない、そして現に戦闘が行われておらず、起こることが予想されない地域で行われている我々の部隊に対して攻撃を仕掛けるというインセンティブというのは何なんだろうと、動機というのは何なんだろうというものを考えてみましたときに、それは極めて考えにくいことなのだというふうに私は思っております。

それは確かに、そういうワークをそのまま放置すれば我が国の平和と安全に影響を及ぼすような事態をやっておる国ではないかという御指摘ですが、それが本場に我が国がそういう地域において行っておる搜索救難や輸送、それに対する攻撃をすることがあるのだろうか、それは恐らくないのだらう。仮にそういう地域があるとすれば、そのためにきちんとした情報収集を行い、間違ってもそういうことにならないようにするというのが私はガイドライン法の趣旨だということに考えております。

○吉岡吉典君　そういうところへの攻撃を相手とするのだらうかということですが、その展開している自衛隊を攻撃するかしらないかということ、これは日本の意思で決まることではなくて、日米で、形は違ふけれども、共同対処しているその相手国の判断によるものであって、その相手国の判断を推定はできません、ないんだというからは、いかなる保証が、相手国の意図にそれが起こる余地がないという保証があるのかどうかと

いうことになると思います。

その場合、私は、たとえ後方地域支援という形であろうとも、相手国から見れば、それは向こうが対峙している米軍と一体のものであって、一体というのは戦闘行動と一緒にやっているという意味ではないわけですが、言わば向こうから見れば敵性を持つ国の一部分だということに当然見られるわけだし、そしてまた、そのような後方地域支援が国際法上から見ても参戦行為というふうに見られることもこれは間違いない事実であつて、後方地域支援ならそれは攻撃してはならないというような国際的な法律というものはないと思

いますし、相手の意図を制約するものがない限り、それは攻撃の可能性は残る。全くないというふうには日本の側から決めて、国民の皆さん安心しなさいということでは、やっぱり責任ある答弁にはならないと思いますが、どうですか。

○国務大臣(石破茂君)　それは、相手の意図を客観的に若しくは希望的に推測するなおつしやる委員のお話は、まさしくそのとおりだと思っております。

他方、そのまま放置すれば云々という事態を引き起こしている国がいかなる能力を持っているかということとを我々としてもよく考えなければいけないのだらう。それが非常に、そういう後方支援あるいは搜索救難、これを行っているような地域を攻撃し得る能力、そして我々の情報把握能力を更に超えてそれを攻撃し得るような能力を持った国なのか、そうではないのか、そういうこともすべて考えてみなきゃいかぬことだと思っております。いろんな国を今想起してみても、どこの国というのを特定することはございませんが、A、B、C、D、E、F、G、いろんなのを想起してみても、ではどういう国であればそういうことを起こし得るのか、そして私どもはどうやってそうではない地域において活動するのかということとはきちんと判断されなければいけないことだ。

く、そういうことが起こらない地域というのを希望的な推測を交えずにきちんとした判断ができる、そういうような情報収集に基づいて地域というものは決められる、そういうことだと思っております。

○吉岡吉典君　意図と能力、そのとおりであつて、私、時間ないから、その意図と能力ということまでは言いませんでしたけれども、意図だけではやれないわけです。能力、意図があればその可能性は理論的にはあると思うんです。法的にもそれを閉ざす国際取決めはない。それに対して武力攻撃をやったからといって、相手国が国際的に不法行為として非難される、そういうことでは私はないと思います。したがって、この法律を国民に審議求める場合には、意図と能力によつては国際法上それが閉ざされたものではないということ、は、少なくともこの防衛の責任ある立場にある長官としてははつきりさせておく必要があると思

【委員長退席、理事阿部正俊君着席】

実際に起こり得ないというのを、今の答弁を念頭に置けば、相手の能力という面と、それから危なくなつたら中断するとか、いろいろな措置を取るから大丈夫だということだと思ひます。しかし、攻撃の意図と能力があれば日本国自体も攻撃する意図を持っているという想定は相手国ですね、この周辺事態法は。その国が、例えば逃げるところへ向かつて攻撃してくる可能性だって能力いかなるかはあつてあつて、逃げるから大丈夫だという理屈は成り立たないと思ひます。

この前も言いましたように、私は逃げなきゃいかぬようなことはやるべきじゃないと今でも思つております。そして、同時に、逃げるから大丈夫だという理屈もこれは成り立たない。したがつて、私は、実際には相手が、どこを念頭に置いておられるか分かりませぬけれども、そういう危険というものは全くないんだというふうに国民に言うこと、あるいは印象付けることは、これは無責任な説明だということに言ひたいと思ひますが、長

官、どうですか。

○国務大臣(石破茂君) 無責任なことは取つてはならないと思つております。私は、結論は違ふのですが、多分委員と同じような問題意識を私は持つてゐるのだらうと思ひます。そういうようなことが本当にあるのか、ないようにするにはどうしたらいいのか。私も政府の立場をいたしましては、現在の法的な構成でそういうことにはならないようにという形を取つておるわけでござい

ます。そのときに逃げたらば同盟というものは成り立たぬじゃないか、そういうような御議論もあることもよく承知をいたしております。そういうことが起こらないように法の趣旨をどうやって体现するかということについて常に検証を圖つていく、そういうことが起きたときに慌ててどう対処するのだというようなことだけは絶対に起こしてはならない、そういう意識を強く持つておるところでござい

ます。○吉岡吉典君 私は、そういう武力攻撃事態というのは起こしてはならない、同時に、ある国が日本に武力攻撃してくる、こんな事態対処法が發動するような事態というのはほとんど想定されないと

思つておりますし、それを全く想定されない事態にしていくことが我々の仕事だと思つてゐる。しかし、そういう法律を作るときに、何とかこれを通そうとしてやはり十分正確な説明が行われない状況というのを私は常に感じます。例えば、有事法制でも、この論議の中でも、日本には自衛隊はあるけれども有事法制は全くない、こういう大変な事態だというのが言われる。しかし、防衛庁は、ある時期には、今の自衛隊法百三十条により、それからまた日本は大体において有事に対応できる資格はでき上がつてゐるということを一

生懸命で宣伝した時期があるわけですよ。こつちを言つた方が都合がいいときには安心せよと言

う、また別の場合には大変だという宣伝をやる。この有事法制でも逃げるから大丈夫だという宣伝

をあるときにはやる。しかし、それが私は無責任な言い方だと思ひます。

私は、ほとんど想定されない日本への武力攻撃というものの、周知の通り、一番あり得るもの、可能性があるものは、周辺事態で後方地域支援に自衛隊が参加する、それが一番攻撃の標的になりやすいし、またしやうい、そういうふうにして思つております。そういうことを言つて、また議論は改めてやることにしまして、私の持ち時間内の質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党の小泉でございます。私は、周辺事態と先制攻撃の問題について質問をいたします。小泉総理は、我が党の市田書記局長の質問に答へまして、アメリカの先制攻撃に協力するのは問題だという点を質問しまして、それに対して、先制攻撃には加わらないという答弁をされました。私、この問題というのは、武力攻撃予測事態に発展する可能性のある周辺事態という問題について、これが適用するということになれば、当然、政府として、周辺事態がアメリカの先制攻撃で起きたのかどうか、この点について私は判断が迫られる問題だと思ひます。その際、当然、国連憲章に反する先制攻撃というのは絶対に認められない、よつて、周辺事態においては日本の協力はできないというふうになるといふうに思ひますが、まずこの点を福田官房長官にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 小泉総理が言われたというその答弁ですね。これは、米国の先制について、米国の国家安全保障戦略には、米国が脅威に對して先制的に対処するために必ず武力を行使するとしてゐるというわけではなくて、先制を侵略のための口実にしてはならないと、こういうこと、この国家安全保障戦略にあるということに答弁をしてゐるわけでございます。その上で、武力攻撃事態との認定、これは我が国がそういう武力攻撃の事態の発生したときに主體的に、我が国として主體的に判断すると、こ

うことでございまして、米国による先制攻撃が

いかなる状態か分からない、状況か分からない、

そういう状況の中で、先制攻撃を国際法上認められない活動ととらえてゐるのだとすれば、我が国がそのような活動に加わることはないということ

を述べたものでございまして。我が国は、他国の国際法の解釈について有権的な解釈、評価をするというそういう立場にはござい

ません。いづれにしても、米国は国際法上の権利及び義務を、合致した行動を取つていくと、こ

うことであるわけ

です。それから、周辺事態との関係についてい

えば、米国は我が国の同盟国であります。同盟国である

米国が、周辺事態ということは、すなわち我が国の周辺の地域における我が国の平和及び安全に重

要な影響を与えるような事態ということですから、起すことということは考えられないということ

でございます。

○小泉親司君 周辺事態というのは、元々アメリ

カが起す周辺事態なんです。日本の起す周

辺事態じゃない。だから私はそのときに、いわゆ

る周辺事態のときに、例えば総理大臣は、アメリカはいろいろな選択肢を残してあります、これは

十月三十日の国家基本政策委員会でも言つてお

りますし、同じ、十一月六日の、昨年の十一月六

日の審議の中でも、アメリカは先制攻撃などいろ

んな選択肢があるということを言つてゐると。だ

から、私はもしアメリカが周辺事態で先制攻撃を

した場合についてはこれはノーなんだと、外務

大臣、なぜこんなことがはつきり言えないんです

か。

○国務大臣(川口順子君) 総理がおっしゃつたコ

ンテキスト、文意、あるいは含意を私が敷衍をし

て申し上げるということとは適切ではないと思ひま

すけれども、それから官房長官おっしゃつたよう

に、我が国として米国の国際法の解釈について有

権的に申し上げる立場ではありませんけれども、

アメリカの国家安全保障戦略は、国際法上、急迫する攻撃の危険から自国を守るためには、その攻撃の被害を被るよりも前に合法的な行動を取り得るということと述べているわけで、我が国としては、委員が前提としていらっしゃる国際法上違反をするようなことを米国がやることは考えていない、米国は国際法上の権利及び義務に合致して行動をするというふうに考えております。

それから、先ほど委員が周辺事態を起こすのはアメリカですとおっしゃられましたけれども、我が国としては、先ほど申しましたように、同盟国であるアメリカが周辺事態を自ら引き起こすというふうなことを考えられない。すなわち、周辺事態というのは同盟国である日本の周辺の地域における日本の平和と安全に重要な影響を及ぼす、そういう事態ですから、そういうことを起こすというふうには考えられないということでございます。

○小泉親司君 私は周辺事態がアメリカが引き起こすと言いましたけれども、それを否定されるというのはおかしい話だと思います。周辺事態というのは、これは元々日本に対する武力攻撃がない事態なんです。これはアメリカが介入するから起きるんですよ。そんなことは私は当たり前だと思います。

そこで、私、アメリカの先制攻撃は、いわゆるアメリカは国際法上やらないと言っているから大丈夫なんだとおっしゃるけれども、それじゃ、例えばお聞きしますが、これ、国家安全保障会議の、先制、国家安全保障戦略の中で、米国は国家安全保障に対する十分な脅威に対抗するため、先制行動の選択肢を長く保持してきた、脅威が多いほど行動しない危険は大きく、たとえ敵が攻撃してくる時間と場所に不確かな部分が残っている、我々自身を守るために先制行動を取らざるを得なくなる、敵対勢力によるこのような敵意ある行動の機先を制したりあるいは防ぐために、米国は必要であれば先制行動を起こす、これは国際法

上合致しているんですか、どうなんですか。

○国務大臣(川口順子君) 今、委員がおっしゃられたことのみをもって判断をするということは難しいかと思いますが、いづれにしても、米国が国際法に違反をするようなことはないというふうな我が国としては考えておりますし、また、委員が先ほど言われた点に関して、同時にこの米国家安全保障戦略において米国は、生起する脅威に対して先制的に対処するために必ず武力を使用するとしているわけではなく、国家は先制を侵略のための口実としてはならないということも言っているわけでございます。

○小泉親司君 外務大臣の続きを読みますと、しかしながら、手をこまねいているわけにはいかないと、これがアメリカの書いてある、最後まで読めばそういうことですよ。防衛庁長官がうなずいているから、これは明確にそう言っているんですよ。だから、そのときに先制攻撃が選択肢の一つだというのはこれは小泉総理大臣も認めている。当委員会では自民党の委員の方まで何と言っているかと、これ、言いますと、こういった攻撃が実際に先制攻撃というふうな形で行われる可能性をきちんと想定して、そのためのやはり政策的な検討をきちんと私はしておくべきだろうと思います。これ、自民党の方まで言っている。これ、立場は百八十度違うけれども、そう言っている。

つまり、先制攻撃があるなんていうのは常識じゃないですか。そのときに、周辺事態で、これは支持できないということは言えないんですか。福田長官、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国の同盟国たる米国が、周辺事態、すなわち我が国周辺の地域において我が国の平和及び安全に重要な影響を与えるような事態を自ら引き起こす、そういうようなことは考えられない、こういうことであります。

○小泉親司君 これまでの周辺事態の審議の中で、周辺事態でアメリカの武力行使はだれが決めるのかという質問があったんです。そのときに、

当時の高村外務大臣、米軍がやることは米軍が主体的に決めるのであります。つまり、米軍が武力行使を判断するということを述べておりますが、この見解に、長官、変わりございませんか。

○国務大臣(福田康夫君) 米国が武力行使をするとかいったような判断というのは、これは米国内閣府が決めることであります。当然であります。

○小泉親司君 ですから、私は、アメリカが先制攻撃を、武力行使ということをやった場合に、これはアメリカが先制攻撃という形で始めた場合に、これも周辺事態として認定するのとか、このことが問われることになるんですよ。どうですか、その点については、イエス、ノーという点については、私は、国連憲章上認められないとすれば、当然、ノーであると言えないんですか。何で言えないんですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど来申し上げておりますように、我が国としては、米国が国際法の権利と義務に合致して行動すると考えているわけでございますし、また、いづれにしても我が国が国際法上認められていない活動、これに加わることはないと考えております。

○小泉親司君 私は、政府は周辺事態のこれまでの審議の中でも六類型ということを言ってきた。それは、例えば武力攻撃が発生した場合、武力紛争が差し迫った場合、こういうことを言ってきた。ところが、この前提については六類型の中で述べられておりません。

それじゃ、お聞きしますが、アメリカの先制攻撃でこの六類型の武力攻撃が発生した場合という場合も、この周辺事態の六類型の中の武力攻撃が発生した場合、こういうときには周辺事態について認定する、そういうことなんですか。

○理事(阿部正俊君) どなたか——ちょっとお待ちください。

○小泉親司君 ちょっと速記止めてください。

○理事(阿部正俊君) ちょっとお待ちください。○小泉親司君 ちょっと速記止めてくださいよ、時間がたっちゃうから。

○理事(阿部正俊君) 石破防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) 六類型のどれに該当すれば、つまりアメリカの委員がおっしゃる先制攻撃というものが仮にあるとして、それが六類型のどれと連動すればどうなるかと、こういう御質問でございますか。御質問の趣旨はそういうことですか。つまり、六類型というのがありますね。政府が提示しました六類型というのがあります。それが、委員が御指摘の先制攻撃、アメリカの、それが同様に結び付くかということですか。

答えといたしましては、いづれにいたしましても、六類型のいずれであるかという点については、米軍がやりますことが、米軍が自ら我が国の、日本の平和と安全にそのまま放置すれば影響を及ぼすというふうなことを始めるとは考えられないということでございます。

そしてまた、アメリカが、委員がおっしゃっておられることが国際的に許されないことということであれば、それはそうなのでございましょう。しかし、それがどういふことなのかということとを今から判断を持って申し上げることはできないということでございます。

いづれにいたしましても、私どもが主体性を持って判断をするということは、六類型いづれにおいても同じでございます。

○小泉親司君 主体性を持って判断しているというのは私も認めているんですが、私がお聞きしているのは、例えば防衛庁長官はこの特別委員会でも、アメリカが先制攻撃をするのかという質問に対して、先制攻撃をするかどうか論評する立場にないとおっしゃった。ということは、六類型というのは、原因についてはどうだと、こういう原因によって武力行使が発生したんですよ、ということと書いていないんですよ。それはお認めになりますか。

(理事阿部正俊君退席、委員長着席)
ですから、アメリカが、武力攻撃が始まったと、それによって武力攻撃が発生した場合については、これは周辺事態として認定するのか

どうか、この点を私は聞いています。どうですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、この六類型それぞれ書いてありますが、それはどういう事態なのかというのを書いてあるわけであって、何によつてこの六類型が生じたかということについては別に差を設けておりません。

したがって、その場合にどのように行動するか、我が国がそれを周辺事態と認定するかしないかということは、我が国が主権性を持つて判断をするということでございます。これが生じた原因が何であるかということを問うことはございません。

○小泉親司君 ということは、アメリカが先制攻撃で始まったかどうかというのは問わない。これ、周辺事態の判断としては問わない、こういうことでよろしいんですね、今おっしゃっていることは。

○国務大臣(石破茂君) それはですね、先生、先制攻撃とは何なのだと、そしてまた、先ほど来お話をありますように、先制攻撃というものと先制行動というものの、これまた違うわけでございまして。先生のこと、よく御案内でお聞きになっていらつしやると思います。

アメリカ合衆国、いずれにいたしましても、国際法上の権利及び義務に合致した行動を取るといふふうに私は解しておりますし、先般のイラク攻撃も国連決議によるものだといふふうに解しておる次第でございます。

したがって、アメリカの先制攻撃に起因するものであるならば、それは周辺事態と認定しないといふふうに断言せよといふふうにおっしゃられました。それは我が国が主権的に判断をすることでございますという答弁に私は変わりはございません。

○小泉親司君 長官はさつき、ちょっと今ごまかされておられる。どういふふうにごまかされておられるかという、アメリカの先制攻撃、つまり周辺事態の起因する原因、起因する原因についてお

しいな、原因、これについては問わないと、あなたはおっしゃつたでしょう。それが先制攻撃であるかどうかは問わないと、こういうことなんですよ。そうじゃないんですか。

○国務大臣(石破茂君) いや、別にごまかしたつもりは全然ございませんで、この六つのものに書いてありますことは、何によつてこれが生じたかということに分類はされていらないということでございます。それはよろしゅうございます。この六つ書いてあることは、何によつてそれが引き起こされたかということにおいて書いてあるのではなくて、六つの事態が考えられるだろうということを書かせていただいたわけでございます。

それで、アメリカの先制攻撃というものによつてこういうことが起こつたらどうするのだということでございますが、アメリカはその先制攻撃というものは国際法に違反をする形ということでは行わないといふふうに私も承知をいたしておりますわけでございます。

いづれにいたしましても、その事態を周辺事態と認定するかしないかということは、我が国が主権的に判断をすることだということを申し上げておるわけでございます。

○小泉親司君 ということは、原因は問わないということだと思ひます。それは、私はその周辺事態の六類型は、これは武力攻撃予測事態に認定されることがあるといふのはこれまでの政府の見解ですから、私、そうすると、周辺事態の認定に当たつても武力攻撃予測事態の認定に当たつても、アメリカの先制攻撃がどうかという判断の基準にならなないといふことを私は防衛庁長官がお認めになつたことだと思ひます。

そこで、私、もう一つ周辺事態の先制攻撃の問題では日本として問われることがある。例えば、これまでの周辺事態法の審議の中では、周辺事態のときの後方支援の中心は何かと、こう言いますと、中心は日本国土であると、これはもうお認めになると思ひます。

そうすると、問題は、アメリカが先制攻撃の作

戦として日本の米軍基地から飛び立つ、これが当然のこととして戦闘作戦行動としてあるということとは、これはあり得るわけで、例えばアメリカのイラクの攻撃などについても、当然イラクの周辺の国々から、国々の基地を使つてアメリカが攻撃したこともある。そうすると、日本の場合は、戦闘作戦行動で、これはイエス、ノーと、この判断が問われる。

私は、これは当然のこととして、先制攻撃が例えば三沢の米軍基地から行われる、それから沖縄の米軍基地から行われる、佐世保や横須賀から空母が、ないしは揚陸艦が出撃する、こういう点については政府としてはどういふ判断を、つまりイエスなんです、ノーなんです。これは当然ノーだといふふうに、であると思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほどから何回も申し上げておりますけれども、そもそも米軍が国際法上の権利と義務に違反をする行動を取ることとはないと考えているということでございます。

○小泉親司君 総理は選択肢の一つだと言つています。ちよつとはつきり答えてください、その点、もう一度。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど来申し上げていますように、我が国としては、米軍が国際法上の権利と義務に違反をするようなことをするとは考えていないといふことでございます。我が国として、国際法上認められないような活動に我が国が加わるといふことはあり得ないと、そういうことでございます。

○小泉親司君 ですから、私が聞いているのは、周辺事態のときにアメリカの先制攻撃が在日米軍基地から出撃するような場合については、これは当然ノーなんだと。この点、なぜ言えないんですか、外務大臣。防衛庁長官でもいいですよ。

○国務大臣(石破茂君) それは、もう何度と同じことをお答えして恐縮ですが、その先制攻撃といふようなことを、委員がおっしゃるような国際法に明らかに反するような先制攻撃といふようなこ

とは、アメリカは行つと私も思つていないといふことでございます。

○小泉親司君 言つていないじゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) 何がですか。いや、そういうことを思つてはいない。それは、アメリカがあらゆる選択肢を放棄しないといふことを言つたということ、合衆国がそういうことを現実に行うといふふうには我が国が思つていないかということ、はまた別の問題でございます。

例えばイラクの攻撃でも、ある方はあれは先制攻撃だと、あれこそ先制攻撃以外の何物でもないとおっしゃいますが、私も、あれは国連決議六八七、六七八、一四四一に基づくものだといふふうには申し上げておるわけで、一つのことでも見解が全く違つたといふことなのでございます。

○小泉親司君 私は、そんなアメリカのイラクの攻撃は先制攻撃じゃないんといふこと自体が世界の少数派で、これは全く政府の立場と我々違つけれども、私が聞いているのは全然違つた。これはごまかしだらけ目です。

私は、この日本の有事といふのは絶えずアメリカの戦略と大変密接な関係で行われてきた。これが日本の有事の場合の特徴で、それにもかかわらず、政府がアメリカの先制攻撃について、これ明確にノーと言えない。この点が政府の態度が重大な問題だと思ひます。総理はこの先制攻撃に加わらないといふて発言しておりますけれども、この総理の自らの発言も私は大変いい加減な見解だといふふうに思ひます。

その点で、私は周辺事態への協力を排除する、特に先制攻撃には協力しない、これが日本の有事を起こさせない最大の保障だといふことを強調して、質問を終わらせていただきます。

○山本保君 公明党の山本保です。

今日は、先般、私質問させていただきまして、川口外務大臣はおいでにならなかつたので、矢野副大臣を中心にお話をさせていただきました。私の立場といひますか、自分の信条としまして、やっぱり日本という国は、世界に軍備をなくす

る、戦争をなくする、核兵器もなくなる、そういうために積極的に一步を踏み出すべきだと。今まで何十年それは実際はできなかったし、理念としてはあっても何もできなかったんだけれども、もうそろそろできる客観情勢でたんじやないかと。片方で有事というようなのを想定してということについて、私はそのこと否定しませんし、本来こういうことはやっておいた方がいいと思っておりますけれども、それを国際環境の中でいえば、こういうことをやれば、もう一つ、今度は具体的に積極的な平和外交を進めるべきではないかということをお願いしました。

また、そのときも、できれば工程表のような形で、将来の目標というのはもう定まっているんですから、それから逆算するような形で目標を、これはほとんどん変わっていくかもしれないけれども、そういう発想が大事じゃないかと。できればそういうことを専門にするような部局、これは内閣府なのか外務省なのか、いろいろあると思いますが、そんなものを作ったかどうかということもお話ししまして、官房長官また矢野副大臣からも、思ってもいない割と積極的な御返答をいただいたと思っております。

そのとき、ASEANのことなどを申し上げまして、私もまだこの分野は本当に勉強したところなものでしたから、この前はASEANということで、ASEAN又はその地域フォーラムで、そういうことについて、少しもつと活用といいますが、積極的な立場を日本としては取るべきではないかということをお願いしたんですが、今日は、今日既にこの委員会でもお話が出ておりますけれども、ミサイル防衛について少し最初にお伺いしてから法案の中身について入りたいと思っております。

最初に外務大臣に、この前も答弁の中で弾道ミサイルというのが、私など本当に知らなかったんですけれども、核を持っているような国だけなのかと思つたら大変多くの国がもっているんだというふうなこともお聞きしたわけでござい

ますが、今どのような現状にあるのかということについて、教えていただければと思います。
○政府参考人(天野之弥君) お答えいたします。弾道ミサイルの各国の保有、弾道ミサイルの保有国数、国名につきましては、防衛庁のホームページによりまして四十六か国及び地域となっております。

また、二〇〇二年、昨年の国連総会に提出、採択された報告書によりまして、射程百五十キロメートル以上のミサイルを保有する国は約三十五か国と推定されると記述されております。

○山本保君 核爆弾頭というんですか、また核ということだけをちょっと、まあそれは私だけかもしれないんですが、一般国民の常識的に言いますと、そういうことにはみ割と話が行っていたのかなと反省しております、正にこういうものを運ぶものが実際の今の脅威になっていると。以前は大変少なかったそうでありますけれども、既にそういう国を、国の中の技術が開発されているということだそうなんです。

それで、今日はそのことについてですが、ちょっと順番を変えて、先に防衛庁長官にお話、同じことですが、先ほどお答えになったことではあります、こういうことについて、防衛しなければ、ミサイル防衛ということですか、このミサイルディフェンスということについて、今、日本としてどのような体制を取られているのかということ。

また、一緒にお聞きしましょうか。これは今、先日行われた日米の首脳会談で、このミサイル防衛については何かお話があったというような報道も一部あるようでございますけれども、こんなようなものがあつたのでしょうかということ、ちょっとまとめてお聞きしたいと思います。

最初にミサイル防衛について、最近どんなような検討をされているのか、お願いいたします。
○国務大臣(石破茂君) ミサイル防衛の検討状況についてでございます。これは、日米共同研究の部分と日本においてやっております部分、これの

二つございます。
いずれにいたしましても、これが当たるのか当たらないのか、そしてまたそのためにどれぐらいの費用が掛かるのか、それが我が国に關して申しますと我が国の陸海空システムにどのような影響を与えてくるのか、そして法的な整備はどうなのかということと併せて、日米共同技術研究におきまして四つの部品について共同技術研究をしております。しかし、この日米で共同技術研究をしております分野がミサイル防衛のすべてなのでございまして、これはごく小さな一つのパーツでございます。

ミサイル防衛全体は、これは例えばABLから始まりまして、そしてイージス艦搭載型PAC3、そういうふう非常に広いものを含んでおりますので、このところは分けて考える必要があるというふうに考えております。——ちょっとごめんない、委員長。

あと、日米首脳会談におきまして検討を加速するというような報道がございました。それは、今私もやっておりますことを更に検討をしていくということでございます。すなわち、アメリカにおきまして二〇〇四年度からPAC3そしてまたイージスBMDシステム、これを初期配備することと決定をいたしました。これを踏まえまして、重要な課題であるBMDにつきましてアメリカと意見交換、情報交換を行いつつ、先ほど申し上げました点につきまして検討を加速をさせたいということでございます。

○山本保君 技術的な問題についてちょっと長官お聞きしたいんですが、答弁の中で、ミサイル防衛というのは正に専守防衛を絵にかいたようなものではないか、まあそんな表現じゃなかったかもしませんが、そういうことを言われた。しかし、防衛できるとなれば、当然その防衛を上回るようなものを開発するんじゃないかと思つたし、切りがないんじゃないかという問題とか、また、今おつしやつたお金だとか、もちろんただでできるわけじゃないですから、その国力に

応じて何ができるのか。
そしてもう一つ言えば、いや、結局、だから先に先制、今先制攻撃という話ありましたが、相手の基地を撃たなければ効果がないんだ、どうも話がちよつとあちこちしているような気がしてしまいませんか。

○国務大臣(石破茂君) これは、私も随分考えてみたんですが、例えばアメリカが核を持ちましたと、そうであればソ連も核を持ちましょう。じゃソ連が衛星を打ち上げて大陸間弾道弾の技術を持ちました、じゃアメリカも持ちましょう。向こうがこうなら、こつちはこうという、ある意味で対称的な軍拡というのがあつたのだと思つてます。

しかし、じゃミサイル防衛と弾道ミサイルというのは当然対称の關係に立ちません。向こうは撃ってくる、こつちは迎撃する。迎撃するシステム自体は、もう最近の新しいものは前に破壊しけなくて直接当ててその物理の力によって破壊しようというふうなものでございますから、この迎撃ミサイルだけ取りましても、これは正直言つて攻撃の何の役にも立ちません。全く役に立ちません。

そうしますと、対称的な、つまりこつちが持つばこつちも持つんだというものと違ひまして、こちらの方は迎撃能力しか持たないという場合に、それじゃそれを超えるだけの攻撃能力を持つてやろうという考え方は、従来のものと私は考え方が異なるのだというふうに思っています。

そうしますと、迎撃ミサイルシステムというのが軍拡、みんなが軍拡をしようしようということであれば、軍拡につながるよりはむしろ軍縮につながる、それはマインドの問題だと私は思っています。

○山本保君 技術論として、そういうことが可能であればまたそれを進めていくということは、なるほど私もお聞きして理解できるといふような気がします。できれば、基地をたたくというよ

うな議論の方に走るよりはこちらをしつかりやっていた方がいいという気がしますが。

外務大臣、お忙しいと思いますが、一問、こ

こでちょっとお時間をいただきたいんですが、やは、り、今、防衛庁長官からはエスカレートしていきというふうなものではないんだというお話ありましたけれども、しかしながら日本

の国力とか今の経済状況、コストの問題、万が一しか起こらないことについてそれだけのお金を

掛けてどんなことがあるのかというふうなことを考えますと、こちらに当然国民を守るとい

う準備といいますが、そのための研究開発を進めるといふことは並行して、世界からミサイルとい

うようなものをなくするということについて、も

っと我々は積極的に進めるべきではないかなと思

いますし、外務省は当然そのことをやっておい

でだと思いが、これについてどのような今状

況にあるのか、お話ししたいと思いが、

○国務大臣(川口順子君) おっしゃるとおりの考

え方だと思いが。

それで、まず一つは、ミサイルの拡散を抑える

ためにミサイル技術管理レジーム、MTCRと言

われておりますけれども、それがございまして、

それは国際的に協調して輸出管理体制をきちん

とする、それによって関係のある技術物資、そ

うものが海外に広がっていないかということをや

るわけですが、それが一つございまして。

の国々に弾道ミサイルの不拡散への関心を高める

ためのセミナー等を開いております。豪州や韓国

と共同で、ASEANその他のアジアの諸国に対

しましてこのICOCへ参加を求めるといふこと

もやってきておりますし、今後、こういったIC

OCの実効性、あるいは参加国を増やすといふこ

とにも力を注いでいきたいと思いが。

国際的には今申し上げたようなことで動いてお

ります。

○山本保君 今お話ししましたように、当初、

もう二十何年ですか前、十五年ぐらい前からミ

サイル技術管理レジームというんですか、読みまし

たら、何ということはない、つまりその技術を輸

出したり輸入したりしないと言っている

だけであって、こんなのがほとんど効果がなかつ

たんじゃないかなと、私はそういう感じが、もう

そういうふうには総括してしまつて、もつと直接的

になくすると、今おっしゃつたですね、まだこれ

は始まつたばかりですか、その拡散に立ち向かう

というICOCですか、こちらの方を本当にもつ

と積極的に進めていく、それに日本は重要な立場

も拡散を防ぐための最大限の努力を続けたいと

思っております。

○山本保君 ありがとうございます。

外務大臣は以上で結構でございます。退席して

ください。

じゃ次に、国民保護法制と言われていること

についてお聞きしますが、内閣府の官房ですね、

内閣官房ですか、担当の方にまた少し専門的なこ

とになるかもしれません、お教えいただければと

思いますけれども。

まず、今回、二十二条ですか、基本法の方に国

民保護に関するそういう整備をする。それが、

当初二年というのが速やかにというふうな表現に

なつて、そしてまた附帯決議で一年となつたんで

しょうか。この辺、速やかにというのは何か非常

に緩いような気がしますし、附帯決議といひます

と拘束力がないような気がしますけれども、この

辺はどういう関係でございましょう。どなたで

しょうかね。増田さん。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。

当初の政府案では二年以内となつておりました。

についてちょっと気になつたことがあるので、私

の意見といいますか議論をしてみたいんですけれ

ども。たくさんあるんですが、その中の一つだけ

にちょっと絞ります。

つまりこの中に四、番号はいいんですが、国

民、一般国民の協力を得て避難訓練を行うとい

うのが、「国民の協力」という大きな項目の中

に、次の協力を要請されたとき国民は必要な協

力をするよう努めるものとすると、こうありまし

て、その中の一つに避難とか消火活動、保健衛生

等ある中に、もう一つ、四番目に「避難に関する

訓練への参加」というのがございまして。

私はこれを読みまして、全体の中でちょっと異

質な感じがしてしうがないんです。といひますの

は、そのほかに一杯こう書いてあるわけですが、

でも、それはすべてで言う武力攻撃事態若し

くは等ですね、その前段階ですか。こういうとき

になつたものといふことを想定して行われている

ものだと思います。若しくはそのための準備とし

て役所などが、関係する専門家若しくはその担当

者があらかじめそのために準備をしておくものだ

というこ

と書いてある中に、一つ、国民

は避難を、避難訓練に参加せよといひのが出てく

るんですね。

私は、もちろん、この委員会でもこういう状況

の中で話がありましたけれども、今やるべきこと

は、私も冷静にまずこの状況を見ていく必要が

あると思つておるんですけれども、これは一体ど

ういうものなのか。一体武力攻撃されたときの避

難といひのはどういふイメージを持っておられる

のか。若い方に来ていただいている話合つた

んですが、どうも分らないんです。何をイメー

ジしておるのか。

もつとはつきり言へば、言うなら平時の訓練で

すね。平時にこういうことをやることに一体どん

な意味があるのか。効果よりは、正に国民の世論

とかそういう意識を養う方へ持つていくような効

果の方があるんじゃないかと私、心配するといひ

のが本心なんです、この辺はどういふふうにお

考えなのか。

○政府参考人(増田好平君) 私どもが公表いたしました国民の保護の法制についてという資料の中で、確かに先生御指摘のように、「国民の役割」の「国民の協力」ということを挙げております。このことは、私どももいたしましては、武力攻撃事態等が起りました場合に、国民の保護のための措置を的確に実施するためには平素からの訓練が非常に重要なものであるとまず考えているわけでございます。そこで、国民保護法制では、国民の避難の訓練への参加について協力を要請できるものとするを現在検討しているわけでございます。したがって、このような記述を出しておるわけでございますが、これは国民の皆さんに参加を強制するものではなく、多くの国民の自発的な参加を期待しているものでございます。

今後は、御指摘の点も踏まえまして、国民保護法制の検討の中で、訓練の啓発、広報、それから実施等の方法について、具体的に国民の皆さん、また地方の意見も聞きながら検討してまいりたいと思っております。

○山本保君 まず、分かりやすく言えば、もし訓練というものが、有効な訓練というものがあつたならば、正にちよつときな臭くなつてきたときにこそ行つべきものであつて、一体平時においてどういう訓練をするんですかということなんです。一つその前に、もう少しこれを理論的に、一体災害に対して地震、昨日は地震が起きた、地震が起つたときの避難、それから私どもの例えは二年、三年前の大水害が起つた、この避難、こういう避難というものと有事における避難というものとはどこが違つてどが一緒なのか、整理をされておりますか。それで、このための避難であるというふうにしなけれはならない必然性がありますか、お聞きしたい。

○政府参考人(増田好平君) お答えいたします。理論的な形でどがどう違うかというふうな形で整理はまだ現在ないわけでございますけれども、

も、一番大きく違ひますのは、やはり戦闘、武力攻撃事態等でございますので、戦闘というものが行われるとしたときに、その戦闘する地域が災害に比べれば一般には非常に広い範囲ではなからうかと。そういった意味で、例えば都道府県の範囲を越えて避難をしていただくというようなことが想定されておまして、その点は、災害でそういうことがないとは申しませんが、重点の置き方が違うのではないかなと、そういうふうにご感じしております。

○山本保君 まだこれから検討だということらしいので、そのために少し申し上げます。広いというのでもう少しですね。私、反対に思います。昨日の地震なんかの方がよほど広いでしょう。まさかあの地震規模以上の機動部隊が攻めてくるなんということを考えておるわけじゃないでしょうね。まさか。そんな話はなかったですね。

必要なのは、やはり例えば情報を的確にとらえてはならないとか、又は軽薄な行動をするのではなくてとか、又はもちろん行方、家族で連絡を取り合うとかいうふうなことが大事なんであつて、俗に、例えば地震であるとか火事のように、この近くであれば皇居のようなどころへ逃げなさいなんというものが、こんなのがこういう事態に役立つとはとても思えない。恐れ多いからそれ以上言いませんが、そうでしょう、長官ね。

ですから、こういうことを考えますと、そんな一般的に有事のための訓練なんというものを言うこと自体、私は平時においてはちよつとやり過ぎじゃないかという気がしております。ですから、これは、このことについては担当の部局などはきつち準備をしておくべきだと思いますが、しかし、こういうことを行うのは、正にさつきちよつときな臭いとか若しくは予測の段階ですとか、こういうときにはやるということについて、というので、少し私はこは余り先走らない方がいいのではないかなというのを、これは大臣おられますので、私の意見として申し上げます。

す。もう一つ、ついでにといいますか、そのすぐ後にこういう項目もあるんですね。それは、国及び地方公共団体は、武力攻撃事態における住民の自主的な防災組織やボランティアの自発的活動に對し支援するといふようなこと。これもちよつと読んでどうもイメージが分らないんですね。これは、例えば私はNPOなどが、国を守るとか地域を守るといふNPOが私はずっと出てきていと思つております、はつきり言ひまして。それが民主主義だと思つておりますから。しかし、それに対して国や地方公共団体が支援をする、言うならお金出すということでしょう。これは、そういうことはどうなんですかね。ちよつと私はこのイメージがどうも分らないんですね。

じゃ、お願いします。

○政府参考人(増田好平君) 御指摘の点でございますけれども、住民の自主的な防災組織やボランティアは国民の保護に関し何らかの義務を負うといふものではございませんけれども、自発的に国民の保護のための活動を行う場合は、国及び地方公共団体がこれを支援することを考えているわけでございます。

具体的な活動内容としては、住民の避難や被災者の救援の援助、消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助などを期待しております。また、国、地方公共団体による支援の内容としては、活動場所の提供や必要な情報の提供などを想定しております。ボランティア活動の趣旨等にかんがみまして、財政的な支援につきましては抑制的に考えるべきものといふふうに考えております。

○山本保君 ありがとうございます。私もその答えが欲しかったんです。このことを軽視するわけじゃない、大事な仕事だと思ひますけれども、しかし、それを平時からお金を出すようなことがあつたのでは僕は逆効果のような気がしております。じゃ次に、表現の自由についてお伺ひしたいと

思ひます。

この委員会でも何度も話がありまして、それで、内閣府からも来ていただいているようですから、災害対策基本法では既に指定公共機関ということがあつて、その中のNHKなどは入つていてということだそうでございますが、阪神・淡路大震災のときにこの指定公共機関ですが、NHKで結構だし、またほかの放送局でもいいんですが、入つておれば、これはどういう役割を果たしたといふふうに総括しておられますでしょうか。

○政府参考人(山口勝己君) お答えをいたします。

NHKにつきましては、災害対策基本法に基づきまして指定公共機関に指定をしております。防災業務計画を作成し、その実施に努めていただいております。例えば、各種災害マニュアルを整備し、初動態勢を確保するとともに、ヘリコプターやロボットカメラ、通信衛星による映像伝送装置等の資機材を整備するなど、常日ごろから態勢、機材の整備、点検に力を注いでおられると承知をいたしております。

お尋ねの阪神・淡路大震災におきましては、テレビ放送及びラジオ放送によりまして、発災直後から関連情報の発信に努められたと認識をいたしております。とりわけ、スキップバックレコーダーと申しまして、地震の際に自動的に映像を録画する装置でございますが、これによりまして、NHK神戸支局において宿直をしていた担当者が地震の大きな揺れでベッドから飛び起きるといった映像が流れたわけでございます。その映像によつて地震の揺れの大きさが初めて具体的に報道されたといふことは記憶に鮮明に残つてるところでございます。また、このほか、外国語放送や手話放送といったいわゆる情報弱者のための報道も実施をされたこと承知をいたしております。

以上でございます。

○山本保君 NHKにとどまらず、特に地域地域のFM放送などがその後についてもいろんな被災

者間の連携などで大変重要な効果的な動きをされたというふうにも聞いておりますので、是非こはそういうことがうまくできることに応援していつていただきたいと思っておりますけれども、その上に立つて、ちょっと気になることを少しお話を聞きたいと思っております、一つは、一つ飛ばしますが、従業員、NHKに例えは入っている方がその仕事について、これは良心の自由というふうなこともあるかもしれませんが、いろんなことで拒絶したというふうなことが、今日もそんな話出ておりましたけれども、こんな場合にはどういう扱いになるんでしょう。

○政府参考人(増田好平君) 指定公共機関に指定されますのはあくまでも法人でございます、法人を対象とするものでございまして、その従業員を対象とするものではございません。また、指定公共機関の対処措置は当該機関の業務の一環として行われるものであり、業務以外の特別の職務の実施を要するものではございません。

したがって、指定公共機関の個々の職員に対して具体的な行為を求めるものではなく、仮に職員が対処措置の実施に関し職務を拒否された場合には、当該法人の内部規定等に基づき対応することになるものと考えております。また、そのことについて政府が関与するということは考えておりません。

○山本保君 いろいろ個別の状況によつてこれは変わってくるのかなと思いますが、これについても、これからちょっと具体的にほかのことについてもお話ししますが、一応そういうことを聞いておきまして、そこで、ちょっと戻すような感じになります、この場合例えば、今日もお話出ました、警察関係とそれにかかわるその後の情報などについて放送していただくようお願いをする。例えば、どの放送局見ましても同じ放送をしているんじゃないことがたまにあります、これは非常につまらないわけでございます、天気予報、天気予報は中身はみんな同じだけれども、いろいろ各局工夫を凝らしてやっておりますね。例

えばこんなことはいいのだろうか。それから、もつと言えはニュースショー的に、いや政府がこう言っているけれどもこんなことないよというところを言ってもいいのか。状況は大部分甘んじやないかと言っているがあるかもしれない、逆のことがあるかもしれない。そういうふうなことは当然許されるというふうに解してよろしいですか。

○政府参考人(増田好平君) 武力攻撃事態におきまして、国民の生命、身体、安全の確保に関する緊急情報を正確かつ迅速に国民に伝達することは極めて重要であるという意味におきまして、政府としては、放送の速報性という機能に着目いたしまして、警報それから武力攻撃事態等の状況及び避難の指示の内容の放送について、指定公共機関である放送事業者の対処措置と位置付けることを考えておるわけでございますが、放送の方法等については指定公共機関に任されているというふう

に考えております。

○山本保君 この辺は議員各位にもちよつと冷静に考えていただきたいと思うんですね。この前、この辺についてもやじなども飛んでおりました。政府が今やっていることはおかしいんじゃないか、この対応はおかしいんじゃないか、挑発しているんじゃないか、若しくはそれほどのことはないんじゃないか、こはいつたん白旗掲げて、しかし国民を守つて、そして外交交渉に任せた方がいいんじゃないか。いろいろな例え意見とい

ますか、政府のやっていることに對して反対をするというのをテレビ、ラジオ、新聞等で報道をする。これは表現の自由だと私は思いますが、これは許されると考えてよろしいですか。

○政府参考人(増田好平君) そのことを政府として規制するという考えはございません。

○山本保君 これは今日はお呼びしていない、この前の審議で、衆議院の提案者の方から、国益に反するといひますか、敵国を利用するやうなことを、そんなことはどうだろうか、否定されたわけではないんですが、そういうことを言われました。また、当然じゃないか、私も当然じゃないかと思

います。

ただ、ここで問題は、自衛隊などが特にそうですが、戦闘場面で自分が死ぬか相手が殺されるか、それを守るか、国民が死にそうになっているのを、殺されそうになっているのを助けるかと、こういう問題と国全体の立場をどうするかということとは別だと思わなくちゃいけないと思つてます。ですから、この法案自体も国会の承認があるわけでは、最初からもう客観的に国が危ないときには何もかも、まず国を守るんだということであるならば国会承認なんか要らないわけ

で、専門家が決めてやればよろしい。承認があるということは一票差になるかもしれない。これは、私はしかしこのことが大事なんじゃないかと思つてます。

国益に反することをおまへは助けるのか、その側に立つのかと、こう言われるかもしれないけれども、一体何が国益なのか。昭和十五年、十六年、十七年で東条内閣を辞めると言つたことは、もし言つたとすれば、それは当時からすれば九

九%の人から国益に反するといつて非難されるでしょうが、しかし長い目で見たらその方が良かったのかもしれない。いろいろあるわけでございますから、私は、強い国というのは常に言論、表現の自由というものが守られる、そしていろんな意見がある、それを冷静に考える。是非それを各閣僚なども、政府もその上に立つて判断をされるということが大事だと思つて、余分なこと

もしもせんけれども申し上げます。

駄目ですよというふうな、ちょっと飛んだような話があつたやうな気がする。

今、私が申し上げたやうなことからいまして、しかも本当にそれが、その保管命令が適正で効果的なものかどうかなどというところはなかなか難しいわけですから、現場のその人が一番知っているかもしれない。で、その命令に拒否をする。拒否をするということはあり得るんじゃないかと思つてます。大臣、どうですか、その辺。

○国務大臣(石破茂君) それはすべからずこの構成要件に該当するかしないかの問題だと思ひます。表に出しちゃつたら駄目よというの、私は反対のことが申し上げたかつたのでありまして、表に出した理由は問わないということでありまして、ですから、私は絶対この有事には協力したくない、絶対自衛隊に協力するのは嫌だ、邪魔をしてやりたい、したがつてこの物資を隠匿するのだとおっしゃるが、あるいは、私は実はこれを売つてやがて値上がりするだろうから大もうけしたいということであろうが、それは内心は一切問ひませんということをお申し上げしているわけでございます。

結果としてそういうやうな構成要件に該当する、つまり毀棄、隠匿、搬出、そういうやうな行為が構成要件に該当するかどうかの問題でありまして、内心のいかんを問ひません。したがひまして、内心に對する自由の制限ということにはならないということが申し上げたかつたのでござい

ます。

○山本保君 それをお聞きしまして安心しました。そういう意味だろうと思つたんですが、どうしても議論が、何か思つてゐることはいいが、やつてゐると、またそのことによつてそれで強制的にやらされるのではないかというやうなたしか議論になつておられたので、少しその途中が省略された形で、思つてゐるのは自由だが、しかしそんなことを表に出したら駄目ですよと、こういうことがあるのかなと。

この前、政府の統一見解というのを見せていた

だきまして、国民の自由、権利、これを見ましたら、丁寧に読んでみないと、決してそんなことは書いていないわけですね。良心の自由とか又は信教の自由というふうなものでいえば、自分だけで信じているのは自由だよということはないわけですね、その自分の信じているところを人に説く、話すということ、ここまで含めてこれは自由である、こういうふうな考えられているわけですから、もちろんそのことを、そこでやったことがあつた法律に従つたときに違法であるということはあり得ると思います。

それで、命令違反だけれども、罰則が付いておられます。つまり、命じられたけれどもやらなかった、保管しろと言われたけれども保管せずに行つちやつた、こういうのは罰則の対象になります。この前、遺棄ですか、遺棄、破損、それからもう一つ隠匿ですか、隠匿、破損、もう一つです、こういうふうな言われた。これに当たらないような拒否の方法というのは私はあり得るんじゃないかな。これがなければ、そういうことが許されなければ正に良心の自由とか内面の自由なんというのは担保されないという気がするんですが、その辺はいかがですか。

○国務大臣(石破茂君) これは故意犯でございます。例えば保管命令が命ぜられた、冷蔵庫にある物資を保管しておつたと、そのままよならと書いていなくなつちやつて、実際にその保管がなされなかつたという形があつたとしても、それはこの罪名には当たらないことだと思ひます。しかしながら、これわざと電源抜いて中のものを駄目にしちゃつたということがあつたならば、これは毀棄のほうになるということになります。

要は、毀棄、隠匿、搬出の故意がどのように評価されるか、それが構成要件に該当するかどうかということになるのだらうと思ひます。

○山本保君 なぜこんなことを言いますか、くどいようですが、私はこのことについて、本当に急迫な事態で云々という場合じゃないこ

ともこれ想定されているわけですから、そのこと、またその指揮、そこで出た命令が本当に効果的なものであるかどうかということもなかなか難しいですから、今のようないふことも当然考えなくちゃいけないと思ひます。

もう一点、そういう中身が正しいかどうかということ、適正な方法を取っているかどうかということが一つ民主主義は大事だと思ひます。現場の指揮官などが、この荷物を全部これから使ふんだから置いて出ていけというふうなことになるんだからこれは困るわけですね。どういふ、この辺はその適正な手段、法的な方法、どういふふうな担保されているか、お聞きします。

○政府参考人(守屋武昌君) 先生御指摘の点でございますけれども、これは自衛隊法の百三条の第一項において自衛隊の任務遂行上必要と認められる場合と、それから二項におきまして自衛隊の任務遂行上必要と認めるとき実施できることとされていることでございます。これを出しますときは、その都道府県知事に対する要請に際しまして、防衛庁長官又は政令で定める者が自衛隊の任務遂行上必要であるかを適切に判断するということを考えております。

この政令で定める者の範囲でございますけれども、この趣旨から適切な判断が可能となるような者ということで、先生御指摘のような末端の部隊の指揮官は考えておりません。適切な、部隊任務遂行上必要かどうかという的確な判断ができる者という観点から、方面総監とか師団長、旅団長クラスの者を指定することを考えているところでございます。現場の個々の自衛官の判断により、こういう要請が行われているものではないということとをまず御理解いただきたいと思ひます。

それからもう一つ、受けた都道府県知事が必ずこれに従わなければならないかということでございます。これも判断するということでございます。防衛庁長官の要請が自衛隊の任務遂行上必要であるかどうかと、それから地元や地域の実情に照らし

まして、要請どりの措置を実施することが実際に可能かどうかについて判断を行った上で適切に措置を実施すると、こういう二重の措置を講じておりまして、私どもは、この措置によりまして、現場での保管命令というものの内容が適正なものかどうかの判断がなされることになると考えておるところでございます。

○山本保君 つまり、鉄砲を持った人がこれを置いていけ、こういうことを言うんではない。知事ですからというならば、役所の普通の公務員、民生関係の方とかそういう方が来て、そしてその状況に応じてお願いをすると、こういうことだといふふうな理解します。

そのような形できちんと行われるということと結構かと思ひますが、次に、もしその場合、損失が出た、この補てんについてはどういふ制度を今度はこの法案ではできているんでしょうか。

○政府参考人(守屋武昌君) お答えいたします。これも自衛隊法の改正案の百三条第十項の規定によりまして、当該保管命令によりまして通常生ずべき損失を補償しなければならぬというものを今回規定しております。この通常生ずべき損失とは、これは社会通念上一般的な事情の下において生ずる損失のことでございます。この取扱物資の保管命令においては、例えば保管等のために新たにお金を出したと、費用が掛つたとか、あるいは保管を命ぜられなければ当然得られたであろう逸失利益、こういうものも含まれると考えております。

このような損失の性格でございますが、これは国が政策的に特定の下に負担を求めることにより生じた損失を補てんするものでありまして、財政状況等により損失補償の有無やその額が左右されるといった性格のものではないということとを御理解いただきたいと思ひます。

○山本保君 つまり、今のお話は、事が終わってから予算を組んだら予算が全然足りないのだから、若しくは、防衛庁予算これだけだからその中で、いわゆる予算の範囲内ということとを

よくやります。そういうものではないというふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(守屋武昌君) そのとおりでございます。

○山本保君 それでは、防衛庁長官もこういう、たしかそこまではお話し、ちよつとこれから先は聞きづらいことではあります。ということとはつまり、これではない、戦闘行為等によつていろいろあらかじめ用意していたこと以外で起こつた被害についての損害補償というんですか、その概念はあれで、それについてはちよつと難しい場合もあります。ちよつとこれは、大臣ですか。

○国務大臣(石破茂君) そういう御理解でよろしいかと思ひます。

いわゆる保管命令によつて生じたところの損失と、今、先生が御指摘のような損失はおのずから性格が異なるものかというふうなことを申し上げて、これやらないとかそういうことを申し上げていくわけではございません。しかしそのときに国力がどうなつていくか、その損害がどれくらいか、先ほどまじしく、ないものは払えないだろうというふうにおつちやいました。そういうようなこともないとは言えない、そのときにおいて考えるものと思ひます。

○山本保君 何か、そういうことではその人たちの権利はどうなるんだという気がするでもないですが、私などに言わせれば、だからこそこんな状態にしないようにしなくちゃいかぬのだという気がしております。今日のところはそれで私も納得していいと思ひます。

それから、これとも関連しますが、そうですね、今日お話が出ました、業務従事命令が出た場合の医療、建設、輸送関係ですか、この人たちに對して、生命、身体に對して何か万が一があつたとき、この補償についてはどうも規定がないようにも思ひますが、この辺はどうなつておりますでしょうか。

○政府参考人(守屋武昌君) 業務従事命令に對す

具体的な当該実費弁償及び損害補償に係る基準及び手続につきましては、現在政令で定めるべく作業を進めているところでございますが、災害関連法規に基づく実費弁償及び損害補償にかかわる基準及び手続を参考に適正な実費弁償及び損害補償額を確保することとしたいと考えておるところでございます。

○山本保君　昨日もこれに関して、消防団についてということで大変丁寧な質問がありました。私もちょっとお聞きしたいんですが、消防団の方とかボランティアの方とか、こういう方についてはどうなんでしょう。

つまり、今のお話ですと、公務員であります
と、そういうもう状況あります、今までの規定が
ありますので、それに応じた政令で定めるという
ふうにお聞きしたんですけれども、それ以外の方
についてはどんな、もちろんこれから定めるわけ
ですけれども、どういうことを考えられておりま
すか。

○政府参考人（増田好平君） お答えいたします。

まず、消防団員でございますけれども、消防団員は特別職の地方公務員でございますので、例えば武力攻撃事態において消火活動や救助活動また避難住民の誘導等の活動を実施したことによりまして消防団員が死亡、負傷等をした場合には、いわゆる公務災害補償により対処することになります。一方、国民が被災者の救助の援助など対処措置の実施に協力したことにより死亡、負傷等した場合についても、国民保護法制について損害の賠

○山本保君　まだ幾つかあったんですけど、今日はこのぐらいにしたいと思います。
 ありがとうございました。

○平野達男君　国会改革連絡会の平野達男でございます。

冒頭「ちょっと、昨日、地震がございまして、地震の震源が宮城県沖ということで、実は私の出身は岩手県でございます。地震がありまして、電話が通じなくて随分困ったんですが、今朝、会館に來てみましたら、ファクスが入ってありました。

防衛庁からです。地震があったのは十八時二十四分ごろということが出ていまして、十八時三十分防衛庁災害対策室設置、十八時三十一分以降海自航空機三機離陸、四十五分陸自ＬＯ派遣、十八時四十六分以降陸自航空機八機離陸ということで、一連のこういうことがありましたというファクスが入っております。

こういったときの自衛隊のある意味での頼もしさとか、ということをちよつと感じましたというのを冒頭ちよつと申し上げさせておいていただきたいと思います。

それで、質問に入りますけれども、先般、いわゆる防衛出動の発動、これは下令と言うらしいんです、言うようですが、防衛出動と武力行使というのはこれは別であつて、防衛出動をやった後にいうのはこれ別である、急迫不正、急迫不正って何でいふのかと聞いたら、急迫不正というふうになら

れましたけれども、急迫不正というのは、四文字熟語というのはなかなか使いませんよね。そういうことで、ちよつともう少し説明をしていただきたかったです、急迫不正。

それから、あとほかに手段がない、それから必要最小限という、この三要件が満たした場合に武力行使を踏み切るということで、しかれば、その武力行使の踏み切るかどうかの決定はだれがするんでしょかという質問をして、それが今の自衛隊法上の中でどこで位置付けられているんでしょ

わった経験がございまして、ダムの例に例えるまでもないんですが、例えばダムでありますたら、河川法にせよ土地改良法にせよ主務大臣がダムの建設を決定する、あるいは都道府県知事が決定するとはっきり書いてあります。ほかの法律でもそ

うだろうと思います。決定したら、じゃ、しかればダムはどこで造るか、どういう構造で造るかということは、これは下に下ろされる。ましてや、ダムの構造なんかのタイプとか、どういうタイプにするかというのは設計基準があって、これはプ

口の世界に入ってくるわけですね。ここはここでもうそちらの方に任せるということで、ある程度流れがしっかりしているわけです。

私がお聞きしたかったのは、ダムを造るならダムを造るといふときに、ほかの例えば河川法とか土地改良法の中では主務大臣あるいは都道府県知事といふふうにはつきり規定があるんですが、自衛隊法を読みますと、防衛出動の下令というのは内閣総理大臣とはつきり書いてあるんですが、その武力行使といふところがどこで読むんだらうかかというところをお聞きしたかったです。

ただ、私も後日、昨日です、私の議事録を読んでもみたら、法令のことを聞きたいのか、実態のことを聞きたいのか、ごちゃごちゃでちよつと質問したところをごいまして、私の質問がちよつとはつきりしなかったところがあったと思います。改めて、今の自衛隊法の中でこの武力行使

というのどこで読んでいるのかという、だれが発動するのか、命令するのかということの解釈を御説明をちよつと改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 委員の御指摘も踏まえていろいろその整理をしました。大変いい御指摘をいただいて感謝を申し上げる次第でございます。

これは結局、理屈からいうと、七条、七十六、八十八条ということになるんだろうと思つて

あるかという点、七十六条一項により、防衛出動ですね、出動を命じられた自衛隊は必要な武力を行使することができると。これが八十八条です。その、じゃ七十六条一項というのは何かといいますと、七十六条は、内閣総理大臣は我が国を防衛す

するため必要があると認める場合には自衛隊の出
 動を命ずることができると、こういうことになり
 ます。

じゃ、内閣総理大臣の権限というのは一体どこ
 に書いてあるんだということを見ますと、今度は

第七條ということになりまして、内閣総理大臣は内閣を代表して自衛隊の、失礼、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有すると、こういう形になっておるわけでございます。直接は八十八條でございます、それは七十六條の、よつて出動を命じられると、こういう構成になっております。

七十六条に書いてある内閣総理大臣の権限といふのは第七条と、こういう構成になろうかと存じます。

○平野達男君　今のお話を整理させていただくと、七十六条第一項で防衛出動、下令がされる、それを受けて、その八十八条で防衛出動を命じられた自衛隊は必要な武力行使を行うことができるということで規定している。じゃ、しかば、先ほど、その指揮監督者はだれかというのと内閣総理大臣だということで、内閣総理大臣になりますよ

という、そういう御答弁ですね。

そうしますと、こういう質問というのは前にも多分私はあつたはずだと思つていまして、多分あつたのかどうかと私も調べましたら、一九八五年にやつぱり政府答弁書ということで、これは中曽根内閣総理大臣だと思ふんですが、政府が行うことになるという答弁書がありまして、今回の御答弁はそれを更にクリアにして、内閣総理大臣というふうに言ったのかなというふうに感じたんですが、これはちょっと御通告申し上げていませ

でしたけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは恐らくこういうことなのだと思います。

私どもが答弁を申し上げておりますのは、自衛権の発動として武力の行使を行うか否かの判断は、最高指揮監督権を有する内閣総理大臣が行うものと考えている、こういうふうな答弁を申し上げております。そして七条は、先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣は内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する、こういう形になっております。内閣総理大臣に二つのタイプがあるのは御存じのとおりでございます。

そうしますと、これは政府として言おうとも、内閣を代表する内閣総理大臣が言おうとも、その意味は同じだということに考えております。

○平野達男君 今の御答弁を、これは御通告もしていなくて恐縮なんですけれども、政府統一見解という承りですけれども、これはちょっとと通告、今突然なんですけれども、もしそうでなければ、また後日ということで委員長にお願いしたいと思うんですが。

○国務大臣(石破茂君) これは、この件について政府統一見解かどうかということは、あるいは委員長、あるいは理事会の御判断として政府統一見解を出せということであれば、そういうことに相なるうかと存じますが、この点につきまして政府内におきまして不一致はございません。

○平野達男君 じゃ、委員長にお願いいたしますけれども、これは非常に大事な点だと思っておりますので、統一見解という形で出したいだけなんですけれども出していただくということをちょっとお願いしたいと思っております。

○委員長(山崎正昭君) お諮りいたします。ただいまの件につきましては、後刻答弁するよう求めます。整理してください。

○平野達男君 理事会。
○委員長(山崎正昭君) 理事会、済みません、理

事会で。

○平野達男君 それでは、次の質問に移ります。

集団的自衛権というのは持っているけれども、行使しないということでは解釈がなっていないが、しかし、やはり自衛隊としても何かをしなければならぬというところで、武力行使と一体にない範囲であれば、例えば後方支援ができるということでは周辺事態法が仕組みられているというふうに理解していますけれども、この武力行使と一体とならないということについての定義につきまして、これはもう過去において何回も国会で議論があったと思いますし、今日、それを鋭く追及された委員も、当日ここにおられますが、改めて内閣法制局にお伺いしますけれども、武力行使と一体とならないというその定義をちょっと御説明願いたいんですが。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お答えいたします。

お尋ねのいわゆる一体化の理論と申しますのは、仮に自らは直接武力の行使をしていないといえども、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける可能性があって、そのような行為については憲法上やはり許されないとするものであります。言わば法的評価に伴う当然の事理だということに説明しております。

それで、実際それは何かということでありまして、けれども、従来の御説明を改めて紹介いたしますと、他国による武力の行使と一体となすかどうかという判断基準につきましては、次のような要素を総合勘案すべきものというふうに説明しております。すなわち、一つには、戦闘行為が行われている地点と支援行動がなされる場所との地理的関係という要素、それから二つ目には、当該行動等の具体的内容という要素、三番目には、他国の武力の行使の任に当たる者との関係の密接性といった要素、それから四つ目に、協力しようとする相手の活動の現況という要素などの諸般の事情を総合的に勘案して個々の判断されるべきであるというふうに説明をしております。

す。

○平野達男君 それが従来の答弁で、私がちょっと非常に首をかしげるのは、その解釈がなぜ周辺事態法、実はこれ成立してしまっていますから、成立していますから今更こんな議論をしてもしようがないんですが、後方地域の中で、「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲をいう」ということで、ここが、ここでやる輸送活動がなぜ武力の行使と一体にならないのかというものが、ちょっと解釈上はちょっとギャップがあるような感じがします。

これは、これに対する答弁は要りません。これからの質問は、いわゆる武力攻撃事態、特に「等」の中の予測される事態と周辺事態との関係でございます。これも衆議院等の議論の中でいろいろ議論があったと思います。

A国とB国が紛争状態になって、それが周辺事態になった、そのときにC国が日本に対して武力攻撃を仕掛けてくるような、要するに予測される事態になった、こういうときは周辺事態法と武力攻撃事態法が併存する、これは分かりかと思いますが、それから、A国とB国が紛争になって、このうちA国が、どうやら日本がやはり後方支援をしているのはけしからぬ、補給活動をしているのはけしからぬということで攻撃をするぞといううなしぐさを見せる、これは予測事態になりますね。そうすると、周辺事態から予測される事態に、武力攻撃事態法に移行する、つまりスイッチするということはある得るかなと思っておりますが、これはこういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 理屈の上からはそういうことはあり得ることだと思っております。全くそういう可能性が全然ない、今、委員が御指摘になったようなAとB、そのAが我が国に対して武力攻撃を仕掛けるというような意図を持ちということになれば、それは可能性としてゼロだとは思いません。少なくとも、そういう事態が全くあり得ず、武力攻撃予測事態というものがある場合、場合に認定されないということだとは思いません。

○平野達男君 そのときに、今の後方支援というのは、先ほど言いましたように、あえてこれは安全な地域というふうに、私は、戦闘行為が行われているとかということで言いますとややこしくなりますから、安全な地域だということに言ってしまうんですが、そこまで、公海上まで出ていっている事態があるわけですね。

そうすると、A国とB国の紛争が周辺事態で、これは本当は収めるために米軍がそこに行っている、それを収める活動に日本の自衛隊が後方支援という形で活動するわけですが、ところが収まらないでどんどんどんどん戦火が拡大してきた、それがどうも日本に波及しそうだということになりますと、自衛隊は恐らくどんどんどんどん下がってこなくちゃならない、そういうことが想定されると思います。

しかし、ここでおかしいのは、そのA国とB国がそこで収まればいいんですが、収まらなくてどんどんどんどん戦火が拡大して、アメリカが、米軍がそれをもう一生懸命抑えようとしている行動をしている。しかし、それが収まらないでどんどんどんどん火の手が上れば上がるほど自衛隊が下がってこなくちゃならない。そういう大きな矛盾が今のこの制度にはちょっとあるんじゃないかと思っておりますが、この防衛庁長官はどのような考えをお持ちですか。

○国務大臣(石破茂君) 武力攻撃予測事態にいたしましても周辺事態にいたしましても、どちらにしても我が国に対する武力攻撃は発生してないという点において共通をしております。我が国に対する武力攻撃は発生していませんから、我が国は自衛権の行使としての武力行使ということは当然できないし、そしてまたそれと一体化するようなこともできないということになります。

そして、一体化とは何かといえば、今、法制局から答弁申し上げたとおりということになります。が、そのところ、まさしく委員がおっしゃいますように、そういうようなことがきちんと峻別できるのかというようなこと、そこは私もきちんとしませんが、これは法律ではそう書いたけれども実際はそんなことできないよということになってしまっているように思います。

そこをどのように考えるか。スイッチするところをどうしました。スイッチする事態がないとは私は言いません。どちらにしても、我が国に対する武力攻撃がなく、私どもとしては武力の行使ができない、一体化するようないかなることもできない、ありていへば言えませんが、その辺をどのように整理するのかということは重要なことだと思っております。

ですから、脱法行為とは言いませんが、迂回してそんなことが実にはできないようなことができるというように受け取ることがないように、きちんとその辺はしなければいけないと思っております。

○平野達男君 詳しくは武力攻撃事態下の米軍支援のところということで別途法律を作るといいますが、いざにせよ、今の集団的自衛権は行使しないよ、行使できませんと、しかしやっぱり何らかの支援をしなくちゃならないということできりぎりの解釈をして輸送活動をやっていると、輸送活動ですね、公海上の。しかし、これは私が言いましたように、火事に例えますと、向こうで火事が起こって、こちらに火の粉が来ないと。小さいときには自衛隊は行って輸送活動して支援しましょうと。どんどんどんどん大きくなってきたら下がるという事態になるんですね。

本当ならば、そういうときだからこそ本当は自衛隊は行って輸送活動を、補給、輸送でもあるいは補給でもいいです、やってやらにやいかぬはずなんです。ところが、そういう仕組みになつてい

ない。この仕組みになつていない最大の理由は何かというところ、集団的自衛権を行使できないからです。

私も、集団的自衛権というところ、すぐ武力攻撃、敵地攻撃みたいなことを言いますけれども、日本は専守防衛と言っているわけですから、敵地攻撃能力というのは持たないと言っているわけですね。そういう前提で集団的自衛権を行使するのであれば、どういふときに行使するか。米軍が外へ出たときは、少なくとも周辺事態のときまではやはり後方支援、これは私らの解釈では兵たんも立派な武力行使だと、一端だと思っております。これは日本はこれは安全なところでやっていますから武力行使にはなりませんと言っていますけれども、相手側から見たら、遠くでやろうが近くでやろうが、自分の国を攻撃している国に対して支援している国というのは、これは敵対国だと見るんだと思うんです。これは先ほどの議論の中にもあったとおりです。

ただ、ここから私がちよつと解釈が分かれるのは、だから引けというんじゃなくて、やはりここはしっかりと位置付けて、集団的自衛権というのを位置付けて、しかしやっぱりその周辺事態法の中においては、周辺事態が起きた場合には後方支援に徹するというような枠組みを設定するというのもあつてもいいんじゃないかと。ただ、今の発言は、私が言っているのは、今までの解釈を変えろという重さ、それからつらさ、そういうことを多分私は分かっていませんから、そういうことを前提で今しゃべっていることだけはちよつと申し上げておきたいと思っております。

ただ、そうした方が今の日本の自衛隊の活動、自衛隊の活動の在り方、それから防衛の在り方については非常にきつとするというところを改めて申し上げておきたいと思っております。さらに、これは、じゃ周辺事態法の地域の周辺地域以外はどうするかというところについては、これは国連の平和維持活動に限って、武力行使を伴うものであつても自衛隊を派遣するという、そういう考

え方があつてもいいんじゃないかと。そうすると、それがさらにまた集団的自衛権と抵触するんじゃないかという議論が出てくるんですが、私もこれは必ずしもそういう議論をしなくても、国連憲章と日本国憲法との整合性で説明できるといふ一応考え方を持っていますので、ちよつと併せてちよつと紹介をさせていただきますと思ひます。そこで、次の質問に移りますが、これはちよつと官房長官、見えましたので、いきなりで質問よろしいでしょうか。

武力攻撃事態等というのが、の中に予測される事態というのがあります。この予測される事態にも、例えば、これ、いきなりの質問なんですけれども、我が国に必要な物資を運ぶタンカー、これは船籍、国籍が日本じゃありません。どこかの外国の船です。予測される事態にそのタンカーが攻撃を受けたとき、これは日本のタンカーじゃありませんよ。それからもう一つは、予測される事態のときに、米海軍が日本海を航行中、警戒に当たっているかもしれない、米軍が攻撃を受けたとき、これを我が国に対する攻撃とみなすかどうか、これはどのように整理されますか。

○国務大臣(福田康夫君) なかなか難しい質問でございますので、詳細はまた防衛庁長官に聞いてください。

その上で申し上げますけれども、この対処法案に言っております我が国に対する武力攻撃というのは、これは基本的に我が国の領土、領海、領空に対する組織的、計画的な武力の行使、こういうことを言っております。

特定の事例が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たるとかどうかということにつきましては、個別の状況に応じて判断すべき問題である、こういうふうにかねてより答弁をいたしております。あらかじめ定型的に、類型的にお答えすることは困難であるということでございます。○平野達男君 今の答弁を私なりに解釈すれば、予測される事態においても従来の解釈は変わりま

せんということなんでしょうか。そういうことですね。よろしいですね。はい、分かりました。それじゃ次の、分かりましたと言つて、私は実はそれで不安なんです、そこはそういうことで取つておきます。

それから、次の質問に入りますが、今回の自衛隊法の改正の中身です。

自衛隊法の改正の中に、展開予定地域という概念が今回新しく出てきます。これは予測される事態の下での概念であります。これは内閣総理大臣の承認で長官が決めるということなんです。この条文を読みますと、公示をするという規定がありません。一方で、防衛出動が下令されますと、自衛隊の行動に係る地域以外の地域の範囲については、これは公示で定める規定があるんですが、この差というのは一体何なんですか。これは政府、事務的な話かもしれませんが、このように思っています。

○政府参考人(守屋武昌君) お答えいたします。先生御指摘の案件は、自衛隊法第七十七条のごいふことですが、これは、防衛庁長官が展開予定地域において防衛施設構築措置を命ずることができ旨を規定しているものでございます。展開予定地域として、同条は、出動を命ぜられた場合に自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ防衛をあらかじめ強化しておく必要がある地域であると規定しております。

また、防衛、防衛をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域とは、自衛隊がその持つてい能力を最大限に発揮し、かつ相手国軍部隊の攻撃から防衛するため、事態緊迫時から防衛施設を構築しておく必要があると認められる地域を指すことから、後方支援を行う部隊の集結地であることのみをもつて展開予定地域に該当するということは基本的に想定していないところでございます。

また、防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二に基づきまして防衛施設を構築する措置を命じる際は、同条に規定されているように、その範囲を定めて命ずることとされているところでございます。

が、これは本措置が国民の権利義務にかかわることからその範囲を明確にするとの趣旨でございまして、かかる趣旨を踏まえまして、当該範囲については告示することを考えているところでございます。

なお、展開予定地域内においては将来戦闘が行われる可能性があることから、住民の避難措置が必要と考えられる。かかる措置の具体内容については、今後国民の保護のための法制を整備していく中で対処していくことになると思っておりますけれども、このような事態に住民を安全に避難させるべきことは当然であって、遺漏なきよう処置してまいりたいと考えているところでございます。

○平野達男君 今の答弁、ちょっと分かりにくかったんですが、公示をするかしないかということと、その違いを聞いたんですが、結局答えは何ですか。今は全体のずつと説明だったと思うんですが、私の質問は一点です。

○政府参考人(守屋武昌君) 今、答弁の中でもお答えしたところでございますが、防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二に基づきまして防衛施設を構築する措置を命じる際は、同条に規定されているように、その範囲を定めて命ずることとされておりますので、これは国民の権利義務にかかわることと、そしてその範囲を明確にするということとでございまして、この当該範囲については告示することを考えていると、こういうことでございます。

○平野達男君 それは、法律に規定しないということになりますと、これは細かい話ですけれども、施行規則が何か書くということですか。法律に明示しない、本文には明示していませんけれども、施行規則が何か書くということですか。

○政府参考人(守屋武昌君) 政令におきまして具体的に措置することを考えております。

○平野達男君 分かりました。政令で定めるところふうには書いていないけれども、政令で書く、こういうことですね。分かりました。

そうしたら、先ほどの、次の質問に移ります。

けれども、展開予定地域というものを今の中では、お話では政令によって公示をするということになりましたので、公示されると思っております。そうすると、公示された地域の住民というのは、これは予測される事態なんですが、どういう行動を取るだろうという前提に立って今回の法律を仕組んでおるのか。

これは官房長官にお伺いしなくちゃならないと思うんですが、要するに、予測される事態のときにこの地域は展開予定地域ですよというふうに公示をするわけです。その公示をされたときに、その地域に該当する住民というのはどういう行動を、どういうことを考えるだろうかということ想定して今作業されておるのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 予測がされるような事態において、展開予定地域内におきましては将来戦闘が行われる可能性があるということでありまして、ですから、住民の避難措置がまず必要だということに考えられまして、このような措置の具体的な内容につきましては、今後、国民の保護のための法制を整備している中で検討してまいりたいと思っております。

○平野達男君 そうですね。そうすると、展開予定地域はもう既にそこからはもう避難させるということですね。そういうことでよろしいんですね。分かりました。その措置は私も絶対必要だと思います。

展開予定地域と言われたときに、武力攻撃事態であろうが予測事態であろうが、その地域の住民にしてみたらこれは大変なことだと思います。最悪の場合は、パニックとは言いませんけれども、大混乱に陥る。ですから、展開予定地域が公示されると同時にやはり地域が動き出して、その地域の方々は一斉にやっぱ避難していただかなければならないというふうに思いますので、そこをちゃんと確認したかったということです。そこはそうしたら、このときに、例えば一つの想定の問題なんです、物資の保管を命ずるということができるといふふうにされています。これは武力事態になったとき、防衛出動が下令されたときですね。そうすると、展開予定地域というのは、将来物資の保管の命令が発動される可能性があるところなんです。そうすると、住民は何と考えるんだろうかと。私なら、まず買占めに走ります。物価が上がります。そうしますと、石油とかなんとかというのをそこに置いておかないで、全部外に持っていくということを私ならやるかもしれない。ただし、しかし、物資の保管命令というのは防衛出動が出されないと出せません。展開予定地域のときはこれは危ないですよと出して、もう場所も特定してしまいます。そこにいろんなガソリンスタンドがあつたり食べ物があつたり医薬品があつたときに、これは自衛隊が来るから、じゃ、私はこれ来るかもしれないと取っておく人もいるかもしれない。いるかもしれないけれども、大体こういうことがありまして、さて大変だ、食糧物がなくなる、トイレトベーパーがなくなる、あれがなくなるといつて買占めに走る。それから、倉庫にあるものはじゃ値上がりを持っていくことで、その倉庫からあるやつを移動してしまう。そういう行動があると思うんですが、そのときに、武力攻撃事態が起こったときに、実はもう極端な話しますと、物資の要するに保管を命じようと思つて行つたときにもう何もなかったということも想定されるかもしれない。せんが、これはもうこういうことでやむを得ないというよりも、これはどのように考えておるんでしょうか。これは想定の問題ですけれども。

○政府参考人(守屋武昌君) 先生の御指摘の点、もつともでございますけれども、私どもが自衛隊の部隊を展開したときに必要とする物資やサービスは、まず民間企業との契約による調達を基本としておりまして、これは平時も武力攻撃事態においても変わらないということをまず申し上げておきたいと思っております。

それで、じゃ、自衛隊法の百三条がどうしてこ

ういう規定が置かれたかということでございますが、防衛出動を命ぜられた場合において、先ほど申し上げました契約による調達が困難な場合であつて、これだけでは不十分でございまして、自衛隊の任務遂行に必要な場合にこの同条の要件に従い行われるということでございます。

これは、自衛隊が防衛出動を命ぜられた場合には、任務遂行上、大量の物資等を緊急に調達しなければならぬことがあり得るわけでございまして、武力攻撃事態という事態の特殊性をかんがみれば、契約による調達が困難となる場合も予想、想定されるということから、特に設けられた制度でございまして。御理解いただきたいと思います。

○平野達男君 これは本当に難しいと思っておりますけれども、予測事態という事態と、武力攻撃の本当におそれ、じゃない、失礼しました、緊迫した事態というものは、多分私は、住民にとってはほとんど区別付かないんじゃないかというふうに私は思います。

そして、今の中で契約でやるというふうに言っていますけれども、いわゆる予測される事態の中では契約行為でその物資の保管をする、契約を結ぶんだというふうに言っていますけれども、そもそもそんな契約自体が結べるような状況にあるかどうかということも、私は、その展開予定地域が、ですから冒頭で展開予定地域というのはどういう、指定されたときにどういう状況を想定しているかということをお聞きしたんですが、そういうことになっていない可能性があるんじゃないかというふうに思いますので、私はむしろ、展開予定地域を発令したと同時に、ここが難しいんですけれども、武力攻撃事態等が発令されたというのと同じような措置が、似たような措置が必要なんじゃないかなというの、ちよつとこれは個人的な考え方ですけども、若干かなる厳しい措置になりますけれども、というふうな考え方をちよつと今持っていますので、これはこれから国民保護法制を検討するに当たって、この予測される事態というのはやっぱり非常に重要なところ

でありますので、しっかりと検討をしていただきたいというふうに思います。

そこで、以下、細かい話を何点か聞いていきたいと思ひます。

先ほどの取扱物資の保管を命じという話になります。これは非常に細かい話で申し訳ないですけれども、物資の保管といふと、物を置いてそこに人がいなくちゃならないという感じがするんです。そうしますと、この中でもう一つ概念があるのは、何だっけ、失礼しました。業務、従事することを命ずる、要するに仕事を従事することを命令することができるといふことで、土木建築工事、輸送の業務と、この二つに対してはその規定があります。

ただし、物資を保管すること、保管を命ずるといふ、人の規定がないと思うんですが、これは保管といふ場合には、例えば先ほどの議論にもありましたけれども、冷蔵庫を置いてありますよと、栓は抜かれませんと、あとはさようならという言葉、言い方が適当かどうか分かりますが、置いていていいのは、そこを離れるというのは許されるという解釈でよろしいでしょうか。

○政府参考人(守屋武昌君) 百三条に基づく保管命令によりまして課される義務でございますが、これは累次御答弁申し上げているように、基本的には保管物資を転売等をしてはいけないという不作為義務を課するものでございまして、作為義務につきましても、保管行為を開始するに当たって保管に必要な措置を講じるなどの一過性のものに限られるというふうに理解しております。継続的な労働従事義務は含まれないと解しているところでございます。

よろしうございますか。

○平野達男君 分かりました。

先ほどみたいには私知りませんというふうに言う人は多分余りいないと思いますが、念のためにもちよっとお聞きしました。

それと、じゃ、しからば次の質問なんです、

土木建築工事、輸送の業務、これは業務命令を出します。避難したくても避難できない。これを拒否してもいいかという議論もありますけれども、私はむしろそこの議論じゃなくて、実費を支払うといふことを政令でもって規定するといふ考え方でいい。

○政府参考人(守屋武昌君) これも百三条の第十一項において、政令で定める基準に従いその実費を弁償しなければならぬといふことは先生の御指摘のとおりでございますが、この同条第十二項において、業務に従事した者がそのために死亡した場合に政令で定めるところにより損害を補償しなければならぬ旨が規定されていふところでございまして、この当該実費弁償及び損害補償に係る基準及び手続につきましては、現在、政令で定めるべく作業を進めていふところでございますが、災害関連法規に基づく実費弁償及び損害補償に係る基準及び手続を参考に、この適正な実費弁償及び損害補償を確保することとしたいと考えているところでございます。

○平野達男君 分かりました。

ただ、私は、その災害関連法でいいのかどうか。これはもともと危険が伴う、もちろんこれ戦場地域の中に入らないですから、その後方地域でしか活動しないわけですから、もともと危険が伴うといふことなので、そこは十分に配慮してもいいんじゃないかといふことを、ちよっと細かい話ですけれども、申し上げさせていただけます。

それからもう一つ、これ細かい話なんです、更に細かい話ですけれども、百三条に、いわゆる物資の保管命令とか何かを掛ける対象として、長官又は政令で定める者の要請に基づき、都道府県知事が行うと書いてあるんですが、この長官又は政令の、政令というの、これは今どういう規定になっていふんですか。

○副長官(赤城徳彦君) これは私からお答えさせていただきますが、この現行の自衛隊法第百三条

において、その土地の使用、物資の収用等について知事への要請権者のうち長官以外の者と、そのほかその対象者の範囲とか必要な手続、これは政令で定めることになっております。

この政令については、国民の権利義務に関する事項を含むものでありますので、慎重な取扱いを行うべきという判断から、これまでその制定はされていなかったところで、これについては防衛庁として制定が必要であると考えて、これは五十六年にこの「有事法制の研究について」といふのを公表いたしました。その中に「自衛隊法第百三条の政令に盛り込むべき内容について」といふのを公表して、その中に記述してございます。

こういうことで、この有事法制の一環として検討を続けてきたところでございまして、今回のこの改正案の中にも政令規定事項がございまして、これらについては、この法案、自衛隊法改正案が国会での御承認をいただいた後、この制定の手続に入りたいと考えております。

○平野達男君 ですから、これ政令でなると、国会の審議の対象に、直接的な審議の対象にならないといふことで、でき得ればこの政令といふのはこれ、本当はこの部分は非常に肝心な部分で、この部分も、昨日の、失礼、この間のROEの議論に通じるかもしれませんけれども、本来であれば、だれがその権限を持って都道府県知事にそういった要請なんかをお願いできるかという非常に重要な規定で、これ長官だけだったといふのは、私もこれは非常にこれ後で、今聞いて、後で知つてびっくりしたんですが、これ今本当にどういふことで考えているか、これも今の段階でこれ御紹介できませんか。

○政府参考人(守屋武昌君) 百三条の政令に盛り込む内容につきましては、これは防衛庁におきまして有事法制の研究といふものを行ってきたわけでございますが、昭和五十六年の四月二十二日にこの百三条の政令に盛り込むべき内容につきまして国会に御報告しているところでございます。今、先生の御指摘の要請者といふことにつきま

しては、物資の収用とか土地の使用等について都道府県知事に要請する者は、防衛出動を命ぜられた自衛隊の方面総監、師団長、自衛艦隊司令官、地方総監、航空総隊司令官、航空方面隊司令官といふことでございまして、第一線の指揮官といふ末端の部隊長ではなくて、戦況全般を把握できる責任のある立場の者が、地元の事情によく通じておりました都道府県知事に依頼するといふことで考えておるところでございまして。

○平野達男君 それが政令に記載する事項だといふことですね。分かりました。

あと、まだ細かい点が何点かございますけれども、ちよっと中途半端になるかもしれませんが、今日ここで打ち切りたいと思ひます。

○田英夫君 今朝の幾つかの新聞に出ておりましたけれども、さきの小泉総理の訪米、日米首脳会談をめぐりまして、対話と圧力という最終的な北朝鮮に対する姿勢といふ点で合意したと、こういうことが出ております。それをめぐって、同行された政府の幹部の方の間で激論があったという、新聞によつて書き方が若干違ひますけれども、安倍官房副長官と田中審議官の間で、この対話と圧力という表現をめぐって、圧力は入れない方がいいという田中審議官の意見をめぐって激論があったという、大体共通点を言えばそういう記事であります。

これは、日本の対北朝鮮外交を考えたときに極めて重要な部分だと私は思ひますが、これは通告してありません、今朝の話ですから、受取方で結構ですが、川口外務大臣はこの問題についてはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(川口順子君) 対話と圧力ということ、これは外交をやるとき基本的な考え方であるわけでございます。ずつと我が国の政府としては外交をやるときにこういう考え方に基づいてやってきているわけで、何ら新しいことを言っているわけではないといふことでございます。基本

的に、そういった考え方について今までもより明確な言葉で使ったと、そういうことであるということだと思えます。

○田英夫君 今日短い時間ですが、当面の外交の問題について、特に北朝鮮に対する外交というところを取り上げていきたいと思っているんですが、田中審議官が主張されたこと、つまり今、外務大臣は対話と圧力というのは外交の常識的なことじゃないかということですが、北朝鮮という相手に対して、圧力ということに対して非常に田中さんは気を遣っておられる。これは私もよく理解できるんです。

韓国の金大中前大統領、そして今度の盧武鉉新大統領も、ともにいわゆる太陽政策、北に対する融和政策というものを取っていて、圧力ということとを排しているわけですね。金大中さんは私も三十年以上の長い付き合いですが、彼がそういう姿勢を取ったことをよく理解できます。それは、もちろん朝鮮民族同士、同じ民族ですから、自分たちの特性というものをよく知っている、そういう中から出てきた外交方針だと思いますけれども、この太陽政策というものを日本政府はどういうふうにかえておられるか、韓国ですね。これは官房長官でも外務大臣でも、どうぞお答えください。

○国務大臣(川口順子君) 我が国といたしましては、今までもずっと韓国、それと米国と連携をしまして、北朝鮮に対する政策については一緒に考え、様々な会議を開き、やってきているわけでございます。それで、韓国の金大中大統領の時代から太陽政策、今は平和繁栄政策というふうな名前を変えていますけれども、については、我が国としては今まで評価をしてきている。

先日、G8の外務大臣会合がございました。私も出席をいたしましたけれども、そこで議長が最後に取りまとめた議長サマリーというのがございますが、その中でも北朝鮮については、我が国の小泉総理の平壤宣言、署名なさった平壤宣言とともに韓国の平和繁栄政策についての評価、ブラ

スの評価がそこにも書かれているわけでございます。

○田英夫君 今、日本の外交で最も重要な相手というのはいくらやアメリカだというのが常識になっているようでありまけれども、私は、やはりアジアの中の日本が生きていく外交の中で非常に重要なのはやはりアジア外交ではないかと。余りにも、戦後、日本はアメリカを向いて生きてきた。大変失礼ながら、若い議員の皆さんの議論を聞いてみると、ああ、アメリカを向いて育った人たちなんだという気が私にはいたします。もちろん、それも重要であり必要なことですが、今余りにも日本は、過去何千年と築いてきた古い歴史と伝統を薄めてしまつて、まだ建国二百年ちょつとのアメリカの文化、そういうものを至上のように取り入れているんじゃないか、そういうことが基本にあります、私の気持ちの中に。

そう思つて見ていると、アメリカのブッシュ政権の今の姿勢というものはこんなことではないのかという問題が非常に多い。いわゆる一国主義、その具体的なことは一つ一つ申し上げませんけれども、CTBTをめぐる、あるいは京都議定書も認めない、そうしたわがまま勝手というふうな、そういう世界の中に君臨をしているという姿勢、そして、ついに国連の安保理の調整がない中でイラクに軍事攻撃を仕掛け、イラク戦争をやつてしまつた。こういうアメリカの姿勢に対して小泉内閣は最も積極的に支持していたと、そういうことではないんだろかという思いがあります。

しかも、いわゆるネオコンと言われる新保守主義の人たちがそのブッシュ政権の重要な推進力になっている。そうしたいわゆる一国主義というふうな、あるいは武力という圧力で世界に君臨をするという、そういうやり方は実は推進しているのはネオコンである、こういうふうに言われているし、私もそう思います。

そういうアメリカに積極的に支持をしていくという、この姿勢でいいんでしょうか。そして、そ

のアメリカが北朝鮮に対しても圧力を加えると。軍事的にも、あるいは経済制裁というふうな問題も含めて、強い姿勢でいくことがいいことだと思つている。それでいいでしょうかね、外務大臣、どうですか。

○国務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃった基本的な幾つかのことについて、私は事実と異なることが随分あると思ひます。

米国についての考え方、これは人様々、いろいろあると思ひますけれども、例えば幾つか例を挙げれば、経済制裁を米国が推している、決してそんなことはございませんで、現在国連の安保理の場で経済制裁を云々している国は一つもないわけでございます。

それから、じゃ、日本がすべてアメリカの言うとおりにやっているか。日本は主體的に我が国の外交を考えているということでもあります。例えば、京都議定書を例に挙げられましたけれども、これは私は当時環境大臣として自分で交渉をいたしましたので、この経緯については多分どなたよりもよく知つていると思ひますけれども、我が国は我が国の利益を選んだということでもあります。

ですから、それから、そのネオコン、これはアメリカは非常に透明な国ですから、政策の形成過程、これもよく見えてくるということでございますけれども、決してネオコンがコントロールをしているということではないわけでして、これはいろいろな意見を政府全体としてまとめて意見が出てくるということだろうと思ひます。

我が国にとつて米国は同盟国であります。唯一の同盟国であるわけです。そして、我が国が外交の目的とするところというのは我が国の平和、そして安全、国民の安全、生命、財産の安全ということですから、それをどのようなやり方でやつて、それを確保していくかという際に米国との日米安保体制、これは考え方の基軸の一つ、重要な基軸であるわけです。

したがひまして、我が国としてはこれをやりながら、そしてこれを大事にしなごらいろいろな問

題について関係国、もちろん米国も含み、その他の関係国も含み、それを話をしながら我が国の利益を考えて主體的に選択をしていく、これが我が国の外交の考え方でありま。日米が国際協調かという二者択一の選択肢、この二つを対峙して考える物の考え方、そういうことは我が国としては取つていないということです。

○田英夫君 どうも何度かアメリカへ行つて朝鮮問題を議論したこともありま。北朝鮮にも一九七二年に初めて行きまして以来、何度か行つておりますし、そういう体験の中から考えると、もつと朝鮮のことを知るべきだ、理解するべきだということを知りま。今は、しかしアメリカは相当、一時よりも、以前よりも朝鮮問題については理解を深めてい、ある意味では日本よりも進んでいるかもしれないと思ふことすらあるんですけれども、例えば金日成時代と金正日時代の違いというのかなり感じま。

金日成という人は、やはり豪放いらくという言葉がびつたりするようない人でしたし、国民の支持というのを得るのは当たり前だなど、この人に対してはやっぱり朝鮮の人たちが尊敬をするのは分かるという気がいたしました。しかし一方で、この金日成という人が作つたあの国はやはり幾つかの間違ひをしていると私も思つています。

例えばそれは、社会主義国家というものをあの時代の中で作つたことは分からないではないんですが、純粹の社会主義だったかどうか。中国に比べると箱庭のような感じでやつておりましたけれども、同時にあれは明らかにやはり専制君主制に近い体制であつた。それはやはり間違ひだったんじゃないかと。

もう一つは、世襲をやりました。これもやはり取るべき道ではなかつたのではないかと。その結果として現在のキム・ジョンイル、金正日体制というものは非常にやつぱり間違ひた道に入つてしまつた。彼が政治の中に入つてきたのは一九

七〇年代からですから、その後のいわゆるテロ、更に拉致ということが起こってきていることは事実であります。

そういうことを見ていると、この日本としてのあの国とどう付き合うのかということは、今後非常に重要な課題になっているわけですから、相手をよく知ることがもつとあつていいんじゃないか、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

で、二〇〇二年、去年の九月十七日に小泉総理が北朝鮮に行かれて、その金正日氏と会われた。日朝首脳会談というのは歴史上初めてのことであります。これは私は大変なことだと思いますよ。それにこぎ着けたという努力は大変なことだと思います。それがせっかくそこまで行ったものが、逆に緊張状態を激化させることになつてしまつた、それは一体どういうことなのか。あそこまで行つたということは大変な成果だと思ひますよ。これについてどうお考えになるか、官房長官でも外務大臣でも結構です、どうぞ。

○国務大臣(福田康夫君) 北朝鮮との関係ですね。今後どういふふうにしていくのか。

先ほどちょっと圧力の話ございましたね。あれは我が国としてはいろんな場を通じまして、外務大臣も苦勞されてこの間のG8でも、G8の共同声明みたいな形でもつてこの拉致の問題も含めて、核開発の問題とかそういったような北朝鮮の現状に対して是正を求める、そういうような主張をしてきたわけです。そういう状況の中で今北朝鮮は現実の問題として核開発を進めようという、そういう懸念があるわけございまして、このことについて我が国もそうです、ほかの国もそうです、毅然として対応していくと。そして、そういう脅迫には屈しないと、こういう姿勢というのは極めて大事なんだらうというふうに思ひます。

そういうことを総称して圧力というふうなことであれば、これはもう従来から我が国は取つていくことでございしますので、何も改めて圧力と言わなくたって事態はそういうことであるわけござ

いますので、これは今後も引き続き北朝鮮がそういう懸念を持たせないようにするための我々の努力、働き掛け、これを続けていかなければいけないというふうに思ひます。

北朝鮮と日本との関係ということでいえば、これはこれから国交正常化をするということの、そのための交渉をするということで、この九月十七日の平壤宣言においては明記しておるわけでありまふ。その中で拉致の問題、核開発の問題もあります。そういう問題、解決していかなければいけないんでありますけれども、しかし今現実には拉致家族の子供たちがいるんですね、向こうに。これはどうしてもまず返していただきたいというのが、これは政府の一貫した考え方でありまして、そういう人道的なことについて北朝鮮側が誠実に対応していただきたい、そのことについては強く今後要求をしていかなければいけない。しかし北朝鮮に対して我々はあくまでも外交的に解決していきたいんだという、こういう意思表明はずつとしていくわけございまして、これに是非こたえていただきたいというのが我々の考え方であり、今後は、ほかの関係諸国、韓国、米国、中国、ロシア等々と相談をしながら、その方向で是非この問題を解決していきたいというふうに考えているところでございまして。

○田英夫君 やや時間がなくなつてしまいました。私が今日こういうことを申し上げたのは、今度出てきているこの法案をめぐつても緊張を激化させないということが一番大事だと。どこの国とも緊張状態作らない、融和でいける、話し合いでいけるという状態にするということが日本の外交の基本姿勢でなければならぬと思ひます。そういう中でこの問題を考えていただきたい。

私も、北朝鮮とは十年間、私の言動がもとで、私が見聞を言つた、そのことが気に入らないというところで音信不通にされたこともありまふ。彼らといかに融和的に付き合ひ、そして激発させないかということ、これを本当に日本のために考えて

いただきたいということを申し上げて、終わります。

ありがとうございました。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

平成十五年六月三日印刷

平成十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D